

## 外部評価結果に対する今後の対応の方向性と実施状況について

- 外部評価結果(平成22年度評価実施分)に対する実施状況一覧表 ..... 1～7ページ
  - 外部評価結果(平成23年度評価実施分)に対する実施状況一覧表 ..... 8～36ページ
  - 外部評価結果(平成24年度評価実施分)に対する実施状況一覧表 ..... 37～49ページ
  - 外部評価結果(平成25年度評価実施分)に対する実施状況一覧表 ..... 50～64ページ
  - 外部評価結果(平成27年度評価実施分)に対する今後の対応の方向性と実施状況一覧表 ..... 65～74ページ
- ※ 平成26年度は、外部評価を休止。

### ● 一覧表の平成27年度末までの実施状況の区分の説明

区分	説明
実施済	外部評価結果を実施したもの
一部実施済	外部評価結果の一部を実施したもの
代替手法で実施済	外部評価結果と同等の効果を別の手法で実施したもの
検討済	外部評価結果の全部又は一部を実施する方向で結論に至ったもの
代替手法で検討済	外部評価結果と同等の効果を別の手法で実施する方向で結論に至ったもの
検討中	外部評価結果の実施について検討を行っているもの
実施困難	外部評価結果の実施が困難なもの
現状では該当事例なし	外部評価結果について現状では該当事例がないもの

## ■ 外部評価結果（平成22年度評価実施分）に対する実施状況一覧表

- この一覧表は、平成22年度に実施した外部評価結果に対する実施状況を平成28年2月時点でまとめたものです。
- 外部評価結果の中に複数の指摘・提案が含まれている場合、①・②などの番号を付し、その番号ごとに実施状況を整理しています。
- 外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性は、平成22年度末時点の方向性です。そのため、現在の方向性や実施状況と異なる場合があります。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
1	新しいエネルギー（農林水産環境部）の導入と活用	行政評価	「省エネ・グリーン化推進事業」で、公共施設に太陽光発電設備を設置する計画であるが、 <a href="#">市民レベルでも太陽光などの発電設備を一層設置しやすいよう、他市の状況も参考にして事業を展開するべき</a> である。	太陽光発電施設の設置補助は国と府で実施されるため、本市では地域の特性である海風を生かした小型風力発電システム及び地域の森林資源を活用する薪ストーブ・ペレットストーブの設置に対して補助することとしている。	薪・ペレットストーブ設置に対する支援を次のとおり継続的に行ってきました。 ・薪・ペレットストーブ設置への補助実績 平成22～25年度:31件 ・小型風力発電設置への補助実績 実績なし ・平成25年度に整備した市民太陽光発電所の売電収入の一部を充て、従来からの薪・ペレットストーブ、風力発電設備に加え、新たに太陽光発電、太陽熱利用設備等の設置まで対象を拡充した再生可能エネルギー導入促進支援補助金により、次のとおり市民及び市内事業者が取り組む再生可能エネルギー利活用事業に対して支援を行いました。 ・再生可能エネルギー導入促進支援補助金交付実績 平成26年度:太陽光発電18件、木質ストーブ5件 平成27年度(12月末):太陽光発電9件、木質ストーブ4件	実施済
			エコエネルギーセンターの管理運営に年間約2,000万円を投入している。毎年多額の経費を要する当施設について、その <a href="#">設置意義や市にどのような展望や利益をもたらすのか明確にしながら、管理運営を行うべき</a> である。	エコエネルギーセンターを資源循環の中核施設として活用するため、平成22年度からモデル的に取り組んでいる家庭の生ごみ分別・収集やモデル圃場での液肥を使った栽培実証などによって廃棄物の減量及び環境保全型農業を推進することとしている。	・左記の対応の方向性のとおり設置意義や市への展望・利益を明確にしながら、管理運営を行っています。 ・平成22年度から家庭生ごみ分別収集のモデル事業を3集落80世帯で開始し、今後の取組方針を検討するデータ収集を行いました。 ・平成25年度には、生ごみ資源化ゼロエミッション推進検討委員会を開催し、これまでのエコエネルギーセンターを活用したモデル事業の取組をさらに拡げ、平成30年度には家庭生ごみの分別資源化を全市域で取り組むことを確認し、段階的に取組を拡大しています。 平成26年度:8地区 286世帯 平成27年度(12月末):11地区 1,040世帯 ・液肥利用栽培実証事業により、慣行栽培と遜色ない栽培結果が得られ、液肥の普及を推進する基礎データとして農家へ還元しました(平成22年度～平成23年度)。	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
1	新しいエネルギー (農林水産環境部) の導入と活用	行政評価	3	エコエネルギーセンター事業については、①費用対効果を踏まえた事業展開に一層努める必要がある。ただし、センターには、環境学習の場や観光資源といった付加価値がある。②その成果目標を示し、センター全体としての費用対効果を検証しつつ事業展開を図るべきである。	再生可能エネルギーの生産や資源の循環を学ぶことが出来る施設として環境学習での利用は非常に有効であると考えており、学校へ対しても学習プログラム等の積極的な提供を行うこととしている。また、視察者も年間を通じて訪れており、生ごみ資源化や環境保全型農業の取組も含めた総合的な事業展開を図っていく。	① ・平成22年度から可燃ごみの処理費用圧縮と最終処分量の削減につながる市内生ごみの資源化に向けた施設の活用を検討し、生ごみ資源化のモデル事業を実施しています。この成果も踏まえ、エコエネルギーセンターを活用した家庭系生ごみ資源化の段階的拡大に取り組んでいます。 ・平成22年度から液肥の普及による環境保全型農業を推進し、農作業の省力化と経費節減を目指すとともに、液肥利用農産物のブランド化による農家所得の向上に取り組んでいます。	一部実施 済
						② ・環境学習の場としてのセンター利用について、成果目標を設定し、また小中学校での利用勧奨する等その推進を図りました。 ○環境学習成果目標回数：児童・生徒の利用年間20回 ○実績回数 平成24年度：3回 平成25年度：3回 平成26年度：2回 平成27年度：6回(12月末現在) ・観光資源としての利用については、エコツアーなどの企画を検討したものの、具体的なプログラムの策定には至っていません。 ・これまで、メタン発酵消化液(バイオガスを取り出した際に発生する液体)の排水処理に多大な経費が掛かっていましたが、液肥の普及拡大が進み、消化液を液肥として全量を活用することで、平成24年12月から消化液の排水処理を停止し、効率的な施設運営形態に転換することができました。平成25年3月には再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けたことにより、売電収入も増加し、より効率的な施設運営を行っています。 ・さらに市内の家庭生ごみを資源として投入する取組を推進しており、資源循環型・環境保全型農業の推進とともにごみ最終処分量の削減、温室効果ガスの削減にも寄与しています。	一部実施 済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
2	地域 コミュニ ティの 強化	行政 評価	<p>1 合併により一層、地域コミュニティの自立性が重要とされる中、「地域まちづくり計画」は、たいへん有効なものと思われる。この<u>計画策定を促進すべき</u>である。</p> <p>2 次のことに取り組み、施策展開を図るべきである。  <u>① 地域づくりに対する学習機会や情報交換の場の提供等</u>  <u>② 地域づくりに携わる人材の育成</u>  <u>③ コミュニティ同士が連携する範囲の見直し</u>  <u>④ コミュニティ同士が連携し、活動する拠点の整理</u></p>	<p>地域まちづくり計画の策定は、評価結果のとおり大変有効なものと考えており、既に策定された計画(6地域)の具体的事例を市ホームページで公開するなど啓蒙に努め、さらに計画策定を促進する。</p> <p>平成22年10月に京丹後市まちづくり委員会からの答申を尊重し、地域のまちづくりを自治と協働により進め、また、地域の組織づくりを促進する。加えて、地域リーダーの育成を図る。</p>	<p>地域にぎわい創り推進員の職務の一つに位置付け、積極的に地区に向き策定についての説明を行っています。</p>	実施済	
					①	<p>地域の将来ビジョンを策定するため、職員と地域にぎわい創り推進員が区長説明会などに出席し、学習機会や情報の提供を行っています。</p>	一部実施済
					②	<p>地域づくり計画(地域の健全は発展と自治の振興を図るため、集落や旧村単位の自治会が作成)や里力再生計画(地域課題解消のため、複数集落による地域連携組織が作成)に基づく、地域活性化の活動への支援を通じて、地域づくりに携わる人材の育成やコミュニティ同士の連携が図られているところです。</p>	一部実施済
					③	<p>このほか、市民協働のまちづくり事業補助金や市民力活性化推進プロジェクト事業補助金による市民団体や複数集落での活動への支援を通じて、地域づくりに携わる人材や組織の育成を図っているところです。</p>	一部実施済
					④	<p>連携組織の中心地となる地区集会施設の活用が、活動拠点にふさわしいと考えていますが、市役所庁舎の一部空きスペースを地域活動団体で利用いただいている状況です。</p>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
3	河川・海岸・港湾の整備 (建設部)	行政評価	1 市が管理する河川の改修について、 <u>地域要望を踏まえた数カ年の年次計画を立て、河川未改修箇所削減に向けた目標管理を図るべきである。</u>	河川整備は下流からが原則である中、未改修の市管理河川は、下流で合流する府管理河川の改修待ちが多く、計画的な改修が難しいのが現状である。 平成23年度から下流の鳥取川改修が終わった木橋川の改修に着手するが、今後も下流河川の改修状況を見ながら目標管理を図ることに努める。	① ・ 河川改修については、地域要望があったもののうち、優先度が高い箇所から一定の見通しを持って改修を行っていますが、地域要望に十分に対応できるだけの財源が確保できないことに加え、河川改修の完了まで複数年を要する(1か所の河川改修に対し、3年以上の年次計画を立てて改修を実施)ことから、1年間に実施できる改修箇所は、1か所程度です。 ・ 限られた財源の中で、その都度、優先度が高い河川改修を行わざるを得ない状況にあることから、仮に計画を立てたとしても、地域要望などの中から、優先度の高い事業が出てくると計画(改修予定箇所)を変更せざるを得ないこともあり、外部評価のご指摘の河川未改修箇所に応じた数年間の年次計画を立てることが難しいのが現状です。 ・ 上記のとおり、河川改修箇所に応じた数年間の年次計画を立てるところまで至っていません。	実施困難
			2 アメニティー久美浜公園の管理事業は、「水辺の景観整備」という施策方針の事業であるが、この方針と公園の現状が合っていないため、 <u>公園の有効活用を図るべき</u> である。	アメニティー久美浜公園では、平成22年度に木造の公衆用トイレを設置して、公園利用者の利便性の向上を図ったところである。また、公園に隣接する久美浜一区地区においては伝統的な街並みを保全・活用して地域の活性化を図ろうとする「街なみ環境整備事業」が実施されており、今後、こうした事業と連携しながら、より、広く京丹後市民や周辺に点在する観光施設に訪れる観光客が利用できるよう、久美浜一区地区と協働した地域振興資源としての活用を図ることに努める。	アメニティー久美浜公園は、主に市民の散歩やジョギングなどに利用されるとともに、花火大会の鑑賞の場としての利用や隣接する浜公園施設で行われる行事・イベントの際にアメニティー久美浜公園の駐車場が利用されるなど、広く市民や観光客に親しまれ、活用されています。また、左記対応の方向性のとおり、市民や周辺に点在する観光施設に訪れる観光客が利用できるよう、久美浜一区地区と協働した地域振興資源としての活用が図られているところです。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
4	(教育委員会事務局) 若者の育成	行政評価	1 高校生以上の青少年の参加が少ない理由は、参加できる事業自体が少ないためである。よって、 <u>②この年代を対象とした意向調査を実施し、①高校とも協力しつつ効果的な施策展開を図るべき</u> である。	高校生の意見を把握することも必要であり、市内の高校生を対象に、まちづくりへの参加に関する意向調査を平成24年度に実施する。 なお、併せて青年層の意向調査も実施し、その結果を踏まえ効果的な事業展開を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校生や青年層への直接的な意向調査は未実施ですが、社会教育事業の一部では、市内高等学校と協議しながら高校生の参画と運営協力を依頼しており、高校生が参加する事業として赤ちゃんとのおふれあい交流事業を実施したり、夏休みのキャンプ事業へ高校生がボランティアスタッフとしての参加したりしているところです。</li> <li>・ スポーツ事業では、一部ボランティアスタッフとして運営に参加・協力できる体制をとっています。</li> <li>・ 新たに組織化した本市の青少年健全育成会には、高等学校の関係者にも参画してもらうとともに、事業を通して高校生とのかかわりを深めるよう努めています。</li> </ul>	一部実施済
			2 「まちづくりへの若者の参加促進」という施策方針に係る構成事業が「成人式開催事業」のみであるため、 <u>その他にも事業を実施するなどの工夫が必要</u> である。	地域の若者が、地域づくりのための提言や地域の良さを外部に発信する活動を行う組織をつくることを目指している。まずは、この組織づくりに向け、交流事業を平成24年度に実施する。	20歳以上40歳以下の市内の若者が集い、市の将来のビジョンや課題について議論する京丹後市まちづくり青年塾を平成24年10月から開講し、市が直面する課題の中からテーマを定め、学習と検討を行い、市へ政策提案を行っていません(開講に先立ち、青年塾メンバーによる交流会も、平成24年6月に実施)。	一部実施済
			3 町域を超えた交流事業や都市との交流事業は、子どもを成長させる効果的な事業であり、交流事業を経験した子どもが成長したとき、ボランティアとして支援者になるなど有意義な事業である。 <u>地域の協力を得ながら積極的に推進するべき</u> である。	子どもの体験事業により、さまざまな校区や町域の子ども達が交流し、互いの理解や協力の必要性を感じてもらうことで、子ども達の健やかな成長を促していくことを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの体験事業について、従来からの市内の子ども全てを対象にする事業に加え、平成22年度から2つ以上の地域公民館による合同事業(町域を超えた事業)を行っています。</li> <li>・ 友好都市交流事業として、木津川市の少年野球チームとの交流事業を継続して支援しています。</li> <li>・ 北部合唱団交流事業として、北部地域(福知山以北4ブロック)の合唱団交歓演奏会を継続して支援しています。</li> </ul>	実施済
			4 地域子ども教室等の事業は、土日の開催であり、スポーツ少年団活動と重なり、参加できない子どもも多いため、 <u>平日での事業実施に努め、できるだけ多くの子どもたちに参加してもらえるよう工夫するべき</u> である。	子ども教室は、子どもの選択肢を広げ、より多くの子どもが地域で活動できるように現在の活動を継続して実施する。 なお、事業実施は指導者の都合によりですが、現在、平日に実施している教室もあり、より多くの子どもたちが参加できるよう、さまざまな状況を踏まえ事業展開を図っていくとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの子どもに塾などによる時間的制約があり、かつ保護者と指導者の負担が大きいという現状の中、平日の事業実施は、一部の子どもを対象とした通学合宿(家庭から離れ、宿泊可能な施設を拠点として共同生活しながら通学)や夏休みを利用した宿泊体験などに限定して実施できているのが現状です。</li> <li>・ 平日の事業実施は難しい状況にありますが、事業の実施団体でのチラシ内容の工夫や学校を通じて配布するなど、できるだけ多くの子どもに参加してもらえるよう努めているところです。</li> </ul>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
5	社会（教育・委員会事務局の充実）	行政評価	1 公民館長や公民館主事になってもらいにくい状況、また、市の財政が厳しい中で、公民館活動について、このまま旧町ごとの活動を継続するのではなく、 <u>市として何をどのように取り組むべきかを充分議論し、展開していくべき</u> である。	平成23年1月、社会教育委員会議から「京丹後市における今後の公民館体制及び運営のあり方について」の答申をいただいた。この答申を踏まえ、平成23年度に公民館再編計画を策定し、より効果的な公民館運営を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併前のまま進めてきた公民館の体制と活動の課題を検証した上で、平成25年12月に公民館再編計画を策定しました。</li> <li>この計画に基づいて、地区公民館を関係自治区と連携した自治公民館とし地域に根差した公民館活動を進める体制とするとともに、中央公民館を設置し、それぞれの公民館で取組べき課題を明確にして活動を進めています。</li> <li>中央公民館の効果的な運営体制及び地域公民館との役割分担等については、現在、社会教育委員会議で協議を進めていただいているところです。</li> </ul>	実施済
			2 公民館活動は、地域や人間関係を学ぶことができる有意義な社会教育活動であるが、その中には、社会教育活動として疑問に感じる活動もあるため、 <u>活動に関わる人材の育成強化を図るべき</u> である。	公民館活動の充実や職員としての資質向上を図るため、地域公民館長や主事及び地区公民館職員を対象に、専任講師による研修を引き続き計画している。	公民館活動の充実を図るため、地域公民館長や主事、地区公民館職員の研修を引き続き実施しています。	実施済
			3 公民館活動の中には、市の経費負担が僅かな事業がある。一般的に、市民の力だけで実施できると思われるこれらの事業に行政が関与する必要があれば、 <u>行政が関与する意義を明確に持つておくべき</u> である。	生涯学習都市を目指し、市の経費負担が僅かであっても、地域住民の教養の向上や、生活文化の振興のために、実施すべき公民館活動があると考えている。	公民館活動で行っている事業は、参加者に経費を負担してもらったり、経費節減に努めたりしながら事業を実施しているところで、市の経費負担がわずかな事業であっても、社会教育法や市公民館条例に基づく社会教育の振興に必要な事業として実施しているところです。	実施済
			4 <u>「成人教育事業」「女性教育事業」「高齢者教育事業」</u> の内容は、公民館活動と重なるところがあり、また、参加者も重なっている可能性もあるので、 <u>整理が必要</u> である。	平成23年度に、女性教育事業及び高齢者教育事業を成人教育事業に整理統合することとした。 また、公民館事業と成人教育事業とは、事業内容は類似のものがあるが、公民館事業は旧町単位で実施し、成人教育事業は市単位で実施する。対象者が重なる可能性があるが、公民館事業は地元を良く知り、その文化等を次の世代等に伝えていくために必要であり、一方で、成人教育事業は町域を超えた交流や体験ができる意義のある事業であることから、どちらの事業も引き続き推進していく。ただし、財政的な面は十分考慮し進めていくべきと考えている。	地域課題や学習課題の内容から、旧町単位で実施したほうが効果的なものについては、公民館事業として実施しており、市全域を対象として事業実施したほうが効果的なものを成人教育事業として整理し、事業実施しています。 ※ 女性教育事業は、平成23年度から成人教育事業へ事業統合しました。また、高齢者人材活用事業（高齢者教育事業）は、平成23年度から実施していません。 ・ 成人教育事業については、平成27年度から各地域公民館管理運営事業で予算計上し、公民館事業として実施しています。	実施済
			5 <u>図書館に関しては、効率性だけでなく専門性も重視しつつ、アウトソーシング</u> の検討を図るべきである。	利用者の利便性や図書館サービスの一層の向上を図ることを基本に、人員体制や業務委託など管理運営の在り方について、適宜図書館協議会において検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。</li> <li>現在の状況としては、アウトソーシングしても財政的な効果は少なく、また学校との連携強化や今後も市民の多様なニーズへの対応などが必要であるため、現状のまま運営することとします。</li> </ul>	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
5	社会（教育・教育委員会事務局の充実）	行政評価	6	<p>①峰山いさなご施設、②マスターズブレッジ、③たちばな会館、④網野教育会館について、設置目的や費用対効果等を踏まえ、<u>施設の存在意義や市が管理運営する必要性を再検証するべき</u>である。</p> <p>峰山いさなご施設は、本年度指定管理者の応募がなかったものの、再度指定管理者制度への移行について引き続き検討する。</p> <p>また、たちばな会館及び網野教育会館は、地元区に管理委託している状況であり、施設の管理運営のあり方等について、地元区を始め関係部局と協議を進める。</p>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。</li> <li>現在の状況としては指定管理者制度への移行の方向で検討を進めています。</li> </ul>	検討中
					②	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。</li> <li>現在の状況としては指定管理者制度への移行の方向で検討を進めています。</li> </ul>	検討中
					③	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。</li> <li>現在の状況としては地元への移譲の方向で検討を進めています。</li> </ul>	検討中
					④	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。</li> <li>現在の状況としては地元への移譲の方向で検討を進めています。</li> </ul>	検討中

## ■ 外部評価結果（平成23年度評価実施分）に対する実施状況一覧表

- この一覧表は、平成23年度に実施した外部評価結果に対する実施状況を平成28年2月時点でまとめたものです。
- 外部評価結果の中に複数の指摘・提案が含まれている場合、①・②などの番号を付し、その番号ごとに実施状況を整理しています。
- 外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性は、平成23年度末時点の方向性です。そのため、現在の方向性や実施状況と異なる場合があります。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
		行政評価	<p>下水道の接続率が低いにもかかわらず、接続率を向上させる有効な手段のないまま、さらに下水道の整備を進めていること、水道施設や下水道施設などの整備のほとんどが市の借金により実施されていることから、今後、少子高齢化や市の人口が減っていく中で、計画通りに整備が実現できたとしても経営面で不安を感じる。</p> <p>そのような中で、集合処理区域(下水道・集落排水施設)から個別処理区域(浄化槽)への計画の見直しは妥当な判断であり、<u>今後の計画においても、長期的な将来の見通しの視点から必要な見直しを的確に行うべきである。</u></p>	<p>水道施設整備の基本となる水道事業基本計画では、給水人口の減少を見込んで老朽施設の統合整備を行うよう見直しを行い、計画に沿って施設整備を行っています。</p> <p>また、下水道施設整備の基本となる水洗化計画でも、事業費や施設の維持管理費、水洗化の早期実施を勧奨し、多額のコストや事業期間が長い「集合処理区域」の一部について、比較的安価で事業期間も短い「個別処理区域」へ変更し、計画に沿って整備を行っているところ。</p> <p>外部評価のご指摘にあるように、今後も長期的な将来の視点を視野に入れながら、5年おきに水道事業基本計画及び水洗化計画の見直しを行うことで、引き続き将来にわたって安定的に水道水や下水道サービスを提供できるよう努めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の対応の方向性のとおり人口減少などに対応した施設の整備を進めています。</li> <li>・ 下水道の経営では、平成26年度から下水道使用料の改定を行い経営改善に努めています。</li> <li>・ 水道においては、平成26年11月に「水道事業経営計画」を策定し、施設統合等の費用縮減に努めつつ、一般会計からの繰入れの見直しを行う一方で、水道料金については値上げ改定を行い経営改善に努めています。</li> </ul>	実施済
1	上(上下水道の整備)	歳出抑制	<p>水洗化推進支援事業について、100万円以上必要となる下水道接続工事に対して、5万円の補助金でどの程度効果があるか疑問であること、下水道が整備された区域においては下水道に接続することは義務であることから、<u>当該補助金による効果を検証した上で、供用開始後の数年間を補助期間とするなどの見直し</u>の検討を行ってはどうか。</p>	<p>下水道事業においては、下水道使用料の収入などを財源として、管渠等施設の維持管理及び老朽化した施設の改築などを行っております。そのような中、本市では下水道への接続率が低いことが大きな課題となっており、下水道事業の健全な経営のためには、供用開始区域における接続率の向上を早急に進めていく必要があります。そのため、市としては、今後、戸別訪問の強化などを中心に、あらゆる接続促進策を講じて下水道の接続率の向上に努めていく必要があります。</p> <p>このような状況から、水洗化推進支援事業による補助金は、接続促進策の中心となる戸別訪問を行っていく上で、必要な事業であると位置付けており、本補助金については、当面、現状のまま継続していきたいと考えています。</p> <p>今後は、戸別訪問を強化することで補助金の実効性をさらに高めるとともに、他の接続促進策も検討し、下水道接続率を向上させることで、加入分担金や下水道使用料の歳入確保に努め、経営の改善につなげていきたいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集合処理区域の下水道への接続率が、本補助金を導入した平成24年度から平成26年度の間56.0%から59.0%へ向上しており、本補助金が接続率向上の誘因となっていると考えます。なお、本補助金の効果をより高めるため、次のとおり充実を図っています。</li> <li>○ 高齢者世帯への補助金上限額を5万円から20万円へ引き上げ(平成25年4月～)</li> <li>○ グループで排水設備工事を行う場合に補助金上限額を増額(平成27年4月～、単独世帯の場合5万円のところ、同一行政区内で3戸以上の場合は7万円/戸、2つの行政区まで11戸以上の場合は10万円/戸に増額)</li> <li>・ 他の推進策と合わせた複合的な補助金制度の在り方についても調査・研究していきたいと考えています。</li> <li>・ 左記の対応の方向性のとおり、下水道への接続率の向上に努めていく必要がある状況下では、補助対象条件の厳格化は実施困難と考えます。</li> <li>・ 今後も戸別訪問を中心とした接続推進を行い、早期に下水道接続率の向上を進めて行く予定です。</li> </ul>	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
2	(商工 観光振興部)	行政評価	1	観光立市を目指すということであれば、市外からどれだけ多くの方に訪れていただき、どれだけ多くの方に宿泊していただけるかということが重要になってくると思われる。また、このような視点で見れば、集客効果が高く、かつリピーターの見込める事業が重要になってくると思われる。従って、今後予算が減少していく中では、 <u>このあたりに視点を置いた上で、どの事業をやめてどの事業を継続するのかについて検討を行うべき</u> である。	市では、多くの方に訪れていただくための情報発信と受入れ体制の整備を施策の基本とし、観光スポーツイベントの実施、宿泊を伴う各種大会への補助、合宿誘致活動など直接宿泊につながる事業に力を入れ取り組んでいるところです。また、ジオパークをテーマにした受入れ体制の整備や情報発信にも努めているところです。 そのような中、観光客のニーズやマーケットの状況、当市の資源を最大限に生かせるターゲットの絞込みなど、事業の実施においては、優先順位や費用対効果を見極めながら絶えず見直しを行っていきたくと考えています。	・ 左記の対応の方向性のとおり、事業の実施においては、優先順位や費用対効果を見極めながら絶えず見直しを行いながら、事業を実施しているところです。 ・ 第1次京丹後市観光振興計画に基づいた取組の成果と課題を踏まえ、事業の継続等について検討を行った上で、第2次京丹後市観光振興計画を策定しました(平成25年6月)。今後はこの計画に基づき、より効果的な観光振興事業の推進に努めていきます。	実施済
			2	今後、予算が減少していくことが明白な中では、事業により利益を受ける地元の方や <u>観光業者、観光協会と話し合い、これらの方々にもっと協力を</u> してもらい、市の支援が減額や廃止されても、事業が継続できる体制を作るべきである。	観光事業の実施においては、観光協会や観光事業者など地域だけでなく、行政も一体となって取り組むことで、より事業効果が高まるものと考えています。 他方で、外部評価のご指摘の点も今後は重要となってくることから、関係団体などと協議を進め、各事業の精査を行いながら、持続可能な実施体制の構築に努めていきたくと考えています。	・ 第2次京丹後市観光振興計画(平成25年6月策定)の中で、市観光協会を中心とした観光推進体制の強化を重点推進事項として掲げています。 ・ 今後は、第2次京丹後市観光振興計画に基づき、観光協会や観光事業者、行政が一体となり、情報と目的の共有や課題認識と解決に向けたプラットフォーム(事業推進の基礎となる組織体)づくりを推進していきます。 ・ 市観光協会では、平成26年6月の法人化に伴い旅行業を取得し、宿泊のあっせんや旅行商品の造成・販売など、更なる効率的な組織運営と効果的な誘客活動を推進していきます。	一部実施済
			3	観光協会からだけでなく、 <u>実際に観光客と接する観光業者の生の声も聴くことで、観光業者が何を必要としているかを把握</u> して、効果的な事業実施を図るべきである。	観光協会の役員の中には、宿泊事業者や観光関連業者の方も多く、これらの方から直接、生の声を聴いているところです。また、観光協会だけでなく、観光関連団体や観光関連施設、指定管理者の方などさまざまな方からも意見を聴いており、さらに市観光立市推進会議や市観光インフラ会議などの場においても意見を聴き、観光業者からのニーズの把握に努めているところです。 今後も、引き続き、生きた情報の把握に努め、観光業者の方が必要としている内容を把握することで、施策事業に生かしてまいります。	左記の対応の方向性のとおり、観光協会支部長会議等への出席や指定管理施設の管理状況の定期的な把握などを通じて、観光業者のニーズの把握に努めています。	実施済
			4	京都府 <u>丹後広域振興局の観光部署との連携を強化</u> するべきである。	丹後広域観光キャンペーン協議会の運営や山陰海岸ジオパークの推進など、京都府丹後広域振興局の関係部署とは絶えず連携をとっているところです。今後も、引き続き、連携の強化を図るよう努めてまいります。	左記の対応の方向性のとおり、山陰海岸ジオパークや「海の京都」構想の推進を通じ、引き続き、京都府の関係部署との連携に努めています。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
2	(商 光 工 の 観 振 光 興 部 )	歳 出 抑 制	<p>(1) 水難対策事業 海水浴場により利益を受けることになる旅館業や地元の方などに、市の財政が厳しいことを理解してもらい、<u>ボランティアでの協力や報酬を減額しても協力してもらえるよう交渉</u>してはどうか。</p>	<p>水難対策に関しては、命を守る観点から行政機関(海上保安庁、警察、消防、市など)が連携協力し、万一の事故に備えた体制をとるとともに、水難事故の未然防止、事故発生時の迅速な対応を行うために連絡員を配置しているものです。 このことから、有償による連絡員の配置は必要な措置と考えており、また、業務内容から頑強で責任感のある連絡員を確保する必要があることから、報酬の減額は難しく、当面は現行のとおりに進めていきたいと考えています。</p>	<p>左記の方向性のとおり、連絡員業務の重要性と人員確保の必要性から報酬の減額は困難であり、従前のとおり事業を進めています。 また、平成26年度に「京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故防止等に関する条例」が制定され、海水浴場開設者(地元・観光協会等)の責務が明確になる中、市が設置する連絡員の重要性はさらに高まっています。引き続き、開設者との連携を密にしつつ安全安心な海水浴場の提供に努めます。</p>	実施困難
			<p>(2) 観光サイン整備管理事業 第2次のサイン整備については、第1次整備計画で設置した観光サインの効果について十分に検証した上で行うべきであり、事業の取捨選択が求められる中では、<u>①整備を一旦休止</u>してはどうか。 また、既に設置した観光サインについて、<u>②適切な設置場所であるか、設置数が適当であるかについて</u>の検証を行い、<u>必要に応じて見直し</u>を行ってはどうか。</p>	<p>第1次整備計画では、旧町ごとにまちまちであったデザインを統一し、市内入口の歓迎看板、主要交差点などの誘導看板、駅などの案内看板を整備したところですが、まだまだ設置数が不十分である、より適切な分かりやすい場所に設置すべきとの意見を多くいただいているところです。 このため、観光客の利便性向上や本市のイメージアップを図るため、引き続き整備を進めていきたいと考えていますが、外部評価のご意見を踏まえ、必要に応じ既設看板の見直しを行うなど、既設看板の効果なども十分に検証した上で、第2次観光サイン整備計画に基づき、整備を進めていきたいと考えています。</p>	<p>① 第1次観光サイン整備計画の期間を終え、整備の必要性を検証した上で策定した第2次観光サイン整備計画(平成23年度策定)に沿った整備が必要と考えており、整備の休止は困難です。</p> <p>② 第2次観光サイン整備計画の策定に当たり、平成23年度に市域内サインの設置場所や設置数などについても検証を行いました。 検証の結果、既存のサインの設置場所と設置数について適当と判断しており、現状では見直し対象のサインはありません。 今後においては、高速道路網の整備に合わせたタイミングで改めて検証し、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えています。</p>	<p>実施困難</p> <p>現状では 該当事例 なし</p>

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
2	(商工 観光の 振光部)	歳出抑制	<p>(3) あじわいの郷支援事業 市の観光拠点の一つではあるものの、毎年の支援金額が非常に大きな額となっているので、<u>あじわいの郷と協議を行い、金額を抑えつつ効果的な運営ができるような工夫</u>をしてもらってはどうか。</p> <p>※ 丹後あじわいの郷から丹後王国「食のみやこ」へリニューアルオープン(平成27年4月)</p>	<p>あじわいの郷は、11万人(平成22年度)の入園者があり、近隣にテーマパークと呼べる施設がほかにない本市にとって、観光施設として果たす役割は非常に大きいものがあります。</p> <p>また、これまでからあじわいの郷の効果的な運営についてさまざまな角度から検討がなされており、平成20年度からは入園者数が増加に転じ、平成22年度には6年ぶりに入園者数が11万を超えるなど、関係者が協力し効果が上がるよう努力がなされているところです。</p> <p>これらのことを踏まえ、市としては、入園者数が増え収益が上がるような取り組みを、引き続き、関係機関・関係団体と連携して進めていくことで、歳出抑制につなげていきたいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10次産業化や農商工観連携の取組を進めるため、府北部の重要な拠点施設である丹後王国「食のみやこ」を支援することにより、一層の利用促進を図るとともに、府北部への観光誘客を図ることとしています。</li> <li>年数回開催される理事会では、設置者である京都府を含めて、丹後王国「食のみやこ」の運営状況や収支状況、効果的な運営について、協議がなされているところです。</li> <li>また、本市を含む関係団体などで組織する丹後王国「食のみやこ」協力会では入園者の増加に向けた取組が実施されており、その成果も着実に表れているところです。</li> <li>園内の府エリアの整備が概ね完了し、市エリアについての整備も求められているところであり、本市においても農商工観連携の重要な拠点施設であるため、できる限りの支援を行う必要があると考えています。そのため、今後、安定的な入園者を確保する中で、支援金額についても見直しを行い、歳出抑制につなげていきたいと考えております。</li> </ul>	検討中
			<p>(4) セミナーなどの実施事業については、受講者などから着地型観光のノウハウの向上や新しい観光商品の提案が出てきたのかなど、セミナー実施の効果が分かりにくい。</p> <p><u>過去のセミナーの効果を検証した上で、効果があがらないのであれば、休止も含めた見直し</u>の検討を行ってはどうか。</p>	<p>セミナーの開催については、観光地としての資質を高めるために必要な事業であると考えており、平成23年度からは国の事業を活用し実施しているところです。</p> <p>セミナーの開催による効果はすぐには現れないものと思いますが、開催の目的や開催後のフォローを大切にすることで効果が発揮できるよう努め、今後とも必要に応じ開催をしていきたいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の対応の方向性のとおり、平成23・24年度には国の事業を活用したセミナーを開催しました。セミナーを通じて、知識の向上や研修内容の実践が図られるなどの効果があったと分析しています。</li> <li>これまでから、必要性を十分検証した上でセミナーを開催しており、平成25年度以降は、ジオパーク推進のためのガイドセミナーのみ開催しています。</li> <li>上記のとおりセミナー開催の効果検証を行っていますが、現状では見直し対象となるものはないと考えています。</li> </ul>	現状では 該当事例 なし

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
3	(企画 地域 交通部・市民部 の確保)	行政評価	<p>(1) 北近畿タンゴ鉄道の駅管理業務 北近畿タンゴ鉄道の関連事業については非常に経費がかかっており、抜本的な見直しにより効率化を図る必要がある。 駅舎を有人にして券売業務と併せて観光案内機能を持たせることは理解できるが、現状としては両方の機能が十分な効果を発揮できていない。<u>①利用実態から有人による駅舎業務の必要性を十分に検証し、②有人による業務が必要な駅については、市の玄関として観光案内等の機能を充実させ、利用者の利便性の向上を図るべきである。</u></p>	<p>北近畿タンゴ鉄道の利用促進に注力している現在の状況においては、有人駅は観光客を含めた利用者の利便性の向上につながるものと考えています。 一方で、駅によって利用者数や利用実態などの状況はさまざまであるため、これらの状況を十分に検証し、有人の必要性を含めた駅機能のあり方について検討する必要もあると認識しています。 検討結果を踏まえた上で、有人が必要な駅については、利便性の向上に向けて、観光案内や情報発信など駅機能の充実を図ることができるよう検討を行います。</p>	<p>① 平成26年12月に沿線自治体で策定した「北近畿タンゴ鉄道沿線地域公共交通網形成計画」では、抜本的な経営改革と収支構造の改善などを図るため、安心安全のための施設更新や増客増収対策に向けて地域をあげて取り組むとともに、上下分離による鉄道事業再構築事業を実施することとしており、平成27年4月からWILLER TRAINS株式会社が運行を担い、北近畿タンゴ鉄道は「京都丹後鉄道」として再出発しました。 ・有人駅については、利用者の利便性の観点から必要性が高いため、引き続き設置します。</p>	実施済
			<p>(2) コウノトリ但馬空港利用航空運賃助成事業 丹後・但馬地域の空港として、利用促進の観点から、利用者にとってはインセンティブのある制度ではあるが、必ずしも東京直行便の実現には効果的ではないと思われるので、<u>より効果的な方法を検討すべきである。</u></p>	<p>本助成制度は、直行便就航に向けた但馬空港発着便の搭乗率の増加に貢献しており、東京乗継利用者数も年々増加していることから、一定の効果があると判断しており、助成制度は今後も続けていく方向です。 一方で、外部評価のご指摘を踏まえ、より詳細な利用実態の把握に努め、より効果的な方法を検討していきたいと考えています。</p>	<p>② 観光協会などと連携しながら、ワンストップで観光情報などを提供することができる案内窓口を観光客の利用が多い網野駅に設置(平成25年度)し、観光案内機能を充実させました。 ・地元の方の愛着を深め、また観光客にとっても、覚えやすく分かりやすいよう、平成27年4月に駅名の変更(4駅)を行うとともに、魅力的な鉄道運行とその情報発信に向け、駅名と駅の愛称看板を設置しました。 ・駅の利用者へ、快適なトイレ環境を提供するため、峰山駅、網野駅及び夕日ヶ浦木津温泉駅を改修しています。</p>	
			<p>(2) コウノトリ但馬空港利用航空運賃助成事業 丹後・但馬地域の空港として、利用促進の観点から、利用者にとってはインセンティブのある制度ではあるが、必ずしも東京直行便の実現には効果的ではないと思われるので、<u>より効果的な方法を検討すべきである。</u></p>	<p>本助成制度は、直行便就航に向けた但馬空港発着便の搭乗率の増加に貢献しており、東京乗継利用者数も年々増加していることから、一定の効果があると判断しており、助成制度は今後も続けていく方向です。 一方で、外部評価のご指摘を踏まえ、より詳細な利用実態の把握に努め、より効果的な方法を検討していきたいと考えています。</p>	<p>・コウノトリ但馬空港利用航空運賃助成制度は、平成25年度から運用を休止しました。 ・コウノトリ但馬空港の利用促進を図るとともに、東京直行便の実現に向け、但馬空港推進協議会等と連携し、ニュースレター「ソラツナゴ」の全戸配布や「コウノトリ但馬空港ビギナーズブック」の配架等の取組を行っています。</p>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
3	(企画 地域 交通の 確保 市民部)	歳出 抑制	<p>(1) 北近畿タンゴ鉄道関連業務と駅機能のあり方について 北近畿タンゴ鉄道の関連事業については非常に経費がかかっており、抜本的な見直しにより効率化を図る必要がある。 地域交通の幹線、支線の観点で考えれば、①バスターミナル機能を有する駅の接続性を高め、バス・鉄道両方の収入増を図るとともに、②その他の駅については駅舎の無人化と維持管理費のかからない簡易な駅舎への改造を検討して、管理経費を削減してはどうか。</p>	<p>鉄道とバスの接続については、これまでから接続性の改善に取り組んできたところですが、引き続き鉄道のダイヤ改正に合わせ、接続性の向上を図っていきます。 また、利用者の利便性の向上につながる有人駅は、北近畿タンゴ鉄道の利用促進を図る上で必要であると認識しています。 一方で、駅によって利用者数や利用実態などの状況がさまざまであることから、これらの状況を十分に検証した上で、駅機能のあり方について検討していきたいと考えています。 その上で、費用対効果も検証しながら、それぞれの駅機能に合った運営方法への見直しや簡易な駅舎への改造など管理経費の削減を図ることができるよう検討を行います。</p>	<p>① ・ダイヤ改正においては、その時点時点で可能な限り鉄道と路線バスとの接続をより強化したダイヤ編成を行っています。 ・特定の駅をターミナル化する考えは現在のところありません。</p>	検討済
			<p>(2) 市営駐車場管理事業 市営駐車場そのものの必要性を検証し、①必要性が低いものについては、廃止して別の目的で使用するか、処分(売り払い・返却)も含めた市営駐車場の抜本的な見直しを行ってはどうか。また、②駐車場の利用者が特定できるのであれば、利用料を徴収すべきである。</p>	<p>議会や監査委員からの指摘や意見、外部評価などを受け、平成23年10月に市内の市営駐車場のあり方検討会を開催し、現状や課題の整理、市営駐車場のあり方や今後の方向性についての検討を行ったところです。 現在、パークアンドライド駐車場などへの目的変更を含め、さらなる検討を進めており、平成24年度内には、今後の市営駐車場のあり方の方向性を打ち出す予定です。</p>	<p>① 平成26年3月議会上に上程し条例の一部改正により設置目的とかが見受けられる市営駐車場を廃止しました。(杉の木駐車場、上近江駐車場、峰山小学校前駐車場、久美浜駅前第2駐車場)なお、千歳駐車場は平成27年3月に廃止しました。</p>	実施済
					<p>② 廃止した市営駐車場のうち、市有地であった峰山小学校前駐車場は有効活用を図ることとして、平成26年6月から付近の事業所に賃貸し、使用料を徴しています。</p>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
4	消防 (企画総務部) 防災体制の強化	行政評価	<p>消防団員の確保が困難になってくる中で、屋間に火災などが発生した場合に、地元で仕事をしている消防団員が少ないことや事業所に勤務している消防団員が出動しにくいことにより、消防車両が出動できないという問題が生じている。このため、①消防団活動に対する理解が得られるように事業所へ働きかけたり、②消防団協力事業所を広報などでPRするなど、消防団活動に対する理解を広げ、消防団員の確保や消防団員が消防団活動を行いやすい環境を整えることが必要である。</p> <p>また、定員割れや屋間の消防力の弱い地域において、消防団OBなどが屋間の火災や大規模災害などの特定の活動だけに参加する③機能別消防団員制度の導入などの市民が消防団活動を補助しやすい環境作りについても検討すべきである。</p>	<p>事業所から消防団活動に対する理解が得られるよう、消防団の要請に応じ、消防団員の勤務先事業所に対して、消防団活動の理解を求めるお願いの文書を送付しており、その際に消防団協力事業所表示制度加入のパンフレットも同封しているところである。併せて、消防団員の入団促進や消防団活動の理解が進むよう、市ホームページ上で協力事業所名を公開しており、消防団活動が行いやすい環境の整備のため、今後も消防団協力事業所を増やしていきたいと考えています。</p> <p>消防団活動への協力事業所を増やすためには、消防団協力事業所に対する優遇措置が効果的と考えられることから、優遇措置の検討について京都府へ要望を行っており、引き続き、要望を行っていきたくと考えています。併せて、市独自の施策についても、引き続き検討していきたくと考えています。</p> <p>また、全国的に屋間の消防力低下が問題となっている中、特に市内周辺部の屋間消防団員の確保が厳しい地域を中心に、機能別消防団員制度の導入を検討しているところです。消防職員及び団員OBや自営業者などを中心に、本市の状況により適した機能別消防団員制度について、消防団再編に併せて導入していきたいと考えています。</p>	<p>消防団活動の理解と協力を求めるための依頼文書を団員の勤務先に送付しました。 平成24年度送付実績：延べ116事業所 平成25年度送付実績：76事業所 平成26年度送付実績：延べ109事業所 平成27年度送付実績：16事業所</p>	実施済
					<p>・消防団協力事業所を市ホームページ上で公開しています。 ・消防団員の加入を促進するため、消防団員が勤務する事業所に消防団協力事業所表示制度のパンフレットを送付しました。</p>	一部実施済
					<p>・平成25年度から消防力の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、消防団を中心に団員の確保と組織体制の見直しの検討を実施しました。 ・京丹後市消防団条例を一部改正(平成27年12月議会議決)し、平成28年4月1日から支援消防団員制度(消防団等を引退された方に、有事の際に所属地域において活動してもらう制度)を導入することとしました。</p>	検討済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
4	消防 (企画総務部) の強化	行政評価	2	<p>若年人口が減少し、消防団員の確保が困難になってくる中で、<u>消防団の組織、団員数、消防車両の配置などについて適正な規模について検討を行い、少人数でも迅速な消火活動が可能な体制</u>を検討すべきである。</p> <p>現在、団員数、組織、消防車両及び消防車庫の適正配置などのため、消防団再編の検討を行っているところです。 また、消防団再編の検討に伴い、昼間の消防力を維持するため、機能別消防団員制度の導入についても検討を行っています。 併せて、現在、自主防災組織の設立、既設組織の活動の活性化、初期消火に非常に有効な市民や自主防災組織に対する消火栓の取扱講習などについても取り組んでいるところで、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>平成25年度から消防力の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、消防団を中心に団員の確保と組織体制の見直しの検討を実施しました。</p> <p>・京丹後市消防団条例の一部改正(平成27年12月議会議決)し、平成28年4月1日から次のとおり見直し後の新体制での活動を実施します。</p> <p>①組織体制の見直し ○団長を補佐するため、副団長を3人配置 ○機動力をもった効率的な活動を実施できるよう、各町を6方面隊とした ○地域の実情を考慮しつつ、分団、部、班を見直し</p> <p>②団員数の見直し 条例定数を1,805人から1,730人(見直し時点の実人数[1,640人]に支援消防団員等の拡充分を加えた人数)に見直し</p> <p>③支援消防団員制度の導入 消防団員の確保が困難な地域において、消防団員を確保し、消防力の充実を図るため、支援消防団員制度を導入</p> <p>・消火活動に必要な消防水利の整備、特に少人数でも初期消火が行える消火栓整備については、水利が不足するエリアへの新設や老朽化に伴う改修など、計画的に整備しているところです。</p> <p>・自主防災組織の設立を推進し、市防災訓練などで消火器や消火栓取扱講習を実施する中で、市民も含め初期消火が行える体制作りに取り組んでいるところです。</p>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
4	消防・防災体制の強化 (企画総務部)	行政評価	3	<p>市内の事業者の廃業、倒産などによる地域の防災力の低下を避けるため、<u>市内の事業者が①消防団員の確保や②地域防災に貢献しているということを入札制度などにおいても考慮すべき</u>である。</p> <p>さらに、市が発注する建設工事の請負者に対して、下請業者の選定や資機材の調達について、市内業者を優先選定(利用)するよう要請しているところ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国的な自治体の状況から、消防団協力事業所に対する <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 入札参加資格者の格付の際の評価点への反映 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 総合評価落札方式入札時の優遇措置が考えられます。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>① 物品・役務関係の事業所への消防団協力事業所の認定がある中、アの方法は、本市では建設工事の入札のみに採用しており、建設工事以外の業種の事業者との公平さに欠くという課題があります。</li> <li>イの入札方法は、本市では導入していません。</li> <li>・ また、消防団への協力以外の地域貢献の方法もある中で、消防団協力事業所だけを優遇すると公平さに欠くという課題もあります。</li> <li>・ 上記のことから、現在のところ導入は考えていません。</li> </ul>	実施困難
			4	<p>震災時に、避難所でのトイレの確保が問題になっており、被災地で下水道が使用されている場合、災害で処理場や下水道管の一部が破壊されるとその地域の下水道すべてが使用不能となる事例が生じている。下水道施設の復旧には長い月日と多額の費用を要することから、震災に強い実績を持つ浄化槽が注目されている。よって、災害時に多くの市民の避難所となる施設については、下水道整備時に多額の費用をかけて浄化槽を撤去するのではなく、<u>休止や防火水槽へ転換するなど、有効活用</u>するよう検討すべきである。</p>	<p>下水道法の規定により、災害時に活用される市の施設であっても、下水道整備時には、浄化槽を廃止して、汚水管を公共下水道に接続しなければなりません。</p> <p>また、浄化槽廃止後に、浄化槽を使用せず放置すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物とみなされ、不法投棄の対象となることから、使用しなくなった浄化槽については、撤去しなければなりません。</p> <p>ただし、浄化槽の大きさや地域の事情により、防火水槽を含め、他の利用目的で有効活用することは可能です。</p> <p>以上のことを踏まえて、防火水槽への転換にかかるコストや既設浄化槽の設置位置、その施設の周辺水利なども勘案しながら、研究を進めていきたいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の対応の方向性のとおり、市内業者への発注を原則とし、積極的な分離・分割発注により受注機会確保に努めています。</li> <li>・ 地域防災への貢献については、次のとおり建設工事の入札参加者の格付の際に評価点への反映を行っています。</li> <li>② ○ 除雪協力業者について、市独自の点数を評価点として加点</li> <li>○ 市と災害応援協定を締結している建設業者には、国の「経営事項審査制度」に基づく総合評点での加点があり、加点後の総合評点が市の評価点へ反映</li> </ul>
			4	<p>学校等公共施設が新たに公共下水道などの供用開始地域となり、その地域で消防水利が不足しているなどの地域事情があれば、浄化槽を防火水槽に活用するなどの有効利用も検討したいと考えていますが、現状では、活用対象となる浄化槽がありません。</p>		現状では該当事例なし

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
4	消防・防災体制の強化 (企画総務部)	歳出抑制	1 市消防団として効率的な消防団活動を行うため、①消防団の再編とともに消防車両などの資機材の適正配置を検討し、全体として経費節減を図ってはどうか。 また、将来的には②消防団運営活動謝金などの固定費としての経費の削減を検討しつつ、③消防団員の士気が低下しないよう頑張っている団員には出勤に応じてしっかりと手当を支給することも検討してはどうか。	現在、消防団再編の検討を行っているところで、その中で団員数・組織・消防車両・消防車庫の適正配置などについても検討を行っており、消防団の再編を行う中で、経費削減にはつなげていきたいと考えています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京丹後市消防団条例の一部改正(平成27年12月議会議決)し、平成28年4月1日から次のとおり見直し後の新体制になります。</li> <li>①組織体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>○団長を補佐するため、副団長を3人配置</li> <li>○機動力をもった効率的な活動を実施できるよう、各町を6方面隊とした</li> <li>○地域の実情を考慮しつつ、分団、部、班を見直し</li> </ul> </li> <li>②団員数の見直し</li> </ul>	検討済
				また、分団や部の組織運営や資機材管理などに対する消防団運営活動謝金(固定費)の段階的な削減については、すでに取り組んでいるところです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 条約定数を1,805人から1,730人(見直し時点の実人数[1,640人]に支援消防団員等の拡充分を加えた人数)に見直し</li> <li>③支援消防団員制度の導入</li> </ul> <p>消防団員の確保が困難な地域において、消防団員を確保し、消防力の充実を図るため、支援消防団員制度を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記見直しにより、人員と消防車両等の資機材の適正配置が図られ、全体経費の節減につながると見込んでいます。</li> </ul>	実施済
				一方、消防団員の報酬や出勤手当等につきましては、国の基準に近づけ団員個人の活動に対する処遇向上をめざし、額や単価のアップを検討していきたいと考えています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 左記の対応の方向性のとおり消防団運営活動謝金について、平成23年度から平成24年度の2か年で段階的に削減しました。</li> <li>③ 左記の対応の方向性のとおり団員個人の活動に対する処遇向上を目指し、額や単価のアップを引き続き検討しているところです。</li> </ul>	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
5	(教育委員会の支援事務局)	行政評価	(1) 保育所の再編 市の財政が厳しい中では、保育所の再編を進め、保育所の数を減らすことは妥当と考えるが、 <u>送迎バスの配車などの支援が必要な市民へのサービス確保を条件に、より効率化を図るために、再編計画に沿って、保育所の統廃合の流れを加速すべきである。</u>	現在、保育所再編等推進計画に基づき、峰山、大宮、弥栄及び久美浜地域において保育所施設再編の取り組みを進めているところで、 保育所の再編を進めるにあたっては、地元区長や保育所保護者会の方々と構成される建設検討委員会を統合予定保育所ごとに立ち上げ、統合後の保育所建設場所の選定や通所バスの運行内容などについて、建設検討委員会と協議を重ねています。 今後も、建設検討委員会との協議を行うことで、地元や保護者の意見を踏まえながら、保育所再編等推進計画に沿って、保育所の統廃合を進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所再編等推進計画に基づき、次のとおり保育所の再編等を進めました(こども園は、幼稚園と保育所を併設した幼保一体型施設)。</li> <li>○大宮北保育所(平成24年4月開所)</li> <li>○かぶと山こども園(平成27年1月26日開所)</li> <li>○峰山こども園(平成27年3月9日開園)</li> <li>○弥栄こども園(平成27年4月1日開園)</li> <li>・保育所の再編などに伴い、次のとおり保育所 児童送迎車両の運行を開始しました。</li> <li>○平成24年4月以降運行開始分 大宮北保育所 3台 峰山こども園 4台 かぶと山こども園 2台 弥栄こども園 2台</li> </ul>	実施済
			(2) ファミリーサポートセンター事業 子育てを援助したい「 <u>まかせて会員</u> 」により多くの <u>より多様な人になってもらう</u> よう努め、本制度の利用が広がる工夫を行うべきである。	現在、制度の周知を図るため、市の広報紙などで制度の紹介を行ったり、会報誌により事業の活動状況などの情報提供を行ったりしています。引き続き、これらの周知を図ることで、「まかせて会員」登録者数が増えるよう取り組んでいきたいと考えています。 また、子育て支援センターの利用者や放課後児童クラブの保護者へ制度の周知を図ることで、登録会員の増加に向けて取り組みたいと考えています。 併せて、相談窓口を現在の子ども未来課から保育所に移管することを検討し、気軽に子育てに関する相談がしやすい環境づくり及び会員の幅を広げるなど、制度利用者の増加に努めてまいります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>6か月からの乳幼児保育や延長保育、一時預かり事業など保育サービスの拡充に伴い、おねがい会員からの活動依頼に対しては現状のまかせて会員の中で対応ができる状況となっています。</li> <li>ただし、双方会員の確立から成り立つ大事な制度であることから、広報などで制度の紹介を行うなど、引き続き支援センターや児童クラブ利用者へ当事業の周知を図っていくこととします。</li> <li>なお、平成25年度から子育て支援センターとの連携強化を図ることにより、人件費(臨時職員分)の削減を行いました。</li> </ul>	一部実施済
			(3) 放課後児童健全育成事業 年々、受け入れ人数が増加していることや市の財政が今後厳しくなっていくことを考えると、将来にわたって事業を継続できるのか不安である。 事業の本来の目的から <u>どういった方を対象とすべきなのか、対象者の審査方法をどうすべきなのかなど、本当に必要とする人が将来にわたってしっかり制度を利用できる、また、利用しやすいような制度となるよう</u> 検討や改善をすべきである。 そうすることにより、結果として事業費の削減につながり、安定した事業運営につながるのではないかと。	本制度の対象者の範囲は、児童福祉法などで定められています。そのため、対象児童の年齢を除くと、現在の対象者の範囲を見直すことは困難と考えます。 また、本制度の利用承認の決定に際しては、書類審査だけでなく、面接による審査も実施しており、その中で家庭状況を聴くなど家庭状況を把握し、適正な審査に努めているところです。 なお、平成22年度から本事業を民間委託するなど事業費の削減に努めており、今後も、引き続き事業費の削減に努めることで、安定した事業運営につなげていきたいと考えています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の対応の方向性のとおり、引き続き各家庭における児童の状況を把握しながら適正な審査に努めています。</li> <li>核家族化の進展に伴い、年々利用希望者が増加傾向にある中で、安定した事業運営につなげるため、引き続き効率的な事業実施に努めています。</li> <li>平成27年度から国の子育て支援施策に伴い、利用範囲が小学校4年生から6年生まで拡大され、さらに利用が増える傾向にあります。</li> </ul>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
5	(教育委員会の支援事務局)	行政評価	4	(4) 子育て支援センター事業 本事業については、他の事業と比較して、優先順位が高いとは言えないにも関わらず、多くの費用がかかっている。 事業費のほとんどが人件費となっている中で、 <u>運営方法のあり方を検討し、費用の縮減が必要</u> である。	核家族化の進行と生活環境の変化により、「育児不安や子育てに関する情報収集の場」や「子ども同士のふれあいの場」を求めて子育て支援センターを利用される方が年々増加しており、本事業の必要性は年々高まりつつあります。 外部評価のご指摘にあるように、本事業においては、人件費が事業費のほとんどを占めていますが、これは、利用者に対する相談や情報提供の応援を行うため、経験や知識をもった職員を各支援センターに配置していることによるものです。 事業を進める上で、これらの職員の配置は今後も必要と考えますが、ファミリーサポートセンター事業など、ほかの子育て支援事業と連携することで事業費の削減を図るなど運営方法の見直しについて検討していきたいと考えています。	○ 左記の対応の方向性のとおり、利用希望者は増加傾向にあり、利用者に対する相談や情報提供の応援を行うためには、経験や知識を持った職員を各支援センターに配置する必要があると考えており、運営方法の大きな見直しは困難と考えます。 ○ ただし、より効率的な運営に向け、平成28年度から職員体制(臨時職員配置)の見直しを行う予定です。	検討済
			5	(5) 利用料関係 今後、市の財政が厳しくなり、子育てに関するサービスへの影響が避けられない中で、保育料を含めた利用料の滞納を放置したままでは理解が得られにくいと思われる。公平性の観点からも、 <u>より一層の利用料の徴収の強化を図る必要がある。</u>	保育料の未納者に対しては、電話連絡や家庭訪問などによる督促を実施しています。また、悪質な滞納者に対しては、預貯金調査や差し押さえなどを実施し、収納の強化に取り組んでいるところです。 ご指摘のとおり、公平性を確保することは非常に重要であることから、今後も、引き続き収納の強化を図ってまいります。	左記の対応の方向性に加え、各利用料の未納者に対しては、子ども手当や児童扶養手当受給日の前後に電話や訪問による勧奨を行うとともに、納付相談などのきめ細やかな対応に心掛け、公平性の確保を図っています。	実施済
		歳出抑制	1	(1) ①保育所・②放課後児童健全育成事業の保育料・利用料 本当に保育を必要としている人が経済的に困らないよう配慮しつつ、 <u>保育料や利用料の値上げ</u> を検討してはどうか。	本市の保育料は、府下でも高い水準にあることから、現段階では保育料の値上げについて検討する予定はありません。しかし、国の示す「総合こども園」構想に合わせ、将来的には、保育料の見直しが必要と考えています。	① 平成27年4月から、国の子育て支援3法の施行に伴い、保育所・幼稚園保育料を大幅に引き下げました。さらに第3子の無償化については、所得制限を撤廃するなど、市独自の施策を展開していますので、保育料の引上げは困難です。	実施困難
また、放課後児童クラブの利用料も、他市町と比較して高い水準にあることから、当面は利用料の見直しは考えていません。しかし、利用料の算定方法などが自治体によって異なるため、他自治体の状況について研究を進める中で、必要に応じて利用料の算定方法の見直しについて、検討していきたいと考えています。	② 平成27年4月から、国の子育て支援3法の施行に伴い、放課後児童クラブ利用料もを大幅に引き下げたばかりなので、困難です。			実施困難			

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
5	(教育委員会の支務局)	歳出抑制	<p>(2) 放課後児童健全育成事業  <u>③所得に応じた利用料の負担</u>について検討してはどうか。  また、<u>①対象児童を小学校3年生までに縮小</u>することや、文部科学省の制度である<u>②「放課後子ども教室」事業で可能な限り本事業の代替</u>を行うなど、<u>事業規模を縮小</u>することについての検討を行ってはどうか。</p>	<p>小学校4年生の受け入れは平成22年度から実施していますが、核家族化の進行などにより、4年生の受入れ人数は年々増加しており、また、利用者数も増加しているなど、本制度の必要性は年々高くなっている状況にあります。また、本市では、「地域子ども教室(放課後子ども教室とほぼ同じ形態。土曜日のみ実施)」を実施しているところですが、週1日の開設でも、運営スタッフの負担感が大きく、平成23年度に教室数が減少しているのが現状です。このことから、「放課後子ども教室」については、スタッフ確保の点で大きな課題があります。  以上のことから、対象児童学年の引き下げや放課後子ども教室による代替などによる事業規模の縮小は困難と思われる。</p> <p>なお、所得に応じた利用料の負担については、他自治体の状況も参考にしながら、利用料の算定方法の研究を進める中で、研究していきたいと考えています。</p>	①	子ども・子育て支援関連3法の改正により、児童福祉法が改正され、対象が小学4年生までから6年生までに拡大されたことを受けて、市も平成27年度から小学6年生までに対象を広げています。また、利用ニーズが高まっていることを踏まえ、利用範囲の縮小は困難です。	実施困難
					②	放課後子ども教室は、平成27年度から事業開始に向けて協議を始めていますが、開催日数が当面水曜の午後のみとなることから、代替による事業規模の縮小は困難です。	実施困難
					③	利用児童が増加する中、所得に応じた利用の徴収をするためには電算化の必要があり費用がかかるため、導入が困難であると考えています。	実施困難
		3	<p>(3) 子育て支援センター事業  他の事業と比較して優先順位が高いとは言えないことから、<u>事業規模の縮小</u>を検討してはどうか。</p>	<p>核家族化の進行や少子化による近所の同世代の減少、地域社会のつながりの希薄さなどにより、子育てについて不安があって、相談したくても相談する相手がいない家庭が増加しています。  そのような社会環境の変化の中、育児の悩みから児童虐待などの事例が本市でも増加しており、支援センターの果たす役割はますます大きくなってきています。  そのため、本事業の規模を縮小することは望ましくないと考えていますが、ファミリーサポートセンター事業など、ほかの子育て支援事業と連携することで事業費の削減を図るなど運営方法の見直しについて検討していきたいと考えています。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の対応の方向性のとおり、事業規模の縮小は困難です。</li> <li>引き続き、子育てに悩む家庭の相談の場、親子の交流の場として、親子が気軽に利用できる大切な事業と捉え運営をしています。平成27年度からは町域が広い久美浜地域に、新設したかぶと山こども園内に、2か所目の支援センターを開設しました。</li> <li>なお、平成25年度から子育て支援センターとファミリーサポートセンター事業との連携強化を図ることにより、ファミリーサポートセンター事業の人員費(臨時職員分)の削減を行いました。</li> </ul>	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
6	協働と共創のまちづくりの推進 (市民部・秘書広報広聴課)	行政評価	<p>(1) 郵便局サービス事業            証明書1通を発行するのに多くの費用がかかっていること、利用率の低い郵便局があることからサービス提供郵便局の見直しも含め一層の経費節減が図れるよう検討する必要がある。</p>	<p>郵便局サービス事業の経費の中でファックスのリース料が経費の多くを占めていましたが、リース期間満了時(平成23年4月)に、ファックス機器の更新を行わず、再リースとしたことにより、平成23年度の事業費がこれまでの1/3となりました。このことにより、証明書1通当たりのコストが4,100円(平成22年度決算額ベース)から1,400円(平成23年度当初予算額ベース)となり、費用対効果面が改善されています。</p> <p>本事業は、市役所から遠距離の地域の市民の利便性を確保するという目的から、単に費用対効果や利用率だけで必要性を判断しづらい一面もありますが、代替措置があるかどうかも含めて、見直しについて検討を行っていきたいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記のとおり、平成23年度以降から証明書1通当たりのコストが下がっており、費用対効果面は改善されています。</li> <li>また、利用率の向上を図るため、広報きょうたんごお知らせ版(平成24年7月10日発行号)への掲載とFMたごでの放送(平成24年7月23日～7月28日)にて本サービスの周知を行いました。</li> <li>本市では、コンビニでの証明書交付について、費用対効果を検証しつつ検討しているところで、コンビニでの証明書交付を開始した場合には、地域によっては証明書発行サービス提供の終了が可能な郵便局(丹後木津郵便局など)も考えられます。一方で、コンビニ店がない地域の郵便局ではサービス提供を継続する必要があると考えます。</li> <li>今後も、コンビニでの証明書交付を検討する中で、郵便局サービス事業の見直しについても検討したいと考えています。</li> </ul>	検討中
			<p>(2) 市民力活性化推進プロジェクト事業補助金            京都府の府民力推進制度と重複する部分があることから、府の制度についても市民からの相談に乗るなど京都府の制度を市民が利用しやすいような環境を確保した上で、京都府の制度との棲み分けを行い、事業費の抑制に努めつつ、市民協働を推進すべきである。</p>	<p>外部評価のご指摘を踏まえ、今後は、本事業の事前相談の機会などを利用して、これまで以上に府の制度の積極的な活用についての広報や案内に努めることで、市民協働の推進を図りつつ、予算規模を縮小する方向で、事業規模の抑制を図りたいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民力活性化推進プロジェクト事業を市民に利用しやすくするため、補助金交付要綱の一部改正(府制度との併用申請を可能とする)とともに、補助率を見直しを行いました(平成25年4月)。</li> <li>府制度との併用申請を可能とすることにより、平成25年度から事業費の総額抑制を図りながら、協働を推進しています。</li> </ul>	代替手法で実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
6	協働と共創のまちづくりの推進 (市民部・秘書広報広聴課)	行政評価	3	<p>(3) 京丹後コミュニティ放送 市の税金を使って市政情報の放送を委託していること、コミュニティ放送が災害時などの非常時の情報源として有効であるという観点からは、市内全域で聴けることが望ましいことから、インターネットラジオにより携帯電話で聴けるようするなど、できるだけ費用をかけずに市内全域で聴ける方法について検討するよう市側からも助言等を行うべきである。</p> <p>京丹後コミュニティ放送(FMたんご)は、久美浜町及び丹後町の一部に放送波が届かず、これらの一部の地域ではコミュニティ放送を聴くことはできません。 市内全域をカバーするためには、2基のアンテナ(子局)の増設が必要となりますが、アンテナ設置には多額の費用(1基当たり約1千万円、合計約2千万円)が必要となること、また、インターネットラジオ放送を実施する場合でも、毎年著作権料(約30万円/年)やランニングコスト(約5千円/月)が必要になることから、コミュニティ放送を運営しているNPO法人の経営状況からは、実現は困難とされます。 前述のとおり、コミュニティ放送を市内全域で聴けるようにすることはNPO法人の経営努力はもとより、市の補助など市民の要望や理解が必要不可欠ですが、現状で、できることから実行に移すため、当該NPO法人と交渉を行い、平成24年2月から現行の委託料の範囲内で、委託内容の充実を図るなど、FMたんごへの放送委託料の費用対効果を高めるなど改善を図っています。 加えて、リスナーを増やすことで災害時の情報源としての有効性をさらに高めようと、市の広報紙(広報きょうたんご)の平成24年1月号からFMたんごのパーソナリティを登場させるコーナーを紙面に設け、FMたんごのPRIに取り組んでいるところです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の対応の方向性のとおり、市内全域をカバーするためのアンテナの増設は困難です。</li> <li>・ しかし、放送波の届かない久美浜町と丹後町の一部でも、市のケーブルテレビに加入していただいている家庭では、テレビ配線をラジオアンテナに巻きつけることでFMたんごを聴くことができます。そこで、放送波の届かない一部の地域でもコミュニティ放送を聴くことができる方法として、「広報きょうたんご(平成25年4月号)」のFMたんごパーソナリティコラム欄を通じて、改めてこのことの周知を行いました(平成24年1月号から平成26年12月号までこのパーソナリティコラムを掲載し、FMたんごのPRを図りました)。</li> <li>・ また、市内の難聴地域の解消と市外への魅力や情報発信のため、平成27年2月からインターネットラジオ放送が開始されました(パソコンを始め、スマートフォンやタブレット型端末等で聴くことが可能)。左記のとおりコストがかかりますが、放送範囲が市外にも拡大されることにより広告料の増加が見込まれ、費用を捻出できる見通しが立ったこと、また、放送波の届かない住民から放送を聴きたいという要望が多く寄せられたことから、実現に至りました。</li> </ul>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
6	協働と共創のまちづくりの推進 (市民部・秘書広報広聴課)	歳出抑制	<p>(1) 郵便局サービス事業</p> <p>①証明書類の発行サービスを可能な限り郵便局に委ね、証明書類の発行サービスに係る市民局機能を縮小してはどうか。</p> <p>また、市民局の縮小に伴い発生する②空きスペースについては、他の目的に転用し、有効活用を図ってはどうか。</p>	<p>「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により、郵便局では、交付請求者が主に本人に限定されているため、現在の市民局窓口で可能な委任状による交付請求ができません。また、発行できる証明書の種類も限定されています。</p> <p>従って、郵便局では、証明書類の発行サービスを補完することはできても、代替することができないため、証明書類の発行サービスに係る市民局機能を縮小した場合、市民サービスが大きく低下することになります。</p> <p>そのため、外部評価で提案いただいている内容の実現は困難と考えます。</p>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記のとおり、事業の見直しは困難です。</li> <li>・ 今後は、コンビニ店での証明書交付について引き続き検討していく中で、峰山市民局で行っている木曜延長窓口を見直していきたいと考えています。</li> </ul>	実施困難
			<p>なお、現在、市民局に発生している空きスペースについては、平成22年10月に京丹後市まちづくり委員会から答申された「市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について(市民局のにぎわいの再生について)」に基づき、各種団体への貸し出しによる有効活用を図っているところ です。</p>	②	<p>次のとおり各種団体へ使用を許可し、有効活用を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大宮庁舎(京都地方税機構、女性センター)</li> <li>・ 網野庁舎(社会福祉協議会網野支所)</li> <li>・ 丹後庁舎(NPO気張るふるさと丹後町、NPOまちづくりサポートセンター)</li> <li>・ 弥栄庁舎(シルバー人材センター、社会福祉協議会、京丹後市総合サービス)</li> <li>・ 久美浜庁舎(社会福祉協議会久美浜支所、久美浜まるごとプロデュース協議会、シルバー人材センター久美浜連絡事務所)</li> </ul>	実施済	
		2	<p>(2) 市民協働のまちづくり事業補助金</p> <p>京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金と重複する部分もあることから、市の対象事業の中で、<u>府の制度の活用が可能な事業については、京都府の制度を利用するよう勧め、できるだけ事業費の抑制に努めてはどうか。</u></p>	<p>京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金は、本補助金と趣旨等が重複する部分がありますので、今後は、事業内容、申請及び事業の実施時期、事業実施に必要な経費等の各種条件を勘案し、府市の補助制度のいずれにも対象になる可能性がある事業については、京都府の制度の利用を促すよう努めることとします。</p> <p>なお、平成22年10月に京丹後市まちづくり委員会から答申された「市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について(市民局のにぎわいの再生について)」において、本補助金の拡充を求められていることから、本事業費の抑制を図ることは難しいと考えますが、京都府制度の利用の促進と合わせ、より多くの地区などからの要望に応え、地域のコミュニティ活動の活性化の向上に努めていきたいと考えています。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京丹後市まちづくり委員会の答申に基づき、平成23年度から事業費の下限要件を10万円から3万円に拡大し、さらに本補助金のメニューの一つの村おこし・地域づくり事業について、小規模地区(29戸以下)の補助率の引き上げを行い、地域などにとって利用しやすい制度として支援を行ってきました。</li> <li>・ 一方で、平成18年度から一定の支援を続けてきたこともあり、申請件数も減りつつある中で、予算総額の抑制を図ることで、事業費の抑制を図りました(平成25年度～)。</li> </ul>	代替手法で実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
7	患者本位の医療体制の充実 (医療部)	行政評価	<p>(1) 医療確保奨学金貸与事業 京丹後市内の医療機関で勤務してもらえるかどうか不確実な医学生に、ただ単に奨学金を貸与して約束をするだけでなく、<u>京丹後市内の医療の現場を見てもらうなど、より確実に京丹後市内の医療機関で勤務してもらえるような工夫が必要</u>である。</p>	<p>奨学金貸与者に市内の医療の現場を見てもらうことについては、以前にも検討を行いました。奨学金貸与者は学業に専念していること、また遠方の大学在籍者が多いこともあり、貸与に当たっての面接日の日程調整もままならないという現状から、実現は困難であると思われます。</p> <p>そのような中で、市では、市立病院の魅力を伝える情報紙を送付するなど情報提供を行うことで、市内の医療機関で勤務してもらえるよう努めているところです。</p> <p>また、外部評価の指摘を踏まえて、平成23年10月に奨学金貸与者を訪問しての情報交換を行いました。</p> <p>奨学金貸与者に確実に京丹後市内の医療機関で勤務してもらうことは、非常に重要なことですので、効果的な方法について今後も研究を続けてまいります。</p>	<p>・ 左記の対応の方向性のとおり、市内の医療機関で勤務してもらえる工夫として、市立病院の現状や魅力を伝える情報紙の送付に加え、平成23年度からは奨学金貸与者を訪問しての情報交換も行っています。</p> <p>・ また、貸与者への呼び掛けを継続した結果、平成25年度には、貸与者の市立病院見学が実現しました。</p> <p>○ 情報紙の送付…年4回(毎年)</p> <p>○ 貸与者を訪問しての情報交換</p> <p>平成23年度1人(11月)</p> <p>平成24年度1人(2月)</p> <p>平成25年度1人(9月)</p> <p>平成26年度2人(9月・12月)</p> <p>平成27年度1人(1月)</p> <p>○ 貸与者の市立病院見学</p> <p>平成25年度1人(10月)</p> <p>平成26年度4人(10月)</p> <p>○ 貸与者との情報交換(電子媒体による)</p> <p>平成25年度6人(10月)</p>	実施済
7	患者本位の医療体制の充実 (医療部)	行政評価	<p>(2) 医療確保奨学金貸与事業 京丹後市内の医療機関に定着してもらえる医師を確保するため、できるだけ市内出身者に奨学金を貸与できるようにすべきである。そのためには、<u>高校生に対して広報を行うなどの情報提供を積極的に進め、早い段階から地域医療に携わるという志を持った人材を確保することが必要</u>である。</p>	<p>市内の高等学校において志望者を対象に医療確保奨学金制度についての説明会を開催するなど、情報提供を行っています。看護師も含めて早い段階から市内の医療機関で働いてもらえるよう、人材確保に向けて取り組んでおり、引き続き人材確保に努めてまいります。</p>	<p>・ 人材確保に向け、市内の高等学校において志望者を対象に医療確保奨学金制度についての説明会を行ったり、学校への医療の出前講座時に医療確保奨学金制度についての情報提供を行ったりしています。</p> <p>・ 加えて、中学生・高校生の病院での職場体験や小学生の病院での体験学習なども実施しています。</p> <p>○ 学校への出張講座時の情報提供</p> <p>平成23年度 12回 898人</p> <p>平成24年度 10回 537人</p> <p>平成25年度 15回 1,325人</p> <p>平成26年度 15回 1,190人</p> <p>平成27年度 21回 1,319人</p> <p>○ 中学生・高校生の職場体験</p> <p>平成23年度 6回 72人</p> <p>平成24年度 10回 88人</p> <p>平成25年度 5回 41人</p> <p>平成26年度 7回 92人</p> <p>平成27年度 16回 175人</p> <p>○ 小学生の体験学習</p> <p>平成23年度 1回 10人</p> <p>平成24年度 1回 15人</p> <p>平成25年度 1回 14人</p> <p>平成26年度 1回 22人</p> <p>平成27年度 1回 16人</p>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
	天	歳出抑制	1 (1) 医療確保奨学金貸与事業 奨学金の額については、近隣市町における金額よりも多いことから、上記の「施策の見直しについて」で指摘している内容により事業の実効性を高めつつ、 <u>近隣市町の水準まで奨学金額を減額</u> することを検討してはどうか。	本市は、地理的な面からも特に医師確保に苦慮する中、同額であれば他の恵まれた地域の地域の奨学金に応募されることが懸念されます。また、これまでの貸与実績の中で、他市よりも金額が多いという理由で本市の奨学金に応募された方もあります。府内の他市町と同額であると、借り手側の魅力がなくなり、本市にとって重要課題である医師確保への影響が懸念されます。 そのため、奨学金の額については、現行の額で継続していきたいと考えています。	特記事項なし。	実施困難	
			2 (2) 休日応急診療事業 休日応急診療については、 <u>委託先に市の厳しい財政状況を理解してもらい、委託料を減額してもらえよう</u> に交渉してはどうか。	休日応急診療所の開設に当たっては、医師、看護師などの医療従事者の配置が必要となりますが、現行の委託料額では、人件費も賅えていないのが現状で、委託先からは休日応急診療を止めたいという申し出もあります。 市としては、なんとか引き続き本業務を受託してもらえよう願いをしている状況の中で、委託料額の減額の交渉は難しく、今後も現行の額で受託をお願いしていきたいと考えています。	特記事項なし。	実施困難	
8	安心して暮らせる高齢者福祉の充実	行政評価	1 網野高齢者すこやかセンター施設管理事業について、特定の地域の利用者が多いという状況であることや施設利用者の多くが入浴による利用であるという状況から、施策方針の生きがい活動・社会活動の推進につながっているとは考えにくい。 特定の地域の方による温泉施設としての利用が多いという現状から、本事業については、当面の課題として、 <u>①他の市内の温泉施設と同水準になるよう利用料の値上げ</u> を検討し、 <u>利用料収入の増加と②経費節減に努める</u> 必要がある。	本施設は、温泉施設ではなく、温泉を活用した高齢者の生きがい交流施設として位置付けられており、家に閉じこもりがちな高齢者の外出意欲を引き出し、社会参加の機会や意欲の促進を図るものです。 本施設は温泉施設という位置付けではないことから、一般の温泉施設と同水準までの利用料の値上げは望ましくない考えていますが、運営方法の見直しなどにより、効率的な施設運営に努めるとともに、適切な水準への利用料の値上げを検討するなどによりコスト低減を図っていききたいと考えています。	① 利用料を他の施設と同水準まで引き上げると利用者の減少を招き、かえって利用料収入の減となると考えられることから、利用料の値上げは望ましくないと考えています。	実施困難	
			2 シルバー人材センター運営助成事業について、シルバー人材センターの経営自立の目処がない中で、毎年多額の助成を行っており、他の事業と比較して費用のわりに受益者が少なく、また事業の効果が生きがい活動・社会活動の推進ということであれば、費用対効果について疑問である。 <u>シルバー人材センターの運営費となる事務費の値上げや身軽なシルバー人材センターを目指した管理部門のスリム化についてシルバー人材センターと交渉を行い、市の補助金額の削減に努める必要がある。</u>	シルバー人材センターに対する国や府からの補助金が急激に減額される中、市では、当面の間シルバー人材センターの運営を支援していく必要があると考え、市の補助金額を据え置く対応をしてきたところですが、 今後は、シルバー人材センターに対して、事務費の値上げや管理部門のスリム化などの経営効率の改善を促すことで、補助金の削減を模索していきたいと考えています。	② ・市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、平成24年度から見直しの検討を行っています。 ・利用者への影響を考慮し、一旦、施設を継続することとし、施設本来の目的である高齢者の生きがい、介護予防、社会活動の推進に資する利活用を進めることで、高齢者福祉の増進を図っています。平成27年度は、入浴利用者も1.1倍程度、健康教室、囲碁教室等で和室等の利用が5倍程度増加しており、赤字削減も期待できると考えています。	検討中	
						・現在の丹後地方の厳しい経済状況の中では、事務費の値上げは請負件数の減につながることから、現状では値上げは厳しいと考えますが、引き続き検討を促していきます。 ・支所への職員配置の工夫などの人員削減を図るための努力を促しています。その結果、シルバー人材センター運営助成事業について、平成25年度から一部減額を行いました。	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
		歳出抑制	(1) 網野高齢者すこやかセンター施設管理事業 施策目的から見て必要性が低いこと、また、市内に温泉施設が多くある中で、低所得の高齢者の温泉利用を対象に補助金を交付したほうが効率的であり、費用対効果に疑問があることから <b>廃止も含めた運営方法の見直し</b> の検討を行ってはどうか。	本施設は、在宅の高齢者に対し、地域資源である温泉を有効に活用して、生きがい、健康の保持及びレクレーションの場を提供し、高齢者福祉の推進を図ることを目的に整備された施設です。 家に閉じこもりがちな高齢者の外出意欲を引き出し、社会参加の機会や意欲を促進するための手段として、一般温泉施設の入浴補助では効果は薄いものと考えられ、本施設のような高齢者の集う施設が必要であると思われます。 このことから、施設の廃止は困難とは思われますが、運営方法の見直しなどにより効率的な施設運営に努めるとともに、利用料の値上げを検討するなどによりコスト低減を図っていきたく考えています。	・市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、平成24年度から見直しの検討を行っています。 ・利用者への影響を考慮し、一旦、施設を継続することとし、施設本来の目的である高齢者の生きがい、介護予防、社会活動の推進に資する利活用を進めることで、高齢者福祉の増進を図っています。平成27年度は、入浴利用者が1.1倍程度、健康教室、囲碁教室等で和室等の利用が5倍程度増加しており、赤字削減も期待できると考えています。	検討中
8	安心して暮らせる高齢者福祉の充実 (健康長寿福祉部)	歳出抑制	(2) 指定管理施設運営事業 指定管理施設運営事業の中の①網野社会参加交流ハウス、②丹後老人福祉センター松風苑及び③弥栄生きがい交流センターの3施設については、公民館や他の温泉施設と内容が重複する部分がある。 これらの3施設については、必要性が分かりにくいことから、 <b>廃止も含めた運営方法の見直し</b> の検討を行ってはどうか。	3施設とも、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、地域の高齢者福祉の拠点施設として地域ニーズに配慮しながら旧町において整備された施設です。 それぞれの施設では、地域ニーズを反映したそれぞれの特色を持った利活用がされており、また、利用頻度も非常に高いことから、公民館や他の温泉施設での代替は困難と思われませんが、慎重に議論を重ね今後の運営のあり方について検討していきたく考えています。	① 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で平成24年度に見直しの検討を行いました。が、本施設は社会福祉で活用することを条件に寄附採納を受けた施設であるため、市の施設として指定管理者制度による管理を継続していきたく考えています。	実施困難
					② 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、民間事業者による施設の有効活用が図られるよう移譲や施設の活性化を検討しています。	検討中
					③ 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で平成24年度に見直しの検討を行いました。が、野間地区の高齢者の生きがい活動、健康づくり活動に資する施設として地区に必要な施設であり、また、地区の特性上、民間で施設を維持しながら現在行っている事業を行うことは厳しく、廃止等はできないため、市の施設として指定管理者制度による管理を継続していきたく考えています。	実施困難
			(3) 敬老祝い事業 市内の平均寿命が延びていることや限られた予算の中で効率的な予算の使用が必要であるという観点から、①対象年齢の見直しや②祝い品の見直しを行ってはどうか。 また、③敬老会補助金の単価についても見直しを	長寿を祝い、永年の御苦労に感謝の意を捧げる意味で、大変重要な事業だと考えていますが、平均寿命の延伸や高齢者人口の増加の中で、限られた予算の効率的な運用の観点から、慎重に議論を重ね、見直しについて検討していきたく考えています。	① 検討の結果、平成25年度から次のとおり祝い品の対象年齢の見直しを行いました。 ○米寿(88歳):4,500円→市からの祝品贈呈の対象外に(ただし、社会福祉協議会から祝品を贈呈)	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
			行ってはどうか。		② 検討の結果、平成25年度から次のとおり敬老祝い品の単価の見直しを行いました。 ○喜寿(77歳):1,500円→1,000円 ○長寿(100歳以上):6,500円→5,000円+賞状(筒入)	実施済
		3			③ 検討の結果、平成27年度から次のとおり助成単価の見直しを行いました。 ○対象者1人につき:2,250円→2,000円 ○1開催(100人まで)10,000円(以降50人ごとに5,000円増額)	実施済
9	歴史(教育文化遺産の保全と活用)	行政評価	1 市民が京丹後市の歴史や文化に親しみ、地域に誇りを持ち、郷土愛を育むことができる環境づくりを進めることは非常に重要である。文化財の観光への活用の目処が立たない中では、 <u>当面は市内の小中学生の授業で歴史資料館の積極的な利用に努めるなど、学習面での歴史資料館の有効活用を図るべき</u> である。	外部評価のご指摘にあるように、市民、特に小学生及び中学生が京丹後市の歴史や文化を学び、郷土愛を育むことは非常に重要だと考えています。 歴史資料館は、現在も市内の小中学生の授業で活用されていますが、ご指摘を踏まえ、歴史資料館がさらに授業で活用してもらえるようなメニューの創設などの検討を行いたいと考えています。 また、市では平成23年度に、市の歴史の内容を掲載した副読本や市指定文化財の説明資料を作成し、平成24年度から中学生の社会科の授業で使用する予定です。今後もこれらの市の歴史や文化財に関する教材の充実及び小中学校への市の歴史や文化財について普及啓発を図ることで、歴史資料館が授業などで、より活用されるよう検討を行いたいと考えています。	次のとおり学習面での資料館の有効活用を図っています。 【網野郷土資料館】 授業での資料館利用のPRIに努めるとともに、小学生の歴史学習用のコース(1時間30分)を設定し館内展示品の説明だけでなく、児童に道具を触らせたり、資料館内を体験させたりする体験学習を取り入れた内容を設定したり、資料館の展示資料の整理や分かりやすい展示構成・配置変更を行ったりすることで、小学生の社会科授業での活用が増えています。 ○活用実績 平成22年度 6回 平成25年度 16回 平成26年度 14回 平成27年度 12回(28年2月末現在) 【丹後古代の郷資料館】 中学校社会科副読本「京丹後市の歴史」や市指定文化財の説明資料を平成23年度に作成し、中学校の社会科の授業で使用しています。このことにより、中学生の社会科授業での古代の郷資料館(副読本などに掲載されている資料を展示)の活用が増えています。 ○活用実績 平成22年度 13回 平成25年度 17回 平成26年度 14回 平成27年度 10回(28年2月末現在)	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
9	歴史（ 文化 教育 遺産 委員 会 保 全 務 局 と 活 用	行政 評 価	2	<p>歴史資料館について、観光分野への有効な活用方法が見つからない中では、施策方針にある歴史資料館のネットワーク化が図れたとしても、効果について疑問である。</p> <p>古代の里資料館について、観光への活用の目処が立たない中では、現行の週6日の開館日について見直しの余地がある。<a href="#">入館者数の調査などを行った上で、開館日の縮小</a>を行い、人件費と施設維持管理費についての削減に努め、施設の効率的な運営を図るべきである。</p>	<p>丹後古代の里資料館は古代丹後王国の中心的な場所に位置していることから、施設周辺には、巨大古墳の神明山古墳や日本海を望む高台の大成古墳群などの文化財が存在し、ロマンあふれる古代の丹後を満喫することができます。</p> <p>併せて、本資料館の周辺には、道の駅や旅館、民宿などの観光関連施設があり、観光との連携を進める上での立地条件にも恵まれています。</p> <p>これらのことから、市としては、開館日を縮小させるのではなく、資料館における展示内容、展示企画の充実を図ることで資料館の魅力を高めるとともに、観光関連施設と連携できるような体験メニューの創設などを検討することで、観光面での有効な活用を図っていきたく考えています。</p> <p>なお、現在、歴史資料館を紹介するポスターを作製中で、ポスターを市内の観光施設に掲示することで、歴史資料館と観光面での連携の第一歩につながるものと考えています。</p>	<p>・ 入館者数については、これまでから集計を行っており、集計結果の分析も行っているところです。</p> <p>・ 平成24年度は平成23年度に比べて、入館者が減少しました。琴引浜鳴き砂文化館でも入館者が減少していることから、本市を訪れる観光客数の減少の影響によるものと考えます。</p> <p>・ 平成25年度は平成24年度に比べて、入館者が増加しました。丹後建国1300年事業での特別展示会を開催した結果と考えます。</p> <p>【入館者数】 平成23年度：3,343人 平成24年度：2,683人 平成25年度：3,881人 平成26年度：3,101人 平成27年度：3,638人(27年12月末現在)</p> <p>・ 左記の対応の方向性のとおり、展示内容や企画の充実を図り資料館の魅力を高めることで、入館者数の増加を図り、施設の有効活用を図っています。</p>	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
9	歴史（教育委員会事務局と活用	歳出抑制	<p>(1) <u>①郷土資料館管理運営事業</u>及び<u>②古代の里資料館管理運営事業</u></p> <p>広範囲に分散する既存の歴史資料館をネットワーク化しても集客力や学習への活用には限界があると感じられる。</p> <p>将来的に市の遊休施設の有効活用として、<u>市民や観光客が利用しやすい場所に設置されている施設に文化財を集約し、入館者が増える工夫</u>を検討してはどうか。</p>	<p>・ 網野郷土資料館は、古い小学校の木造校舎が基となっており、建物そのものが資料的な価値を有していること</p> <p>・ 丹後古代の里資料館は、比較的最近の平成3年度から平成6年度に約6億5千万円をかけて建設されており、施設周辺には、多くの歴史的価値を持つ遺跡などがあること</p> <p>・ 資料館以外の既存の施設に文化財を集約するためには、資料の保管環境、防犯設備などが必要となり、多額の改修経費などが必要となること</p> <p>以上の理由から、市の遊休施設に文化財を集約することは非常に困難で、市では、現在の資料館において、入館者が増える工夫を検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、当市の所蔵する資料として、日本を代表する画家の多数の絵画を有しておりますが、公開場所がないことから、十分な活用ができておりません。これらの貴重な作品、その他の資料などについての将来的な公開場所として、公共建物や遊休施設を活用することについては検討する必要があると考えています。</p>	<p>・ 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。</p> <p>・ 現在の状況としては、学校再配置等により使われなくなった施設を活用し、網野郷土資料館とほかの資料保管施設を統合し、民俗資料と美術資料等の集中管理を図っていく方向で検討を進めています。</p> <p>・ 入館者を増やす工夫として、次のことを行いました。</p> <p>① ○ 常設展示に加え、資料館の企画展・特別展として「子どもの節句展」、「大資料展」、「衣服の虫干し展示」、「網野郷土資料館まつり」などを開催(平成24年度)</p> <p>○ 資料館の展示資料の整理、分かりやすい展示構成・配置変更(平成24年度)</p> <p>○ 昔の装い、虫干し展、子どもの節句展、昔のくらし展を開催(平成25、26年度)</p>	検討中
					<p>・ 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、指定管理者制度への移行に向けた検討を進めましたが、借用寄託資料の保全と経費が増大し、指定管理者制度の導入効果が見込めないと判断した結果、計画を見直し、方向性を現状維持としました。</p> <p>・ 入館者を増やす工夫として、次のことを行いました。</p> <p>○ 資料館の展示資料をリニューアル(平成24年度)</p> <p>○ 市所有の重要文化財が保存展示できる施設にするため、資料館の展示ケースを改修(平成24年度)</p> <p>○ 丹後建国1300年の記念に特別展示を開催「1300年前の丹後～丹後国ができあがったころ」「終期特別展丹後王国の世界」「松井康之と久美浜」「江戸時代後期の焼き物～久美浜焼・円頓寺焼を中心に～」(平成25年度)</p> <p>○ 市制10周年特別展「丹後VS但馬ー古代文物の徹底比較ー」「丹後震災からの復興～峰山と小林善九郎」など(平成26年度)</p>	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
9	歴史（教育委員会の保全と活用）	歳出抑制	<p>(2) 市史編さん事業 他の事業と比較して緊急性は低いと考えられることから、<u>全14冊の発刊予定冊数を減らしてはどうか。</u></p>	<p>市史編さん事業は、市史編さん委員を依頼した時点から発刊年度と内容について決定し、その計画に従って調査や編さん作業が進められています。</p> <p>10年間の事業期間（平成17年度から平成26年度まで）のうち、今年で7年が経過し、既に資料編の刊行に向けた調整が行われていることから、発刊予定冊数の減少は、市史編さん委員との信頼関係上、困難と考えます。</p> <p>また、発刊冊数の縮減は、既に費用をかけて調査を実施したものが無駄になってしまうため、適当でないと考えます。</p> <p>なお、本事業により作成される刊行物が販売されることにより、販売収入が得られ、印刷経費の一部（これまでの実績では約5割）が補てんされることになります。</p> <p>本事業については、外部評価の提案内容の代わりに、調査方法の見直しを行うことで経費の削減を図っていきたいと考えています。</p>	<p>・ 左記の対応の方向性のとおり、平成24年度から調査経費の見直しを行い、経費の削減を図っているところです。</p> <p>・ 発刊予定冊数については、既に調査したものが無駄となるため、予定通り刊行することとしました。</p> <p>・ 平成27・28年度に繰り越して行う予定の刊行物の発刊をもって、全14冊の市史の刊行を完了し、京丹後市史の事業を終了する予定です。</p>	代替手法で実施済
10	農林業（農林水産環境部の振興）	行政評価	<p>(1) 国・府事業について 国や府の制度を活用した事業について、国や府の都合により事業が廃止され、結果、市の負担だけで事業を実施していかなければならないというケースも想定される。国や府の制度を活用した事業については、<u>市にとっての必要性和効果について十分な検証を行い、市にとって不要であったり、効果が低いと判断される事業については、国や府の制度を活用した事業であっても廃止することが必要</u>である。</p>	<p>市では、市の財政負担を軽減して効果的に農業振興を図るため、国や府の制度を積極的に活用しているところです。</p> <p>国や府の事業が廃止された場合の事業の継続については、農業振興を図るために市単独事業でも継続する必要があるかを、今後も引き続き検証して判断していきます。</p>	<p>・ 国や府の制度を活用した事業の実施に当たっては、「農業振興への必要性・効果」と「市財政負担の軽減」について検討した上で、国や府の制度を積極的に活用しているところです。また、事業の実施段階においても、その必要性和効果の検証を行っているところです。</p> <p>・ 上記の検証などの結果、必要と判断した上で国や府の制度を活用した事業を継続しており、現状では国や府の制度を活用中の事業で廃止を行った事業はありません。</p> <p>・ なお、国や府の事業が終了した場合は、事業の効果や市の財政負担を検討して事業の継続について判断しています。その結果、次のとおり見直しを行っています。</p> <p>○ ふるさと共援活動支援事業 府の制度の廃止に伴い、事業を廃止（平成25年度）</p> <p>○ 里の基盤整備事業 府の制度の廃止に伴い、事業を廃止予定（平成28年度）</p>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
10	農 林 業 （ 農 林 水 産 環 境 部 の 振 興 ）	行 政 評 価	2	<p>(2) 猪・鹿肉処理施設運営管理事業 有害鳥獣捕獲事業において多くの有害鳥獣が捕獲されているにもかかわらず、猪・鹿肉処理施設で処理されている頭数はわずかで、特に収益性の高い猪については施設への持ち込み頭数が少ない。 猪・鹿肉に対するニーズは高いと思われるので、捕獲された有害鳥獣については、地域資源として捉え、特産物としてより多く販売できるように、<u>収益性の高い猪を中心にできるだけたくさん施設に持ち込んでもらえる工夫を行うことなどでより一層の歳入の確保に努め、施設の運営効率を上げるべき</u>である。</p>	<p>比治の里へ入ってくる猪が少ない原因については、受け入れ基準30kg以上の個体数が少ないことと、特に今年度は、昨年度の大雪で狩猟期に猪が大量に捕獲されて個体数が減少し、有害捕獲期間には山の実が豊作で里に下りてくる猪が少なく捕獲頭数が少なかったことによるものです。 受入頭数を増加させるため、猟友会会員が出勤前に搬入できるように開業時間を30分早めて7時30分からとしたり、捕獲獣を取りに行く(特に猪については市内全域を対象)ことを今年度より実施しています。また、施設運営主体において積極的に引き取りに行く努力を今後も継続して実施するとともに、猟友会駆除班員に対して、1頭でも多く持ち込んでもらうため、いろいろな機会を持ち込みの依頼を行っています。 併せて、猪・鹿肉の販売価格について、これまでの販売実績などを勘案して、運営改善に向けた単価の変更を検討していきます。</p>	<p>・ 左記の対応の方向性のとおり、猪の受入頭数を増加させるための工夫を行っているところですが、大幅な増加にはつながっていません。 ○ 受入頭数実績 平成22年度：95頭 平成23年度：87頭 平成24年度：66頭 平成25年度：100頭 平成26年度：82頭 平成27年度：117頭(1月末) ・ 一方で、鹿の受入頭数は増加していません。 ○ 受入頭数実績 平成22年度：248頭 平成23年度：348頭 平成24年度：398頭 平成25年度：480頭 平成26年度：558頭 平成27年度：592頭(1月末) ・ 鹿肉の販売による収益を伸ばすため、次のとおり、家庭や飲食店などでの鹿肉の消費を増やす取組を行っています。 ○京都府と連携して鹿肉料理レシピの作成 ○あじわいの郷月例祭などでの鹿肉PR活動 ○市内の小中学校の給食での鹿肉の活用を検討するため、保護者などを対象としたアンケート調査を実施(平成24年度) ・ 猪・鹿肉の販売価格については、販売単価の変更を検討中です。</p>	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
10	農林業 (農林水産環境部 の振興)	行政評価	<p>(3) 都市農村交流の推進            施策方針「都市農村交流の推進」を構成する事業について、観光的要素が強く含まれていることから、事業を進めていく上において、観光部署との連携が重要である。観光部署とうまく連携することで、効果的な都市農村交流の推進が図れると思われることから、<u>観光部署とより一層の連携を行い、一体となって、京丹後市の魅力を発信すべき</u>である。</p>	<p>観光部署との連携は、平成21年度から連携調整会議(農政課、観光振興課、観光協会、商工会)を年2回程度開催し、情報共有や事業内容の調整、連携事業の検討などを行っています。            また、体験プログラム総合ガイドの作成や農家民泊セミナーの開催、京都市内でのキャンペーン開催などを連携して実施し、さらに京丹後宿おかみさんの会ともキャンペーン開催や北近畿タンゴ鉄道の宮津・久美浜間のアattend列車で、乗客に特産品のさつまいもや有機米でつくったおにぎりを試食いただき、農産物のPRを実施したところ。            今後も農業者との意見交換会などにより、様々な連携を進め、今後さらに連携した取り組みを増やしていきます。</p>	<p>・ 次のとおり、観光部署や観光団体と連携した取組を進めました。            ○ 観光部署と情報共有、事業内容の調整及び連携事業の検討や課題の調整を行うため、連絡調整会議を開催。            平成23年度: 2回            平成24年度: 1回            平成25年度: 3回            ○ 北近畿タンゴ鉄道のアattend列車(京丹後宿のおかみさんの会実施)内で、市が推進している特別栽培米で作ったおにぎりを配布し、安心安全でおいしいお米のPRを実施(平成25年3月)。            ○ 都市農村交流を一層進め、交流人口の増加を図るため、「農林漁家民泊推進セミナー」を実施(平成26年8月～10月、計4回)。            ※市内では、19軒の農家民宿が開業(平成28年2月現在)。            ○ 観光振興課と連携し、関東関西方面から農家民宿等を活用した教育旅行を誘致(平成25年度1校・1団体、平成27年度1校)。            ・ 今後も農業者を中心にした様々な連携や取組を進めます。</p>	実施済
			<p>(4) 農産物の販売に対する支援について            農業者への補助金交付事業が非常に多いように感じられる中、また、市内の農業者は高品質の農作物を作ることには長けているが、販売面において弱い部分があると聞く中で、長期的な視点で見れば、販路を確保したほうが農業者の自立につながり、結果、市の補助金交付額の減少にもつながるものと思われる。農業者の販売能力を補完するため、<u>市の農産物がメディアに取り上げられるよう関係機関と連携して積極的にPRを行うなど、より一層、販路の開拓や拡大について注力すべき</u>である。</p>	<p>農家の新たな販路開拓のため、農家などと都市部の飲食店・流通業者とのマッチング会の開催や新たに丹後の農家と取引要望のある企業などの情報提供、情報提供のためのメールマガジン発行、販路開拓などの取り組みへの支援などを引き続き行っていきます。            また、日本穀物検定協会が発表した平成23年産米の食味ランキングにおいて「特A」に復活した(平成19年産から5年間で4回目)本市の基幹作物である丹後産コシヒカリについて、幟旗により市内外の公共施設や米販売店などへ掲出したり、府の農林水産フェスティバルや旅行会社やマスコミなどを対象としたPRフェアなど、関係機関と連携して様々な形でPRを行っています。            さらに、平成22年12月から農家や流通業者、JAなどで組織する農産物流通戦略会議において検討を行って取りまとめた「農産物流通戦略」を基本に、丹後の農産物の地産地消や地産都消などの推進を図っていきます。併せて、現在、流通販売に対する新たな支援制度を検討しているところです。</p>	<p>・ 東京や名古屋の飲食店へ農産物の提供を行い、販路の拡大を図っています。また、FCPシート作成を支援し、金融機関との連携によって新たな取引に繋げるべく情報を整理し、バイヤー等に提供しています。更に6次産業化による農家の所得向上を図るため、メールマガジンによる情報提供などの取組を引き続き実施しています。            ・ 上記に加え、次の取組を行っています。            ○ 農産物流通対策補助金を創設(平成24年度～)し、京丹後産農産物の新たな販路開拓の取組を支援。            ○ 農産物流通戦略推進会議で、推進品目の選定や販路の拡大について検討を継続。</p>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
10	農林業（農振林水産環境部の振興）	歳出抑制	<p>(1) 新規就農者支援について 本施策において、農業の担い手を確保することは非常に重要であることは理解できるが、就農研修資金償還金助成事業は、多くの費用がかかっているにも関わらず、新規就農者の実績が少なく、費用対効果がやや低い。 新規就農者への支援については、<u>農業法人などで働きながら農業の基礎を覚え、就農してもらえれば、市としては費用をかけずに新規就農者の育成を図ることができると思われることから、そういった手法で新規就農者の確保や育成を行うことで事業費の抑制を図り、就農研修資金償還金助成事業を縮小</u>してはどうか。</p>	<p>農業法人への雇用や農業研修については、農業雇用創出事業(国補助率100%)や京都府農業会議の農の雇用事業などを活用して推進していますが、人員を増員して規模拡大を進めている農業法人は少なく、資金に余力がないため、こうした補助事業によって受入れが可能となっているのが現状です。 また、新規就農希望者は、法人への就農や自立経営による就農など様々な要望を持っており、新規就農者の確保には、法人への就農だけでなく様々な就農形態への支援を講じる必要があります。 就農研修資金償還金助成事業により、就農初期の不安定な経営を支援することで新規就農者の不安感を解消することができ、円滑な新規就農に結びつき新規就農者確保に大きく寄与しており、本事業により就農した農業者は、認定農業者や国営農地の組合長などになり、地域の中核的な担い手となっていることから本事業は重要な事業となっています。市としては、平成17年度以降に資金借入れし、平成24年度以降に償還開始となる新規就農者については、府と市の補助率がこれまでの各1/2から各1/3に変更となる予定であるため、これによって事業費の抑制を図っていくこととします。 なお、平成24年度には、国費100%の新規就農総合支援事業を活用して、新規就農者の確保を図っていく予定をしています。</p>	<p>・ 左記の対応の方向性のとおり、農業法人などへの就農の受入れは現状では難しく、また、様々な就農希望もあることから、対象者に対し、平成25年度も就農研修資金償還金助成事業を活用した支援を実施しましたが、平成26年度限りで本助成事業対象者の新たな承認を廃止しています。そのため、助成事業対象者の償還が完了する平成37年度をもって本事業を廃止する予定です。 ・ 今後については、国費100%の新規就農総合支援事業(青年就農給付金事業)により新規就農者の確保を図っていきます。(平成27年度末までの累計対象者(見込み含む): 28人【内夫婦2人】)。</p>	実施済
			<p>(2) 農業者への支援方法について 農業者へ補助金交付事業が非常に多いが、補助金による支援が過去からずっと行われているにも関わらず、未だ支援が必要という状況や、農業者への支援方法は経済的支援以外にも多様にあることから、今後、市の財政が厳しくなっていく中では、慎重な検討を行った上で、<u>効果の乏しい経済的支援策について廃止も含めた見直し</u>の検討を行ってはどうか。</p>	<p>農業は、天候や災害、市場価格の影響を受けて安定的な収入の確保が難しく、生産性向上のための大規模農業には多額の設備投資が必要です。また、農業基盤である堰や水路、農道などを、減少する農業者で維持する必要があるため、一定の支援は必要です。 ただし、市の財政状況が厳しくなる中、市としては、国や府の有利な事業を積極的に活用しつつ、水田農業振興補助金や受胎向上対策補助金については、事業効果の向上に向けた仕組みについて見直しを行っているところです。</p>	<p>・ 左記の対応の方向性のとおり、一定の支援は必要と考えています。 ・ 一方で、市単独事業の中で、水田農業振興補助金の良質米生産奨励助成事業や特別栽培米団地化推進については、一定の事業効果が図られたものとして平成24年度予算から事業内容を見直し、事業費を縮小しました。 ・ その他の市単独の補助金についても、見直しの検討を行っており、受胎向上対策補助金や地域環境保全型農業推進事業費補助金についても、他の補助制度での実施を想定しており、平成25年度から予算化を見送っています。</p>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
11	(農林水産環境部) 循環型社会の構築	行政評価	<p>(1) 地域バイオマス利活用促進事業 液肥について、肥料としての能力に問題もなく、価格も安価であるにも関わらず、安全面についてマイナスのイメージが強く、液肥利用の普及について課題がある。施策の目的である循環型社会の構築のためには、<u>液肥の安全性についてもっとPRを行い、液肥利用の普及に努める必要がある。</u></p>	<p>液肥の成分的な安全性については、肥料取締法で規定された公定規格を十分満たしていることから問題は無く、安全面でのマイナスイメージを払拭するとともに液肥のコスト削減などのメリットを認識してもらうために、農家へ様々な正しい情報を伝えることが重要と考えています。</p> <p>このことから、農家などに対して、液肥の成分検査の結果、モデル実証栽培(平成22、23年度実施)での栽培実績、府丹後農研での栽培試験結果、液肥利用農家で構成する液肥利用者協議会(平成23年12月設立)の取り組み状況などを、広報紙やケーブルテレビなどにより広くPRしていく予定です。</p> <p>また、液肥の利用状況については、平成22年度は287トンでしたが、平成23年度は1,845トンの見込みであり、実際に利用した農家の口コミなどで利用が拡大しているところです。</p> <p>さらに、平成24年度は水稲の基肥での利用見込みが1,200トンを超える状況で昨年の約3倍となっており、実績を着実に伸ばすことにより、さらなる普及拡大に努めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液肥の安全性を農家に十分理解していたため、平成22年2月に小冊子を作成し液肥の成分検査の結果やモデル実証栽培で得られた栽培実績などの周知を行いました。また、モデル実証栽培で得られた液肥を利用して栽培した米の食味値や収量などの実績データを市広報紙やケーブルテレビを活用してPRしました。</li> <li>・ 液肥利用農産物のブランド化を推進するためにブランド名を全国公募して「環のちから」に決定し、さらに農家の液肥に関する知識を高め、液肥利用技術の向上に向けてシンポジウムを開催しました(平成23年12月)。また、他の農産物との差別化を図るため「環のちから」のシンボルマークを全国公募して決定しました(平成24年8月)。</li> <li>・ 平成23年12月に設立した液肥利用者協議会では、会員数が50人に達し、市と連携して「環のちから」特裁米の栽培と販売拡大にも取り組んでいます。</li> <li>・ 液肥の利用状況については、平成26年度実績が5,263トン、平成27年度は7,710トン程度となる見込みです。</li> </ul> <p>このうち水稲への施肥が70%以上となっていますが、畑作での普及拡大や施設園芸への利用拡大にも取り組んでおり、散布時期の平準化を進めています。</p>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
11	(農林水産環境部) 循環型社会の構築	行政評価	2 (2) 京丹後市エコエネルギーセンター 施設の有効活用と設置目的の観点から、子供たちに 分かりやすい工夫を引き続き行い、 <a href="#">子供たちの環境学 習にもっと活用すべき</a> である。	これまでから教育関係者の意見を聞いて、分かりやすい教材作り に取り組んできており、平成23年度には生ごみからエネルギー(ガ ス)を作り出す仕組みが分かる教材の作成も行ったところです。 今後もさらに、教育関係者や子供たちの意見を聴いて改善を行っ ていくとともに、環境学習への活用を進めるため、学校関係者へ具 体的な学習メニューを提示して利用を呼びかけていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒・児童の環境学習の場として、より分 かりやすい教材(生ごみからエネルギー(ガ ス)を作り出す仕組みが分かる教材)作り に組み込みました(平成23年度)。</li> <li>学校関係者へのPRが十分ではなく利用実 績が上がっていなかったため、平成26年度 から学校へ利用勧奨するなど利用推進に努 めています。</li> <li>○ 環境学習実績 平成24年度:3回 平成25年度:3回 平成26年度:2回 平成27年度:6回(12月末現在)</li> <li>平成25年度からは、液肥を利用した特別 栽培米を学校給食の一部で提供し、また平 成26年度からは保育所・小中学校の給食残 渣をエコエネルギーセンターで受入れ資源化 するなど、環境学習の良い題材となっていま す。</li> </ul>	一部実施 済

## ■ 外部評価結果（平成24年度評価実施分）に対する実施状況一覧表

- この一覧表は、平成24年度に実施した外部評価結果に対する実施状況を平成28年2月時点でまとめたものです。
- 外部評価結果の中に複数の指摘・提案が含まれている場合、①・②などの番号を付し、その番号ごとに実施状況を整理しています。
- 外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性は、平成24年度末時点の方向性です。そのため、現在の方向性や実施状況と異なる場合があります。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
1	農林業（農林水産環境部） の振興（林業の振興）	行政評価	1	間伐材の搬出のために、今後、林道の整備や作業路の開設がますます重要となってくる中で、 <u>できるだけコストが掛からないよう①効率的な路線選定と②開設工事を行っていくべき</u> である。	低コストで壊れにくい作業道などを主体とした効率的な林道や作業路の整備を推進するため、森林組合からの提案だけに基づいて路線選定するのではなく、市と森林組合の両者の現地踏査により低コストで効率的な路線選定を進めていきます。	① ・ これまでから一部の路線選定に当たっては、市と森林組合の両者の現地踏査による路線選定を行い、コスト削減に向けたルート選定を行っているところです。 ・ また、平成25年度からは、森林経営計画（一体的なまとまりのある森林で間伐などの施業等を計画するもの）に基づき、効率的な作業路等の整備を進めています。	一部実施済
				森林組合作業員のオペレータ技術の向上を図ることで、効率的な開設工事を行っていきます。	② 組合作業員も含めて京都府主催の森林作業道作設オペレーター・フォローアップ研修に参加し、ルート選定から支障木の伐採、基本土工などの作業路開設及び災害に強い作業道整備の技術習得に係る研修を受講しました（平成24・25年度）。	一部実施済	
			2	造林関係の事業について、 <u>国や府、関係機関の事業など市にとって有益な事業をより一層活用することについての研究や検討を行うことで、市の負担額をできるだけ少なくし、効率的に事業実施を図るべき</u> である。	市の財政負担を軽減して効果的に林業振興を図るため、これまでから国や府、関係機関の制度を研究・検討し積極的に活用しているところです。引き続き、国や府、関係機関の制度について研究や検討を行い、効率的な事業実施に努めます。	特記事項なし。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
1	農 林 業 （ 農 林 水 産 環 境 の 振 興 ）	行政評価	3	<p>森林組合への補助金の交付や委託による事業実施が多い中、公益性及び必需性の観点から①補助金の効果の検証を行うとともに、②委託単価の精査などに努め、引き続き、適正かつ効率的な事業実施に努めていくべきである。</p> <p>林業労働者確保のため、森林組合に対し、林業労働者の福祉の向上に対する支援(社会保険加入に係る事業主負担と共済事業加入に係る経費への支援)を行っています。 これらの支援については、京都府の制度を活用しながら、効率的・効果的に支援を行っており、林業労働者の確保に寄与しています。 なお、これまでは、森林組合から提出された事業報告内容の書面確認により事業実績の確認を行っていましたが、平成24年度から森林組合での現地検査(京都府と市が森林組合へ行き、事業報告内容を詳細に確認)を行い、より適正な事業実施に努めているところです。</p> <p>委託事業費については、森林組合から提案される施業実施内容の精査に加え、当該施業実施項目に適切に合致した京都府造林標準単価に基づき算出し、委託単価の精査に努めているところです。 今後は、施業実施内容と委託単価について、担当職員以外の職員による再精査の実施を検討し、一層の適正かつ効果的な事業実施に努めます。</p>	①	京都府と協調して実施している林業労働者支援事業(社会保険加入に係る事業主負担に係る経費の支援)について、府では森林組合を含めた全ての林業労働者に対し効率的・効果的な支援を実施できるよう制度見直し作業中であることから、府の見直し内容を確認した上で、市も合わせて見直しを行う予定です。	実施済
			4	<p>現在の木材需要と林業の状況を見ると、現状のまま経済的に採算を取って人工林の経営を行っていくことは、非常に困難であると思われる。そのため、市行造林事業については、①主伐後は、全て再造林するのではなく、収穫しても経済的に成り立つ森林だけ再造林を行い、②それ以外の森林については、災害などが発生しないよう環境保全機能を保持させつつ、維持管理にできるだけコストが掛からない方向での更新を検討すべきである。</p> <p>森林所有者である地元自治会などの分収契約により事業を継続していることから、主伐後はコスト面も踏まえて自治会などと相談しながら更新方法の協議を行っていきたいと考えています。</p> <p>上記①による森林所有者との協議の結果、再造林を行わないこととなった森林については、国や府の事業を活用し、山地災害の防止を図ることを目的として森林整備を進めていきたいと考えています。</p>	②	特記事項なし。	実施済
			5	<p>人工林の主伐期が先送りされる現状の中、市が分収契約を締結して行っている事業について、契約期間の終了までに要するコストと収穫することにより得られる収入額の試算を踏まえ、分収契約を解除することも含めた事業の見直しについて検討すべきである。</p> <p>契約期間終了までに必要なコストと販売額の試算を行うためには、木材の蓄積量(人工林の体積の合計)を詳細に把握する必要があることから、多額の費用と労力が必要となることが考えられますが、まずは、植林後の標準的な伐期を迎えている造林地ごとに保育施業履歴などを参考にしながら現地調査を行うなど、現状把握の手法について検討を進めていきます。</p>	①	特記事項なし。	検討中
			6	<p>森林の所有者の把握が困難であることにより、森林の集約化ができず、造林事業の効率化が図れない中で、森林の所有者の明確化に向けた取組を進めていくべきである。</p> <p>施業実施区域を明確化することが森林所有者の明確化につながることから、国や府の事業の活用を検討し、森林組合で施業実施区域の明確化作業などに取り組むよう森林組合へ指導していきます。</p>	②	特記事項なし。	検討中
				<p>人工林の主伐期が先送りされる現状の中、市が分収契約を締結して行っている事業について、契約期間の終了までに要するコストと収穫することにより得られる収入額の試算を踏まえ、分収契約を解除することも含めた事業の見直しについて検討すべきである。</p>		分収契約地の現況調査を実施し、現況把握することにより、長期的な施業計画の策定を行うよう準備を行っています。	検討中
				<p>森林の所有者の把握が困難であることにより、森林の集約化ができず、造林事業の効率化が図れない中で、森林の所有者の明確化に向けた取組を進めていくべきである。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>森林経営計画の策定に必要な森林所有者の基礎調査を市が実施し、所有者確定の事務を行うとともに、森林組合へ指導を行っています(平成25年度～)。</li> <li>このことにより、森林組合の森林経営計画策定と計画に基づく施業集約化の促進を図っています。</li> </ul>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
1	農林業 (農林水産環境の振興)	歳出抑制	<p>人工林の経営について、分収契約期間の終了まで造林事業を行うという目的を、<u>人工林経営による損失を最小限に抑えるという視点へ転換し、常にアンテナを張って、木材の売れる価格と将来的に投じていく予算額などを見据えて人工林の経営を行っていくこと</u>が、歳出抑制につながるものと思われる。</p>	<p>契約期間終了までに必要なコストと販売額の把握のためには、木材の蓄積量(人工林の体積の合計)を詳細に把握する必要があることから、多額の費用と労力が必要となることが考えられますが、まずは、植林後の標準的な伐期を迎えている造林地毎に保育施業履歴などを参考にしながら現地調査を行うなど、現状把握の手法について検討を進めていきます。</p> <p>そのような中、現状で実施可能なこととして、現在、主に木材の保育や間伐のために整備している作業道について、今後、伐期を迎えつつある木材の伐採・搬出も見据えて長期的に使用していくことを前提に、低コストで壊れにくい作業道を補助事業を活用して整備することで、長期的な視点からの歳出抑制につなげていきたいと考えています。あわせて、効率的な路線選定と開設工事を進めていきます。</p> <p>また、森林組合との連携を密にしながら、木材の市場価格などの動向の把握にも努めていきます。</p>	特記事項なし。	検討中
			<p>所管部局において検討されている間伐材のチップを利用した熱や電気の供給などの間伐材の有効活用については、森林の整備が進むとともに燃料代の節約などにつながる可能性があると思われるが、<u>事業の経営は基本的に民間事業者任せ、市は、事業の研究や可能性の調査、初期の基盤整備などの支援にとどめて、効率的で効果的な事業執行を図るべき</u>である。</p>	<p>今後、間伐材の搬出が本格化していく中で、間伐材を利用して燃料用、製紙用チップの有効活用を事業化していくことは、森林整備と公益的機能の保全の面で有効と考えています。</p> <p>民間事業者による効率的・効果的な事業執行に向け、木質チップ加工会社の事業化について、森林組合や製材組合などの出資予定者との協議を実施しているところです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木質チップ加工を行う事業会社(森林組合や林業者等の出資により平成25年6月設立)が、国の補助事業を活用して行う木材流通・加工施設整備に対し、補助金による支援を行いました(平成25年度)。</li> <li>木質チップの需要拡大のため、市内の公共温泉施設(3施設)に木質チップボイラー整備を行いました(平成26年度)。今後は、民間施設への導入の可能性について検討しています。</li> </ul>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況			
					具体的対応状況	区分		
2	ごみ・ 廃棄物対策 (市民部)	行政評価	1	各町の最終処分場において、開設日数の違いや直営方式で実施している処分場があるなど運営方式の違いがある。合併してから8年が経過する中では、これらの平準化を図ることが望ましいと思われることから、また、経費節減を図るためにも、①直営部分を委託方式に切り替えたり、②処分場の開設日数を減らしたりすることについて検討すべきである。	<p>現在、市内に4か所設置している最終処分場のうち直営部分を残しているのは大宮最終処分場のみで、当該施設には、市職員1人を配置しています。</p> <p>維持管理の委託方式への変更については、当該職員の処遇及び費用対効果を含めて人事課と協議した結果、当分の間は現行どおりとします。</p> <p>久美浜最終処分場について、ほかの施設と同程度まで開設日数を減少することについては、京丹後市廃棄物減量等推進審議会への諮問や地元区長会等への打診などを行い、平成25年度に協議する予定です。</p>	①	平成26年度からは大宮最終処分場職員の退職に伴い、委託方式に切り替えました。	実施済
			2	<p>所管部局の歳出抑制の考え方の生ごみのリサイクルに関する部分について、<u>生ごみリサイクルの推進が市全体のコスト削減につながらないという場合には、本施策の中で、別の歳出抑制策を検討すべきである。</u></p> <p>塵芥収集事業のうち、家庭ごみ収集運搬業務については、業務の継続性及び安定的遂行も確保しつつ、サービスの向上や業務委託料の縮減に対して競争性が発揮できるよう、現在検討されている<u>現行の契約方法の見直し</u>について、その実現に向け検討を深めてはどうか。</p>	<p>生ごみの分別収集の推進に加え、市では大きくコストが掛からない次のリサイクル率向上の取組を行うことで、処分場の延命化を図る予定です。</p> <p>① 紙ごみの分別 ② 小型廃家電の分別</p> <p>現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が求める業務の安定履行を確保しつつ、サービスの向上や契約手続きの公平性・透明性確保につながるよう契約方法の見直しを検討しており、今後も、その実現に向けた検討を進めます。</p>	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元区長会への説明を経て京丹後市廃棄物減量等推進審議会への諮問を行うなど、開設曜日と開設日数の調整を行いました(平成25年度)。</li> <li>・ 最終処分場の管理規則を制定した上で、開設曜日と開設日数の見直しを行いました(平成26年4月～)。</li> </ul>	実施済
		歳出抑制	1	<p>所管部局の歳出抑制の考え方の生ごみのリサイクルに関する部分について、<u>生ごみリサイクルの推進が市全体のコスト削減につながらないという場合には、本施策の中で、別の歳出抑制策を検討すべきである。</u></p>	<p>生ごみの分別収集の推進に加え、市では大きくコストが掛からない次のリサイクル率向上の取組を行うことで、処分場の延命化を図る予定です。</p> <p>① 紙ごみの分別 ② 小型廃家電の分別</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①について、平成26年度から分別をスタートしました。</li> <li>・ ②については、平成25年度に実証事業を実施し、26年度から本格実施を開始しました。</li> </ul>	一部実施済
			2	<p>塵芥収集事業のうち、家庭ごみ収集運搬業務については、業務の継続性及び安定的遂行も確保しつつ、サービスの向上や業務委託料の縮減に対して競争性が発揮できるよう、現在検討されている<u>現行の契約方法の見直し</u>について、その実現に向け検討を深めてはどうか。</p>	<p>現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が求める業務の安定履行を確保しつつ、サービスの向上や契約手続きの公平性・透明性確保につながるよう契約方法の見直しを検討しており、今後も、その実現に向けた検討を進めます。</p>		<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主旨や関係省庁通知を考慮し、経済性よりも業務の継続性及び安定履行を重視すべきであり、入札への移行は困難と考えます。</p>	実施困難
			3	<p>現在4か所で行っている埋立て処分について、<u>いくつかの処分場を休止することで処分場を集約し、順次埋め立てていく方法</u>が現在検討されているところであるが、不法投棄などの対策を十分に行うとともに、地元住民の合意を得る努力を行いつつ、実現に向け検討を深めてはどうか。</p>	<p>処分場を休止しても、処分場の維持管理経費(処分場からの浸出水処理や施設維持管理など)は引き続き発生します。</p> <p>さらに、休止に伴い、雑草繁茂や荒廃を防ぐための処分場内の維持管理経費や再開時の復旧費、処分場までの距離が遠くなることによる収集運搬委託料の増加などの経費が新たに発生すると考えます。また、市民が処分場へ直接搬入する場合には、処分場までの距離が遠くなるため、市民サービスの低下につながります。</p> <p>これらのことに加え、各処分場の埋立終了予定時期も近いことから、提案内容の実現よりも、埋立期間終了後、時代の変化(ごみ処理方法の変化)に応じ、順次新設又は旧施設の再活用などの工夫を図るほうが、合理的と考えます。</p>		特記事項なし。	実施困難
			4	<p>不法投棄や野焼きなどの対策を十分に行いつつ、歳入確保の観点から<u>ごみ袋の料金を値上げ</u>することについて検討を行ってはどうか。また、ごみ袋の料金を値上げすることにより、当面のごみの排出削減につながるのではないかと。</p>	<p>本市のごみ袋の料金は、府内の他市町村と同程度の料金であることも踏まえ、地域の経済状況が厳しい中、生活密着品であるごみ袋の値上げは慎重に行うべきと考えます。</p> <p>また、料金値上げは歳入確保の観点からのみで考えるのではなく、適正なごみ処理の確保(分別・排出の徹底、紙ごみなどの新たな分別品目の創設、不法投棄の防止など)に向けた政策誘導ツールとして捉え、効果的なタイミングと方法により、検討すべきと考えます。</p>		特記事項なし。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
3	支えあい（市、民助け・あ健の長寿地域福祉部の推進	行政評価	①母子寡婦福祉会活動費補助金及び②父子会活動費補助金について、実態として団体運営費に対する補助になっていると思われることから、 <u>事業費補助へ切り替え</u> していくべきである。	母子寡婦福祉会活動費補助金と父子会活動費補助金については、障害者団体への活動補助も含めて、平成25年度から1つの補助金に統合し、事業費補助へ切り替える予定です。	①	補助金等に関する基本方針に基づく見直しの検討の結果、平成25年度から事業費補助へ切り替えました。	実施済
					②		実施済
			②国における新しい公共や京都府における地域力再生などの動きに見られるように、行政の役割が見直され、社会福祉協議会などの従来から活動している既存団体が担ってきた部分についてもNPOやコミュニティビジネスなどが重要な役割を担いつつある。このような状況の中、社会福祉協議会が地域福祉に果たす役割は十分理解できるが、設立から長年が経過し、社会福祉協議会を取り巻く状況も大きく変化してきていること、本施策の評価の中で詳細に評価することはできないこと、市から多額の支出をしていることから、 <u>社会福祉協議会で実施している事業だけについて議論し、評価する場を設け、改めて事業の内容や事業実施の必要性、他の民間団体の育成を阻害していないかなどの視点から客観的にチェックを行うべきである。</u>	社会福祉協議会で実施している事業について、客観的にチェックを行う方法について検討を行っていきたいと考えています。 なお、社会福祉協議会への運営費補助金については、平成24年9月に策定した「補助金等に関する基本方針」に基づき、今後、補助金の必要性や妥当性を検討していきます。 また、今後、ボランティアやNPO法人などの地域福祉を担う団体が増えれば、市と社会福祉協議会がこれらの団体と連携・協働することで地域福祉の充実を図ることができると考えられるので、福祉活動を担う他の民間団体の状況を調査するなどの実態把握を行っていく予定です。		・社会福祉協議会の存在意義、役割を明確にするため、他の社会福祉法人やNPO法人の活動内容を把握し、役割の違いを整理します。 ・また、社会福祉協議会への運営費補助金交付要綱の整備を進める中で、社会福祉協議会の運営・経理内容を把握し事業の必要性や効率的な運営について検討しています。	検討中
			③戦没者追悼事業について、現在市が負担している京都府及び全国戦没者追悼式に参加するための①食事代及び②交通費について、 <u>参列者の負担とすべきである。</u>	京都府戦没者追悼式の食事代について、平成25年度から参列者負担とする予定です。 ※ 全国戦没者追悼式については、これまでから市で食事代の負担はなし。	①	京都府戦没者追悼式の食事代については、平成25年度から参列者負担としました。	実施済
				全国戦没者追悼式の際の京都市までの交通費は市が負担するとの取決めがあるため、今後、京都府と調整を行っていく予定です。 ※ 京都府戦没者追悼式については、これまでから市で交通費の負担はなし。	②	特記事項なし。	検討中
			④くらしの資金貸付事業について、貸付金という性質から、 <u>より一層の回収に努める必要がある。</u>	毎年度策定している滞納整理計画に基づき、回収に努めるとともに、貸付後の生活状況の把握と相談支援の充実を図ることで、より一層の資金回収に努めていきます。		毎年度滞納整理計画書を策定し、8月、12月、3月及び出納整理期間中は、集中的に回収に努めているところです。	実施済
⑤福祉人材育成事業について、講演を聴くだけでなく、 <u>企画段階から講師へ積極的にリクエストを行い、映像や体験型の内容を取り入れるなど、現在と同じ費用でより市民が参加したいと思えるよう工夫して実施すべきである。</u>	本事業については、平成25年度から予算を計上せず、他の部署や関係団体が実施する講演や講座に福祉人材育成に関する内容を取り入れてもらう形で、福祉人材の育成を図っていく予定です。 これらの部署や関係団体と連携・調整する中で、積極的にリクエストを行うとともに、年度ごとにテーマを設定するなど計画的・体系的な内容でリクエストしていくことで、より市民が参加したいと思えるような内容となるよう努めていきます。		・平成25年度から市では予算計上せず、社会福祉協議会で福祉人材育成に関する事業を実施してもらっています。 ・事業実施に関して社会福祉協議会と連携する中で、外部評価でご指摘の内容を伝え、市民が参加したいと思えるよう工夫した事業実施に努めてもらっています。	実施済			
⑥災害見舞金等事業について、近隣の自治体の水準と比較するなど、 <u>見舞金などの支給基準や支給金額などの妥当性についてしっかりと検証を行い、必要に応じて適正な水準への見直し</u> を検討すべきである。	近隣の自治体の支給水準と比較し、支給基準や支給金額などの妥当性の検証を行った結果、本市の支給水準は妥当と考えられることから、現行の支給水準を継続します。		左記対応の方向性のとおり、平成24年度に支給基準や支給金額などの妥当性の検証を行いました。	実施困難			

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
3	支えあい（市民助け・健康の長寿地域福祉部）の推進	歳出抑制	ボランティアやNPO、自治会の活動などの地域共助の充実や民間団体の事業参入などを促進させることで、社会福祉協議会に対する補助金などの縮小を図ってはどうか。	本市の地域福祉を推進する事業主体として社会福祉協議会の存在意義は大きく、運営に対する支援は必要であり、地域福祉に関連するボランティアやNPO法人などの団体が少ない本市の現状では、縮小は困難と考えます。 一方で、今後、ボランティアやNPO法人などの地域福祉を担う団体が増えれば、市と社会福祉協議会がこれらの団体と連携・協働することで地域福祉の充実を図ることができると考えられるので、まずは、現在、社会福祉協議会が担っている制度の狭間における地域福祉の事業の担い手としてボランティアやNPO法人などの民間団体の事業参入の可能性を検討します。社会福祉協議会への補助金などの見直しについては、ボランティアやNPO法人などの事業参入の状況を踏まえた上で、検討を行っていきたいと考えています。 なお、社会福祉協議会への運営費補助金については、平成24年9月に策定した「補助金等に関する基本方針」に基づき、今後、補助金の必要性や補助金の妥当性を検討していきます。	・ ボランティアや自治会活動などの地域共助の充実やNPO法人などの民間団体の事業参入の可能性の検討を行います。 ・ 補助金等に関する基本方針に基づき、補助金交付要綱の整備を進める中で、補助金の必要性や妥当性を検討しています。	検討中
			①母子寡婦福祉会活動費補助金及び父子会活動費補助金、②京丹後市社会福祉大会開催事業及び福祉人材育成事業など、事業内容に共通点が見られる事業については、事業を一つに再構築することにより、経費削減を図ってはどうか。	母子寡婦福祉会活動費補助金と父子会活動費補助金については、障害者団体への活動補助も含めて、平成25年度から1つの補助金に統合し、事業費補助へ切り替える予定です。	① 左記対応の方向性のとおり、障害者団体への活動補助も含めて、平成25年度から社会福祉団体事業補助金として1つの補助金に統合し、事業費補助へ切り替えました。	検討中
			今後、市の財政が非常に厳しくなった場合においては、根拠法令がなく、かつ財源が市の単独費用である事業について、①廃止も含めた事業の見直しを検討してはどうか。また、それができない場合でも、②根拠法令を整理していく中で、事業内容を整理し、歳出抑制を図るべきである。	福祉人材育成事業については、見直しの検討の結果、京丹後市社会福祉大会開催事業と再構築するのではなく、平成25年度から予算計上せず、他の部署や関係団体が実施する講演や講座に福祉人材育成に関する内容を取り入れてもらう形で実施していく予定です。	② 左記対応の方向性のとおり、再構築するのではなく、次のとおり見直しを行いました。 ○ 福祉人材育成事業 市では予算計上せず、社会福祉協議会で福祉人材育成に関する事業を実施してもらっています(平成25年度～)。 ○ 京丹後市社会福祉大会開催事業 事業費精査の結果、事業費の総額抑制を行っています(平成26年度～)。	代替手法で実施済
			福祉人材育成事業については、見直しの検討の結果、平成25年度から予算計上せず、他の部署や関係団体が実施する講演や講座に福祉人材育成に関する内容を取り入れてもらう形で実施していく予定です。 また、地域福祉活動事業補助金についても、見直しの検討の結果、平成25年度からは補助金の交付は行わず、社会福祉協議会の自主財源の中で、事業実施を行ってもらう予定です。 その他の事業についても、事業の必要性を検証する中で、引き続き見直しを検討します。	① 次のとおり見直しを行いました。 ○ 福祉人材育成事業 市では予算計上せず、社会福祉協議会で福祉人材育成に関する事業を実施してもらっています(平成25年度～)。 ○ 地域福祉活動事業補助金 補助金の交付は行わず、社会福祉協議会の自主財源の中で、事業実施を行ってもらう予定です(平成25年度～)。	実施済	
	補助金について、平成24年9月に策定した「補助金見直し基本方針」に基づき、補助金交付要綱に基づく助成とするよう検討します。	② 特記事項なし。	検討中			

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
4	(教育委員会事務局) 学校教育の充実	行政評価	1 スクールバス購入事業及び運行管理事業において、現在においても効率的な運行に努めているところであるが、学校の再配置が進んでいく中で、今後も安易にスクールバスの台数の増加が必要という発想に陥ることなく、 <u>民間のバスや市営バスも含めた運行路線の工夫を行うなど、より一層の効率的な運行に努めるべき</u> である。	学校再配置に伴うバス通学対象区域の拡大の際には、民間の路線バスや市営バスの利用も含めて検討し、効率的な運行に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>久美浜中学校のバス通学対象区域の拡大に際し、市営バス路線(川上線)をスクールバス路線に変更した上で、一般混乗路線(スクールバス通学時に一般の人も混乗でき、スクールバスとして使用されていない日中の空き時間には、路線バスとして運行する路線)とすることとしました(平成25年4月～)。</li> <li>これまでから上常吉地区から大宮第二小学校への登校便について、民間の路線バスを利用していましたが、再配置後も引き続き民間の路線バスを利用することとしました(平成25年4月～、再配置後の拠点校:大宮第二小学校)。</li> <li>市営バス路線(二区環状線)をスクールバス路線に変更した上で、一般混乗路線とすることとし奥三谷、口三谷地区の児童を通学支援することとしました(平成26年4月～)</li> <li>学校再配置の進展に伴い今まで学校毎に結んでいたスクールバスの契約を旧町単位でまとめて契約することにより経費節約を行いました(平成26年4月～)</li> </ul>	実施済
			2 学校情報化推進事業の中で、現在リース方式でパソコンが整備されているが、以前と比べパソコンが安価になってきていることから、 <u>次回のパソコン更新時には、リース方式と購入方式のどちらが安いという検証を十分に行った上で、更新を行うべき</u> である。	平成25年度当初予算編成において、購入方式によるパソコン更新の検討と予算見積りを行いました。単年度支出が大幅に増加し、財源不足が懸念される結果となりました。 購入方式が安価であることは明らかなものの、単年度支出を抑えるため、購入方式による導入が難しい現状にあります。財政見通などを視野に入れ財政部局と調整しながら、引き続き更新の手法について検討していきます。	購入方式が安価であることは明らかなものの、単年度支出を抑えるため、主にリース方式による導入を行っています。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
4	(教育委員会事務局) 学校教育の充実	行政評価	3	家庭へのパソコンが普及し、子どもが家庭でパソコンを使用する機会が増えている中で、機器の操作方法だけでなく、 <u>パソコンの活用方法や情報モラルの習得などの部分をより重視すべき</u> である。	小中学校の情報教育環境を整備・維持し、インターネットやメールによる有害情報から児童生徒を守る知識や指導など、教職員の情報モラル教育の更なる向上を図るとともに、児童生徒がパソコン学習を通じて、有効に活用することができるよう指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全小学校の情報教室パソコンには、学習支援統合ソフトを導入しており、ワープロ・表計算・発表資料作成の基礎的な学習を始め、写真加工・音楽作成、情報漏えい防止・情報モラル教育など、パソコンの多様な利活用などについての指導を総合的に行っています。</li> <li>・ 全中学校の情報教室パソコンには、ワード・エクセル・パワーポイントを導入しており、より実用的なパソコンの利活用指導及び情報モラルについての指導も丁寧に行っています。</li> <li>・ 年1回、各学校の情報教育担当・情報化担当教職員を対象に研修会を開催し、指導者としての技能と知識の習得を行っています。</li> <li>・ 教職員に対する情報モラル研修を行うとともにPTA等でも情報機器の情報機器に対する正しい認識を持ってもらう研修会を実施しています。</li> </ul>	実施済
		歳出抑制	1	外国語指導助手招致事業について、 <u>学校再配置に伴い何人の外国語指導助手が必要なのか改めて精査し、最低限必要な人数まで減らす</u> ことを検討してはどうか。	グローバル社会の進展に伴い、外国語教育の必要性はますます高まるものと考えていますが、再配置による学校数の減少を踏まえ、外国語指導助手の人数を精査したいと考えています。	今後想定される中学校における英語授業の強化、小学校の英語活動の教科への格上げ等によるALTの需要増が見込まれるため、外国語指導助手の人数の削減は困難です。なお、学校再配置の進捗による学校数の減を勘案し、外国語指導助手の人数の精査は行っています。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
4	(教育委員会事務局)	歳出抑制	<p>奨学金給付等事業について、ほかにも奨学金制度があること、学校において学費の減免制度があること、給付を受けた生徒や学生が地元へ戻ってくる保証もないことなどから、①奨学金の貸与への切替えや、できるだけ②給付を受けた生徒や学生が地元に戻ってくるような工夫を行ったり、③対象者を真に必要な人に絞った上で給付額を増やしたりするなどの方法により奨学金の効率性や効果を向上させること又は廃止も含めた見直しの検討を行うことで、事業費の削減を図ってはどうか。</p>	<p>学費の減免制度やほかの奨学金制度では、学力や体調などの面で厳しい審査基準が設定されていることがある中で、本奨学金制度は、Uターンの有無に関係なく、教育を受ける機会均等の観点から、勉学意欲がありながら、経済的理由により修学困難な学生・生徒へ奨学金を給付することを目的としています。</p> <p>また、貸与型の奨学金については、市において多額の原資が必要となるほか、将来的な償還に伴う本人負担が大きいため、奨学金制度を利用したくても利用できないケースが生じることが考えられます。</p> <p>そのため、外部評価結果で提案いただいている内容については、今後の検討課題とし、当面は現行制度を維持したいと考えています。</p>	①	奨学金を用途とした寄附金を原資として、大学等への進学を支援する貸与型の奨学金制度を平成28年度から創設することとしています。	検討中
				<p>そのため、外部評価結果で提案いただいている内容については、今後の検討課題とし、当面は現行制度を維持したいと考えています。</p>	②	Uターンを条件とする制度とするのは教育的な観点から考えて困難です。	実施困難
				<p>奨学金受給のための所得制限は、京都府高等学校等修学資金貸与実施要項の基準のおおむね8割以下としており、低所得者に配慮した給付となっているものと考えています。</p> <p>そのため、当面は現行制度を維持したいと考えています。</p>	③	給付型に加え貸与型の奨学金を創設し、面接等により選考すること、必要な額を貸し付けることで、より効率的、効果的な制度にしていくこととします。	検討中
			<p>今後、学校の再配置が進んでいく中で、再配置の対象となっている学校については、再配置後に拠点校として残る学校で給食を調理し、拠点校とならない学校に対してはそこから給食を配達することを検討し、人件費も含めた事業費の削減と再配置後のスムーズな給食調理体制への移行を図ってはどうか。</p>	<p>再配置校への運搬のための車両の購入と運転手の確保、再配置校の給食搬入口の整備などを考えると、数年内に再配置となる学校へのこれらの経費の投資はかえって非効率であると考えます。</p>		特記事項なし。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
4	(教育委員会事務局) 学校教育の充実	歳出抑制	<p>今後、学校の再配置が進んでいく中で、現在、各地域公民館に配置されている①地域コーディネーターや②指導主事について、機動性を確保しつつ、教育委員会事務局へ人員を集約することで、総人数を減らし、効率化を図ってはどうか。</p>	<p>地域コーディネーターは、「地域のボランティアが活動しやすい環境づくり」と「学校と地域ボランティアの良好な関係」を築く調整役であり、また、新たな支援が必要な地域の人材発掘と確保も重要な業務であるため、常に身近な場での活動が必要であると考えます。</p> <p>そのため、地域公民館に配置されている地域コーディネーターの人数を減らすことは困難です。</p>	①	特記事項なし。	実施困難
			<p>緊急な問題事象など、学校に駆けつけて迅速な指導・助言が必要な場合に対応するため、各地域への指導主事の配置は、一定必要であると考えています。</p> <p>なお、学校再配置が進む中で学校数が減少することから、町域を見渡した効率的な指導主事の配置を検討していきます。</p>	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導主事は学校経営に対し指導助言を行う重要な役割がありますが、学校数の減少に伴い、大宮町と久美浜町、丹後町と弥栄町の地域担当指導主事を兼務する工夫を行い、平成26年度は教育委員会事務局指導主事を4人体制に増員しました。(平成25年度と指導主事の総数8人は変わっていません。)</li> <li>平成28年度の市内全域での小中一貫教育実施に向け、教育委員会事務局指導主事の増員を行っています。全面実施後の状況をみて、指導主事総数を再検討する予定をしています。</li> </ul>	検討中	
		その他	<p>本施策については、施策を構成する事業が非常に多いこと、また、内部評価結果調書だけでは、教育委員会で行っている活動の全体が把握できないことから、適正に施策を評価するためには、ヒアリングの日数を増やしたり、詳細な資料を別途作成してもらったりするなどし、より詳細に評価を行う必要がある。</p> <p>そのような中で、教育委員会において、本委員会による評価とは別に「教育委員会活動の点検及び評価」が行われていること、学校教育という内容を考えると、教育委員にも評価に関わってもらうことが望ましいことから、<u>本委員会による評価と教育委員会活動の点検及び評価の位置付けについて、一度整理を行い、今後の在り方を検討していくことが望ましい。</u></p>	<p>教育委員会活動の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で実施が義務付けられていることから、教育委員会における評価への一本化に向けて検討します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度から教育委員会における評価に一本化(教育委員会に関する施策については、市長部局で行う外部評価の対象外)することとしました。</li> <li>なお、評価調書については、市長部局と同様のものを利用することにより、事務の効率化を図っています。</li> <li>教育委員会議の議決案件として承認を得ていますが、その際に教育委員会活動についての意見を求め議論をしています。</li> <li>あわせて、教育振興計画(平成27年3月策定)で掲げる目標について、年次毎に進捗管理(点検、評価)を行っています。</li> </ul>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
5	(企画総務部・教育委員会事務局) 文化芸術活動の振興	行政評価	1	京都府丹後文化会館について、市民団体などによる利用を一層増やすことで市民の文化水準を高めていくという観点から、また、ほかに代替施設がないという地域の事情も考慮して、小規模なイベントなどでも利用しやすくなるように、 <u>より低い利用料金区分の設定などを検討するよう(財)京都府丹後文化事業団へ強く働きかけるべき</u> である。	施設を利用しやすい料金設定は必要であり、貸館に伴う経費との関係も考慮しながら(財)京都府丹後文化事業団と協議を進めていきます。 具体的には、現行の減免規定の適用範囲の拡大や新たに設置を検討している「丹後文化会館友の会」加入団体などへの減免制度の適用などと併せ、減免制度の周知による利用促進を図っていききたいと考えます。	平成22年度から幼稚園、小中高等学校のクラブ活動や発表会の練習、文化協会関係団体などの平日利用に対する減免規定を設け、利用促進に一定の成果を挙げています。	一部実施済
			2	京都府丹後文化会館の収容人数をもっと多くすることができれば、集客力の高い文化イベントが開催しやすくなり、収支の改善が見込めるという説明を聞く中で、京都府丹後文化会館に <u>2階席を設けるなど、会館の収容人数を拡大するための改築工事を京都府へ要望すべき</u> である。	2階席の設置など、施設の構造上、収容人数を増やすことが可能であるか京都府と協議していききたいと考えます。	外部評価を受けて、検討を進めています。	検討中
			3	京都府丹後文化会館で開催するイベントについて、 <u>近隣の宮津市や与謝野町、伊根町にもより一層のPRを行い、利用者増を図るべき</u> である。また、そうすることで京都府丹後文化会館の収入の増加にもつながるのではないかと。	丹後文化会館で開催する事業については、近隣市町(宮津市や与謝野町、伊根町)への広報の依頼や公共施設へのポスター掲示に加えて、近隣市町の自治会での回覧に必要な数の会館情報誌を送付し、回覧を行ってもらうなど、PRに努めているところです。 また、京丹後市と宮津市、与謝野町、伊根町で活動する各種の文化活動団体などが参加する丹後文化芸術祭が丹後文化会館で開催されており、文化交流を進めながら、近隣市町の住民の利用促進を行っています。 今後も引き続き文化交流を進めながら利用の促進を行うとともに、近隣市町へのPRに努めていきます。	特記事項なし。	一部実施済
		歳出抑制	1	<u>①芸術文化事業について、事業費の抑制</u> を図ってはどうか。特に芸術文化事業の中で金額が大きい <u>②(財)京都府丹後文化事業団運営費補助金について</u> 、緊急性や必要性などの面から他の施策や事業との優先順位も熟慮した上で、 <u>ボランティアスタッフの活用や職員数、人件費、雇用形態などの見直しを含めた運営経費の縮減を(財)京都府丹後文化事業団へ要請し、補助金額の削減</u> を図ってはどうか。	文化芸術活動を推進することは、市民の文化交流を促進し、文化活動を通じた地域の活性化に寄与しています。 心豊かでうるおいのある地域づくりの手段として地域文化の振興は必要であると考え、事業実施に当たっては様々な補助事業を活用するなど、事業費の縮減に努めており、現在の事業費において削減の余地が少ないことから、今以上に事業費を抑制することは困難です。	① 特記事項なし。	実施困難
			1	京都府丹後文化事業団への運営補助金は、会館の維持管理費や人件費など経常経費の占める割合が高く、市民のニーズに合った優れた各種自主事業の開催に係る予算が不足しているのが現状であり、これ以上の削減は困難です。 現行の職員体制で職員の企画力・営業力を最大限発揮することができる環境の改善を図り、市民のニーズと全体収支面を考慮しつつ地域住民で組織する企画委員会や年間事業計画を策定し、集客アップによる経営改善を目指します。	② 特記事項なし。	実施困難	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
6	(市民部・交通安全の推進)	行政評価	1	消費生活推進事業のうち、消費生活相談事業について、京都府からの補助金終了後も事業を継続するのであれば、安易に現行のまま事業を継続するのではなく、消費生活センターの <b>人員体制、開設時間、開設日、運営方法を見直すなど、できるだけ市の負担が少なくなるような方法で事業を実施すべき</b> である。	消費生活相談と市民相談、多重債務相談の窓口については、現在、大宮庁舎に設置していますが、これらの相談窓口と『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターとの連携を強化し、相談と支援をワンストップ化するため、平成25年度中に相談・支援場所を1か所に集める(3つの相談窓口を峰山総合福祉センター内の『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターの窓口に併設することとしました。 このことに合わせて、3つの相談窓口に配置しているスタッフの人員体制の見直しを行い、市の負担軽減も図ることとしました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年8月に「消費生活センター」は、市民相談・多重債務相談の各窓口とともに「寄り添い支援総合サポートセンター」内に移転し、スタッフの人員体制を見直しました。その際、相談員1名分を他の相談対応分に切り替えることにより、サポートセンター全体としての人員の見直しを行い、住民への相談対応体制を低下させずに、1名減の合理化を図ったところ です。</li> <li>平成26年度には、将来的な一般財源化を踏まえた計画を策定しましたが、消費生活相談が多様化・複雑化してきている中、また市民に日々の暮らしの中での安心感を提供していくためには、一定のサービスレベルを維持する必要がありますので、一般財源負担の抑制に配慮しつつ、適正なサービスの提供に努めてまいりたいと考えています。</li> </ul>	一部実施済
			2	交通安全施設維持管理事業について、防犯灯が点灯していなくても電気代が発生することから、点灯していない防犯灯の把握など、引き続き、 <b>防犯灯の管理の徹底を図っていくべき</b> である。	市が設置管理している防犯灯は、市民局が中心となって状況調査などを実施し、修繕対象を把握するなどの適正管理に努めています。 今後さらなる適正管理を進めるため、定期的な状況調査の実施に向け、市民局と調整を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯のLED化に伴い、市が設置管理している全ての防犯灯を調査(平成25年度)し、防犯灯の適正把握を行うとともに、全ての防犯灯をLED防犯灯に交換しました。</li> <li>今後も防犯灯の現状調査を定期的に行い、引き続き適正管理に努めていきます。</li> </ul>	実施済
			3	防犯灯設置事業補助金について、受益者の大部分がその地区の方に限定されることから、 <b>地区にも設置に係る事業費の一部を負担してもらうよう、補助率の見直し</b> について検討すべきである。	防犯灯設置事業補助金は、集落内へ新たに防犯灯の設置を要望する地区に対し、現在、その新設費用について、市から補助金を交付しています。新設時に地区には負担は生じませんが、設置後の維持管理(電気代、修繕費など)に係るランニングコストは、その全額を地区が負担しています。 今後、ランニングコストに優れたLED防犯灯の新設に対する補助を検討する中で、防犯灯新設に対する地区の一部負担についても見直しの検討を行っていきます。	防犯灯設置補助制度について、補助対象をLED防犯灯の新設に対する補助に改めるとともに、助成率は設けずに限度額を設定し、限度額超過分を地区が負担する内容に補助金交付要綱の一部改正を行いました(平成25年4月)。	一部実施済
		歳出抑制	1	消費生活推進事業のうち、消費生活学習グループ活動費補助金について、 <b>補助金交付先である旧町ごとの6つのグループを1つのグループとする</b> ことについて検討を行い、補助金総額の抑制を図ってはどうか。	外部評価の提案を踏まえ、平成24年11月に各町の消費生活学習グループの代表に集まっていたが、グループの統一に向けての意見交換と方向性の確認を行いました。 今後は、それぞれのグループにおいて平成26年度からのグループの統一を目指して検討を進めていきます。	平成26年度に旧町ごとのグループを統合し、市消費生活学習グループとしての活動が開始されました。これにより、補助金総額が抑制されました。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
6	(市民部・商工観光部) 交通安全の推進	歳出抑制	2 消費生活推進事業のうち、消費生活相談事業について、京都府からの補助金終了後も事業を継続するのであれば、事業費を大幅に縮減するため、 <u>ボランティアやNPO法人などが主体となった相談事業の実施や開設日及び開設時間の縮小など、事業の大幅な見直し</u> について検討してはどうか。	上記行政評価の1のとおり、消費生活相談、市民相談、多重債務相談の3つの相談窓口を『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターの窓口へ併設することに伴い、人員体制の見直しを行い、市の負担軽減を図ることとしたところです。 外部評価の提案にあるボランティアやNPO法人などによる相談体制の見直しについては、消費生活相談には専門的な知見が必要であることから、対応可能な人材や組織の把握に努めた上で、実現の可能性について検討します。 また、開設日や開設時間の見直しについては、相談と支援のワンストップ化後の状況を検証しながら検討していきます。	消費生活相談が多様化・複雑化してきている中、また市民に日々の暮らしの中での安心感を提供していくためには、専門的な知見を持つ相談員の日々配置は必要であり、開設日や開設時間の縮小は困難であると考えます。	実施困難
			3 交通安全対策事業の中で、交通安全の確保において、交通安全指導員の果たしている役割の重要性を理解しつつ、 <u>ボランティアの方にも協力してもらうなどの方法により、事業費の抑制</u> を図ってはどうか。	交通安全指導員の主な業務は、学校や幼稚園、地域で開催される老人会や婦人会へ出向いての交通安全教室や街頭での啓発活動です。指導員は、研修などを受け、専門的立場から使命感を持って、交通安全指導業務に携わっていただいています。 交通安全教室については、専門的な立場からの適切な指導が必要で、ボランティアの方による代替はできませんと考えます。 また、啓発活動については、既に地域の方などの指導員以外の方からも協力を得て実施しているところですが、指導員に要所に入ってもらい体制で活動を実施しており、今後もこの体制で実施していくことが効果的であると考えています。 啓発活動時には広くボランティアの方に協力いただくことも必要と考えますが、以上のことから、ボランティアの方の協力を得たとしても、交通安全教室や啓発活動への指導員の出席回数を減らすことはできないため、事業費の抑制は難しいと考えます。	特記事項なし。	実施困難
			4 <u>①防犯灯設置事業補助金及び②交通安全施設設置事業</u> について、市の財政が厳しい中では、 <u>防犯灯の設置ペースを落とす</u> ことを検討してはどうか。	夜間の犯罪の防止と通行の安全確保面から防犯灯の果たす役割は大きいと考えています。 防犯灯設置事業補助金 <sup>※1</sup> と交通安全施設設置事業による防犯灯の整備 <sup>※2</sup> は、地区要望に応じて行っており、地区にとって非常に必要性が高いもので、地区からのニーズがある限り応えなければならないと考えています。 そのため、防犯灯の設置ペースを落とすことは困難です。 なお、②の交通安全施設設置事業による防犯灯の整備は、これまでから予算の範囲内で整備しており、設置ペースは一定量の範囲内に留まっています。  ※1・・・集落内に新設する防犯灯の設置費に対し、地区要望に応じて補助金を交付。設置後の電気代や修繕費などの維持管理費は地区が全額を負担。 ※2・・・通学路や通勤路でもある集落間道路の防犯灯については、地区要望に応じて市(市民局)が整備(移設を含む)や修繕を実施	① 防犯灯設置補助制度について、補助対象をLED防犯灯の新設に対する補助に改めるとともに、助成率は設けずに限度額を設定し、限度額超過分を地区が負担する内容に補助金交付要綱の一部改正(平成25年4月)を行い、1灯当たりの事業費助成率は設けていないものの限度額設定により抑制しています。	一部実施済
					② 特記事項なし。	一部実施済

## ■ 外部評価結果（平成25年度評価実施分）に対する実施状況一覧表

- この一覧表は、平成25年度に実施した外部評価結果に対する実施状況を平成28年2月時点でまとめたものです。
- 外部評価結果の中に複数の指摘・提案が含まれている場合、①・②などの番号を付し、その番号ごとに実施状況を整理しています。
- 外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性は、平成25年度末時点の方向性です。そのため、現在の方向性や実施状況と異なる場合があります。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
1	医療 保険 制度 の一 層 の 充 実  (健康長寿福祉部)	行政評価	1 国民健康保険税の収納率について、京都府下の市町村の水準より高い収納率であることや前年度から収納率が向上している点は評価できる。国民健康保険事業の持続的かつ安定的な運営を図るため、 <b>今後もより一層の収納率向上に向けて取り組んでいくべき</b> である。	次のとおり収納率向上に向けた取組を行っています。 ○ 年度当初発行の広報きょうたんごお知らせ版などに国民健康保険税も含めた市税の納付に関する記事を掲載し、納期限の周知と口座振替の勧奨を実施 ○ 現年分滞納者に対する文書による納付依頼 ○ 滞納者との接触の機会を確保するために、短期被保険者証を交付 ○ 京都地方税機構と構成団体による連絡会議において、年度途中での収納状況の確認や分析、収納率向上に向けた協議を実施  今後も、上記の取組などを継続し、収納率向上に努めていきます。	特記事項なし。	実施済
			2 医療費通知事業について、経費節減を図るため、 <b>医療費通知の対象とする月数と通知回数を減らす</b> ことを検討すべきである。	本事業に対する京都府の補助金の交付基準の変更に伴い、業務委託先の京都府国民健康保険団体連合会が通知書作成方法の変更について検討中です。 そのため、検討結果に合わせて、外部評価でご指摘いただいた内容について対応を検討する予定です。	特記事項なし。	検討中
			3 短期総合機能検査事業で行っている各ドックについて、受診率が非常に低い。事業の効果を高めるため、事業の実施にあたり様々な工夫に努め、 <b>自己負担額を引き下げずに、受診率を高めるよう手を尽くす</b> べきである。もし、受診率が向上できないのであれば、 <b>廃止も含めた事業の見直しを検討</b> してはどうか。	各ドックは、特定健康診査事業と併せて被保険者の健康の維持と医療費削減に効果があることから、事業の見直しは考えていません。 今後は、更なる広報に努め、受診率の向上を目指します。	受診者数を増加させ、事業効果を高めるため、平成27年度から人間ドック・脳ドックの対象年齢を「70歳未満」から「74歳以下」に引き上げました。	実施済
			4 弥栄保健福祉センター(ふれあい)について、民間事業者による新たな介護サービス事業の開始と市のデイサービス事業の廃止が予定されており、将来、施設の利用頻度が少なくなる可能性があることから、今後に向けた <b>施設の有効活用</b> を検討すべきである。	弥栄保健福祉センターについては、近隣公共施設の見直しと合わせ、市役所内部の検討組織で検討を行っています。 引き続き、施設の有効活用が図れるよう検討を行います。	弥栄保健福祉センターで実施していたデイサービス事業の廃止に伴い、保健センター機能を3階に設置し、弥栄市民局を当該施設に移転しました(平成27年9月)	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況			
					具体的対応状況	区分		
1	医療保険制度の一層の充実 (健康長寿福祉部)	行政評価	5	エイズ予防啓発事業で、成人式の際に新成人に配布しているエイズ知識普及・啓発パンフレットについて、事業効果をより高めるため、 <u>①中学生の時期にも配布し、知識の普及と啓発を図る</u> ことを検討すべきである。また、成人式での配布の際には、経費節減とパンフレットの内容を効果的に伝えるため、 <u>②成人式の際に配布されている他のパンフレットなどと整理統合</u> することを検討すべきである。	保健所による研修会の活用や保健だよりによる啓発など、中学校によっては、既にエイズ知識普及・啓発に取り組まれています。 国民健康保険の保険事業として取り組んでいる本事業において、パンフレットを中学生全てに配布すると、被保険者以外に対する費用が大きくなり、前述の状況もある中では、被保険者の理解が得にくいと考えます。	①	特記事項なし。	実施困難
				現在は、パンフレット作成に係る事務量や製本経費などを考慮し、既製のパンフレットを購入しています。 また、成人式で配布される選挙や献血の啓発などの他のパンフレットや冊子についても、同様の理由からほとんどが既製パンフレットとなっています。 パンフレットの整理統合の余地が少ないこと、パンフレットを整理統合した場合、作成に係る事務量や製本経費などについて、かえって経費が掛かることが予想されることから、パンフレットの整理統合は現実的ではないと考えます。	②	特記事項なし。	実施困難	
		歳出抑制	1	<u>重度心身障害者老人健康管理事業及び重度心身障害者医療事業</u> の市制度分について、制度利用者の負担がないことから、 <u>①②費用の一部について自己負担</u> してもらったことを検討してはどうか。また、今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、市制度分について、 <u>③④廃止も含めた事業の見直し</u> の検討を行ってはどうか。	○ 重度心身障害者老人健康管理事業 他自治体の状況と動向を注視しながら、医療費の一部自己負担化(平成27年度予定)について検討します。	①	府内で17市町村において、府制度に上乗せした独自制度を実施しており、さらに12市町村が京丹後市を上回る制度を実施している状況下で、関係者の理解が得られないため、実施は困難であると考えます。	実施困難
				○ 重度心身障害者医療事業 他自治体の状況と動向にを注視しながら、医療費の一部自己負担化(平成27年度予定)について検討します。	②	府内で17市町村において、府制度に上乗せした独自制度を実施しており、さらに12市町村が京丹後市を上回る制度を実施している状況下で、関係者の理解が得られないため、実施は困難であると考えます。	実施困難	
				○ 重度心身障害者老人健康管理事業 本制度は所得の低い障害者の経済的負担を軽減することで、疾病の早期発見・早期治療につなげ、重症化や長期化の防止に資する重要な事業であることから、廃止は困難と考えます。	③	特記事項なし。	実施困難	
○ 重度心身障害者医療事業 本制度は所得の低い障害者の経済的負担を軽減することで、疾病の早期発見・早期治療につなげ、重症化や長期化の防止に資する重要な事業であることから、廃止は困難と考えます。	④	特記事項なし。	実施困難					

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況			
					具体的対応状況	区分		
1	医療 保険 制度 の一 層の 充実  (健康 長寿 福祉 部)	歳出 抑制	2	子ども医療事業の市制度分について、①自己負担額を増やすことを検討してはどうか。また、今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、市制度分について、②廃止も含めた事業の見直しの検討を行ってはどうか。	平成25年度から事業を拡大(中学生の入院と小中学生の外来について、申請による現金償還方式から受診機関での現物給付方式に変更)したところで、効果を検証する段階にあるため、自己負担額の増加は、その後の検討課題と考えます。	①	・平成25年度からの事業拡大に伴い、補助額・件数ともに増加しており、本制度の趣旨に沿った結果が確認できています。 ・平成27年9月から、京都府においても、中学生を助成対象に拡大される予定もあり、子育て支援策の一つとして重要な位置付けにあるため、自己負担額の増加は、他市町村の動向も踏まえ更に検討が必要であると考えています。	検討中
			3	①特定健康診査事業及び②前立腺がん検診事業について、受診者の負担がないことから、市の総合検診における自己負担の考え方も考慮しつつ、費用の一部について自己負担してもらおうことを検討してはどうか。	本制度は子育て家庭の経済的負担を軽減することで、疾病の早期発見・早期治療につなげ、重症化や長期化の防止に資する重要な事業であることから、廃止は困難と考えます。	②	特記事項なし。	実施困難
		3	①特定健康診査事業及び②前立腺がん検診事業について、日本人の死因のトップを占める生活習慣病(がん、心臓病、脳卒中など)は、進行するまでの自覚症状がないものが多く、がん検診や生活習慣病予防を目的としている(特定)健康診査の定期的な受診の習慣化に向けて取り組んでいくことが非常に重要となります。そのため、市の総合検診において、受診率低下の要因となる検診費用の一部自己負担化は考えにくい状況です。 また、特定健康診査事業と前立腺がん検診事業は、市の総合検診と一体的に実施している事業(総合検診受診者のうち、国民健康保険被保険者分の費用を負担)であることから、国民健康保険の被保険者のみを自己負担化することについても、公平性の観点から困難と考えます。	日本人の死因のトップを占める生活習慣病(がん、心臓病、脳卒中など)は、進行するまでの自覚症状がないものが多く、がん検診や生活習慣病予防を目的としている(特定)健康診査の定期的な受診の習慣化に向けて取り組んでいくことが非常に重要となります。そのため、市の総合検診において、受診率低下の要因となる検診費用の一部自己負担化は考えにくい状況です。 また、特定健康診査事業と前立腺がん検診事業は、市の総合検診と一体的に実施している事業(総合検診受診者のうち、国民健康保険被保険者分の費用を負担)であることから、国民健康保険の被保険者のみを自己負担化することについても、公平性の観点から困難と考えます。	①	特記事項なし。	実施困難	
		3	①特定健康診査事業及び②前立腺がん検診事業について、日本人の死因のトップを占める生活習慣病(がん、心臓病、脳卒中など)は、進行するまでの自覚症状がないものが多く、がん検診や生活習慣病予防を目的としている(特定)健康診査の定期的な受診の習慣化に向けて取り組んでいくことが非常に重要となります。そのため、市の総合検診において、受診率低下の要因となる検診費用の一部自己負担化は考えにくい状況です。 また、特定健康診査事業と前立腺がん検診事業は、市の総合検診と一体的に実施している事業(総合検診受診者のうち、国民健康保険被保険者分の費用を負担)であることから、国民健康保険の被保険者のみを自己負担化することについても、公平性の観点から困難と考えます。	日本人の死因のトップを占める生活習慣病(がん、心臓病、脳卒中など)は、進行するまでの自覚症状がないものが多く、がん検診や生活習慣病予防を目的としている(特定)健康診査の定期的な受診の習慣化に向けて取り組んでいくことが非常に重要となります。そのため、市の総合検診において、受診率低下の要因となる検診費用の一部自己負担化は考えにくい状況です。 また、特定健康診査事業と前立腺がん検診事業は、市の総合検診と一体的に実施している事業(総合検診受診者のうち、国民健康保険被保険者分の費用を負担)であることから、国民健康保険の被保険者のみを自己負担化することについても、公平性の観点から困難と考えます。	②	特記事項なし。	実施困難	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
2	(市民部、 教育委員会事務局)	行政評価	<p>法律相談事業における無料法律相談について、法律に関する困りごとを抱えているものの、どこに相談すべきか分からない、弁護士に相談すべき内容がどうか分からない、直接弁護士へ相談するのは敷居が高いと感じている市民にとっての身近な相談窓口という役割が本来の役割であると考えられる。そのような中で実際には、同じ人が継続して相談に来られるケースが大半であるという説明であった。市内の法律事務所が増えたり、司法書士会による法律相談が開催されたりするなど、事業開始時から社会情勢が変わってきている中で、①同じ相談者による複数回の相談を認めない運用をするなど、一度、事業本来の目的に立ち返った上で事業の在り方を整理しつつ、事業を進めるべきである。また、より多くの法律相談の機会を設けるために、②大学との協力により学生や大学院生などによる法律相談を開催するなどの方法も検討すべきである。</p>	<p>同じ相談者が複数回の相談となるケースが多いのは女性相談で、大半ではないものの、無料法律相談でも同様のケースが見られることがあります。相談内容を事細かに把握することはできないこと、現在、予約件数が予約枠数を大きく上回る状態ではないことから、運用で複数回の相談の制限を行う必要はないと考えます。</p>	①	特記事項なし。	実施困難
			<p>学生等による法律相談開催は信頼感の低下やプライバシー保護への不安に影響するのではと想像されます。相談者にとって重要な問題なので、試行も避けるべきと考えます。</p>	②	特記事項なし。	実施困難	
			<p>人権の教育や啓発に関する取組は、継続して進めることが重要である反面、事業内容が陳腐化したり、事業の参加者が固定化したりする傾向にある。そのため、毎年、いろいろな工夫を加えてこれらの取組が実施されているところであるが、これまで取組に関わってこなかった市民にも関心を持ってもらえるように、参加型の取組をより一層充実させることも検討すべきである。</p>	<p>【人権啓発】 より効果的な事業開催方法の検討と併せて、市民団体などが啓発イベントなどへ参加しやすい企画の工夫についても検討を行います。 【人権教育】 現状では事業を計画・立案する指導者がおらず、一般市民を対象とした参加型の取組を行うことが困難な状況です。そのため、まずは研修などにより指導者(社会教育課と地域公民館職員)を育成していきます。</p>		<p>【人権啓発】 特記事項なし。 【人権教育】 京都府が実施する参加型の学習形態も含めた人権学習の指導者研修会に社会教育課と地域公民館職員が参加しています(毎年度)。</p>	検討中
			<p>市民相談事業について、寄り添い支援総合サポートセンターへ移設集約した効果をより一層発揮できるように運営方法等を更に工夫できないか検討し、費用対効果を高めるべきである。</p>	<p>寄り添い支援総合サポートセンターへの相談窓口の移設集約(平成25年8月)により、事業の効率化と相談・支援の連携強化を図っているところ。</p>		特記事項なし。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
2	(市民部、教育委員会事務局) 人権の尊重	歳出抑制	1 人権教育事業について、事業効果をなるべく落とさないようしつつ、事業内容をより一層工夫することで、 <u>更なる事業費の削減</u> を図ってはどうか。	多様な人権課題に対応していくためには、予算の減額は難しいと考えます。このため、現在の予算の範囲内で計画的・効率的に事業を実施していきたいと考えます。	特記事項なし。	実施困難
			2 人権啓発推進事業について、事業効果をなるべく落とさないようしつつ、事業内容をより一層工夫することで、 <u>更なる事業費の削減</u> を図ってはどうか。	既に、事業内容の見直しなどにより、事業費削減を行ってきており、現在以上の削減は困難です。	左記対応の方向性のとおり、事業内容の工夫や見直しなどにより、事業費削減に努めており、平成27年度にも、事業内容の工夫・見直しにより、事業効果を維持しつつ、一層の事業費の削減を行いました。	実施済
			3 人権啓発推進団体等負担金について、事業効果をなるべく落とさないようしつつ、負担金の支出先において事業内容をより一層工夫してもらうことで、 <u>更なる事業費の削減</u> を図ってはどうか。	既に、事業内容の見直しなどにより、事業費削減を行ってきており、現在以上の削減は困難です。	特記事項なし。	実施困難
			4 法律相談事業の丹後法律相談センター運営補助金について、市内の法律事務所が増えたり、司法書士会による法律相談が開催されたりするなど、丹後法律相談センター開設時と社会情勢が変わってきている中で、今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、 <u>京都弁護士会に運営経費の見直しができないか検討</u> してもらってはどうか。	運営経費の見直しは、常に行っていただくよう求める必要があります。しかし、現在京都府と2市2町の運営補助金は、運営経費の22%程度に過ぎない状況です。	特記事項なし。	実施困難
		その他 1 人権啓発推進団体等負担金における各種団体への負担金について、決算附属資料の内容から、負担金の支出先団体でどのような活動が行われたのかが分からない。 今後は、補助金や負担金などの支出により、 <u>支出先団体でどのような事業や活動がされたかが分かるよう、より一層、記載を徹底し、予算執行の成果などを市民に分かりやすく示す</u> が必要である。	決算附属資料の様式上の制限もありますが、なるべく負担金支出先団体の活動状況が分かるような記載の仕方を工夫します。	平成25年度の決算附属資料(平成26年度作成)から負担金支出先団体の主な活動内容を記載しています。	実施済	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況			
					具体的対応状況	区分		
3	男女共 (同市民 参画部 の推 進)	行政評価	1	男女共同参画は、様々な分野での取組が強く求められる施策であり、京丹後市男女共同参画計画でも、市の幅広い部署に関連する多様な取組が掲げられているが、各取組を進める部署間の連携が十分でなく、各部署それぞれで取組を進めている印象を受ける。男女共同参画の所管部署において、①各部署の取組に対する進行管理の徹底を図るとともに、②各部署の男女共同参画に対する意識を高めるなど、市役所全体で一体感を持って施策を推進していくべきである。	男女共同参画推進会議を通じて検証等を行い、男女共同参画計画が市役所全体で一体感を持った政策となるよう、関係部署の取組強化を求めています。	①	特記事項なし。	検討中
				関係部署の諸施策に男女共同参画の観点を活かされるよう求めるなど、男女共同参画計画が市役所全体で一体感を持った政策となるよう、関係部署の取組強化を求めています。	②	職員の男女共同参画に対する意識向上を図るため、毎年職員研修に位置付けた男女共同参画研修会を開催しています。	検討中	
		歳出抑制	1	男女共同参画推進事業の男女共同参画セミナーについて、①市民団体などに男女共同参画に関する学習会や講演会などを実施してもらうような取組を検討し、セミナー開催に係る事業費の削減を図ってはどうか。また、市民団体などによる取組の実施に当たって、財源が必要ということであれば、②京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金や市民力活性化推進プロジェクト事業補助金の活用について、より一層の情報提供を行ってはどうか。	京都府との連携によるセミナー開催や内閣府アドバイザー派遣制度の活用などにより、セミナー開催に係る事業費軽減に努めているところですが、提案の件について検討していきます。	①	特記事項なし。	検討中
					既に市民力活性化推進プロジェクト事業の対象事業となっており、市の広報紙や市ホームページによるで、市民力活性化推進プロジェクト事業の募集を広く行っているほか、京都府と協力し、合同の事業説明会も実施していますが、男女共同参画団体などへのピンポイントでの情報提供でないため、府と連携し、男女共同参画に取組まれている団体やNPO法人にも、情報提供することとします。	②	特記事項なし。	一部実施済
			2	男女共同参画推進事業の男女共同参画セミナーについて、近隣市町との合同開催、市民や大学関係者が企画及び出演した男女共同参画に関する番組をケーブルテレビで放送することなどについて検討し、セミナー開催に係る事業費の削減を図ってはどうか。	開催日程、開催地、事業費負担、事務協議の手間など効率面、効果面での疑問を感じます。また、広域化することは市民にとって身近な問題として捉えてもらえにくくなる可能性があります。		北部7市担当者会議を毎年2回持ち回りで開催しており、情報提供や共通課題の協議などに努めています。また、セミナーの様子の一部については、ケーブルテレビの「週間！ニュース」で放送しています。	実施困難
			3	男女共同参画推進事業の女性相談について、近隣市町と合同で窓口を設置することなどを検討し、事業費の削減を図ってはどうか。	近隣市町との合同開催により経費節減は図れても、予約ができなかったり、会場が遠距離となるなど利用者の立場から不平・不満が出るのが予想されます。		特記事項なし。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
4	道路ネットワーク(建設部局)の整備	行政評価	1 災害、事故などの発生を未然に防止することは重要であることから、引き続き、 <u>市道の適正な維持管理に努めていく</u> べきである。	市民や自治会からの連絡に加え、郵便局や建設業協会などの民間団体からの危険箇所等の情報提供も活用しながら、道路パトロール作業班の補修等により適正な維持管理に努めています。今後も、引き続き、市道の適正な維持管理に努めていきます。	特記事項なし。	実施済
			2 市内の土木建設事業者の廃業や倒産などによる冬期間の除雪機能の低下を防ぐため、 <u>土木建設事業者の道路除雪への貢献度について、引き続き、入札制度において評価することが重要である。</u>	次のとおり建設工事の入札制度において道路除雪への貢献度を評価しています。 ○ 入札参加資格者の格付けの際に、除雪協力事業者について、市独自の点数を評価点として加点 ○ 土木工事の入札において、除雪協力事業者を対象とした入札を実施 なお、公共工事などの発注に当たっては、市域の防災力低下を防止し、市内の経済活性化や安全安心づくりに資するため、市内業者に発注することを原則としています。また、市内業者の受注機会の確保・増大を図るため、積極的に分離・分割発注にも努めているところです。 さらに、市が発注する建設工事の受注者に対して、下請業者の選定や資機材の調達について、市内業者を優先選定(利用)するよう要請しています。	特記事項なし。	実施済
			3 市道環境整備事業における市道草刈について、より一層効率的な維持管理に努めるため、 <u>道路里親制度導入</u> に向けた検討を行っていきべきである。	本制度を実施している先進自治体の状況を確認したところ、本制度は、草刈作業を行うものではなく、道路上の空き缶やごみ収集などの環境整備をメインに実施されています。 本市では、交通上の安全確保を主たる目的として市道の草刈りを実施していることから、道路里親制度が本市の草刈りに馴染むかどうかという課題もありますが、引き続き、先進自治体の情報収集を行い、本市の事情に適應するかどうか検討します。	左記の対応の方向性のとおり、草刈りへの対策となり得るかという課題はありますが、京丹後市版「アダプト・プログラム(道路や公園の里親制度)」の実施に向け、団体等との協働により市道を始め市管理施設を活用した景観にやさしい豊かな自然あふれるまちづくりの推進を検討中です。	検討中
			4 バイパスなどの開通式典に係る経費について、 <u>式典をより簡素化するなど、一層の経費節減に努めていく</u> べきである。	既に最低限の式典内容に簡素化しています。 また、式典を地元集会所で実施する(屋外テント設営経費や机・椅子などの備品経費の削減が可能)など、式典経費の削減についても既に工夫して取り組んでいます。	特記事項なし。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
4	道路ネットワークの整備 (建設部)	歳出抑制	1 所管部局の考え方である橋梁等の道路施設の長寿命化を図ることで、市民の利便性を確保と歳出抑制を図ることは非常に重要であるが、将来的に更なる歳出抑制を図るため、道路の通行量や10年後、20年後の人口も考慮した上で、更新の優先順位を決め、 <u>老朽化した道路施設全てを更新するのではなく取捨選択して更新すること</u> を検討してはどうか。	市道のほとんどは、市民生活に欠かせないライフラインであることから、安全な通行確保のための道路施設の維持修繕・更新は必要です。そのため、施設の廃止等も念頭に置いた維持修繕・更新の視点は重要ではあるものの、将来的な予測を基に施設存続の取捨選択について市民に理解を求めるのは現実的には困難です。 当面は、通行量や利用状況、老朽・損傷度合等による優先順位に基づき、道路施設の長寿命化に向けた維持修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減と施設更新コストの平準化に努めます。	平成26年度に実施する橋梁修繕に先立ち、丹後町宇川地区内の橋梁統合について地元協議を実施しました。しかし、貴重な生活道路が失われるとの懸念から統合案は協議不成立となったため、両橋梁とも修繕を実施することとしています。	実施困難
			2 市道環境整備事業における市道草刈などについて、現在でも地元地区から協力を得て効率的に実施されているところであるが、今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、 <u>地元地区へより一層の理解と協力を求めることで、地区への草刈の業務委託料を含む事業費の削減</u> を検討してはどうか。	過疎化や高齢化が進む中、地元地区でより負担が増えること、交通量が多い路線などが多く、作業中における安全管理に課題がありますが、検討したいと考えています。	平成27年度の市道草刈業務の新規発注に当たり、事業者へ発注せず、2地区(大宮町森本、久美浜町品田)に委託しました。	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
5	地域情報化の推進 (企画総務部)	行政評価	1	ケーブルテレビのほかに、広報紙、ホームページ、防災行政無線、コミュニティ放送など、市政情報を市民に提供する手段が多く存在している中で、ケーブルテレビの自主放送番組について、どのくらいの市民が視聴しているかを把握するため市民へアンケート調査を行うなど、 <u>ケーブルテレビの放送に要する経費の費用対効果を検証すべき</u> である。	ケーブルテレビ加入者宅に機器を置いて視聴率を測定することが、設備面や経費面から困難なため、ケーブルテレビ会社と連携をとりながら加入者への視聴アンケート調査を年1回程度実施し、その結果を検証するとともに、番組制作に反映させていきます。	平成26年2月から3月にかけて、ケーブルテレビ視聴者アンケートを実施(調査対象数:1,000、回答数:402)。自主放送番組をよく視聴する時間帯、希望する番組内容などのニーズを把握し、費用対効果を検証のうえ、この結果を平成26年5月末の番組改編に反映しました。 [主な改善点] ①番組更新期間の短縮→毎週更新 ②画質の向上→ハイビジョン化 ③番組表の周知→きょうたんごおしらせ版へ掲載	実施済
			2	高速無線通信の普及が急速に進む中、将来的には、 <u>現在の光ファイバ網に接続する予算を減少させ、代わりに高速無線通信施設の予算を充実させる</u> ことも検討すべきである。	携帯電話事業者のLTEなど高速通信網が拡大している中、高速無線通信サービスにおいて都市部との情報格差や市内での情報格差が新たに生じてきているため、高速無線通信の技術的な動向や市内のサービスエリアの現状把握などに努めていきます。	特記事項なし。	検討中
			3	ケーブルテレビの自主放送番組について、市民からの投稿映像を活用したり、京都府北部地域・大学連携機構と連携し、大学の教員による教育的な内容を放送したりするなどの工夫も考えられる。そういった工夫により、 <u>現在の委託料のままで番組の内容をより充実させるか、現在の番組の水準を維持したままで委託料を下げる</u> ことを検討すべきである。	平成21年度の開局から順次番組本数を増やし、平成26年度からは、1週間の番組サイクルを基本とした番組制作体制と番組水準を確立する予定であるなど、番組内容をより充実していく方向であるため、委託料を下げることは困難です。 そのため、京都府北部地域・大学連携機構との連携、さらに、フィルムコミッション、他のケーブルテレビ局との連携などによって、できるだけ委託料が増加しないよう努めつつ、自主放送番組を充実させる工夫を行います。	できるだけ委託料を増加させずに番組内容を充実させるため、次のことを行っています。 ・他ケーブルテレビ局との番組交換により番組枠を(1日1回程度)確保して放送。 ・与謝野町有線テレビと共同取材や取材分担して番組を制作。	一部実施済
			4	活用度が低いライブカメラは、カメラ設置の必要性が低いと思われることから、ライブカメラを更新する際には、 <u>アクセス数が多いカメラと本当に必要な場所に設置されているカメラのみに限定して更新</u> すべきである。	これまでから、必要性の高いライブカメラに限定して、優先的に更新を行ってきたところですが、今後は、ライブカメラへのアクセス数によって、利用状況を毎月把握し、設置を継続するかどうか判断していきます。 海岸線に設置したカメラはアクセス数が多く、山陰海岸ジオパークに代表される市内の美しい景観をインターネットを通じてアピールしていくという視点から効果的であり、これら観光分野に絞って更新していく予定です。	老朽化し稼働状況が不安定となったライブカメラ映像配信サーバの使用を取りやめました。その結果、19か所あったライブカメラを、映像配信サーバを必要としないタイプの8か所(主に海岸線)に絞って運用しています。	実施済
			5	市民の利便性の向上と効率的な行政運営に努めるため、全国的な電子申請手続き導入の動向も見据えながら、 <u>電子申請手続きの導入をより一層推進</u> すべきである。	平成28年1月からの番号制度(マイナンバー)運用開始に合わせて、電子申請の全庁的かつ全面的な見直しを行い、市民の利便性向上や効率的な行政運営に有効な手続きを拾い出していきます。	電子申請可能な手続きに次のものを追加しました。 ○ 広報きょうたんごの広報紙クイズの応募(平成27年7月号～)	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
5	地域情報化の推進 (企画総務部)	行政評価	6	文書作成及び表計算ソフトの購入に多額の経費が掛かっていることから、次回の更新に向けて、①より安価な文書作成及び表計算ソフトの導入について検討を深めるべきである。他方で、現在提供されている機能を簡略化してもらうなど②もっと安くソフトを提供してもらうよう、ほかの自治体と連携し、文書作成ソフト及び表計算ソフトを開発しているメーカーと交渉してはどうか。	① オフィスソフト導入の選択肢を広げる前提として、操作性や継続性の確認のほか基幹業務システム等との親和性(種類の違うソフトを組み合わせる際のソフトの相性の良さ)についても考慮を要するため、内部的な検証を行うとともに、各システムの提供元との協議を行っていきます。	① 情報政策課内でテスト的な利用と評価を継続して行っています。	検討中
				② 京都府下の自治体で各種システムの共同利用を行っていることから、オフィスソフトの導入について各自治体の状況把握、共同調達の可能性について検討していきます。	② 京都府自治体情報化推進協議会へ共同利用体制を活用したオフィスソフトの限定仕様と共同調達の検討を提案しました(平成25年度)。	検討中	
		歳出抑制	1	現在、地域公共ネットワーク事業で行っているネットワークについて、ブロードバンドネットワーク運営事業により一部代替していくことが可能と思われる。代替することにより、地域公共ネットワーク事業における老朽化した情報通信機器などの更新を行わないなど、今後地域公共ネットワーク事業において必要となる機器の更新が必要最小限にとどまるよう見極め、歳出抑制を図ってはどうか。	庁舎の再配置や公共施設の統廃合などに合わせて、地域公共ネットワークからブロードバンドネットワークのサービスへ移行できるかどうか検討します。 また、峰山庁舎に設置している電話交換機(地域公共ネットワークを利用して各庁舎や小中学校などの外線・内線電話に使用)の更新時期が近付いていることから、従来の地域公共ネットワークを利用した方法とひかり電話を利用する方法(ブロードバンドサービスを利用する方法)について、通信機器や交換機等の機能面や費用削減面に関して調査を行った上で、移行の可能性について検討していきます。	① インターネットを利用した生中継での動画配信など、新たなサービスを開始する場合、地域公共ネットワークへの機器追加や設定変更で対応するのではなく、ブロードバンドネットワークを代替的に利用することで、追加経費を抑制しています。 ② 地域公共ネットワーク事業では、老朽化し使用不能となった端末機については、必要な一部の機器を除き更新を行っていません。	一部実施済
				2	ライブカメラについて、更新しないことを検討してはどうか。その代わりに、民間や個人に対してライブカメラ設置を促したり、お願いしたりするなど市以外でライブカメラが設置してもらえるよう工夫をしてはどうか。		

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
6	(秘書広報広聴課、企画総務部、財務部、市民部、会計課) 効率的な行財政運営の推進	行政評価	1 職員研修会事務において職員の政策力向上のための研修に取り組まれる中で、京都府北部地域・大学連携機構と連携し、政策学系の大学の教員や学生との協働による研修会など、 <u>政策力向上のための研修について、あまりお金を掛けずに、より一層充実を図る方法も検討すべきである。</u>	外部評価のご指摘を踏まえ、京都北部地域・大学連携機構と調整・連携し、平成25年度に同機構へ研修の講師派遣を依頼し、研修を実施しました。 平成26年度についても、数回の研修講師の派遣依頼を行う予定としており、政策力向上のための研修機会の一層の充実を図っていきます。	・ 機構から講師を招き、京丹後市職員政策力養成学校の研修として、次のとおり実施しました。 平成25年度:1回 ・ 京都府北部地域・大学連携機構に設けられた「職員研修検討部会」に参画して検討を重ね、平成27年度から北部地域の課題をテーマに職員研修を共同開催しました。 平成26年度:1研修・5人(3日間)※試行実施 ・ 京都府北部地域・大学連携機構「職員研修検討部会」と北部5市2町が連携し、「共通職員研修」を開催しました。 平成27年度:3研修・30人(10人・3日間/1研修)	実施済
			2 市民へ積極的に情報を公開していく取組が重要である中で、市長交際費の使途公開や議会審議の生中継など、市民へ積極的に情報公開に努めていることは評価できる。引き続き、 <u>市民へ積極的に情報を公開し、信頼される市役所づくりに努めていくべきである。</u>	市民との情報共有と市政の透明化を図るため、引き続き、積極的な情報公開に努めていきます。 また、広報に関する面でも、引き続き、市政情報や地域の出来事を適時かつ効果的・積極的に提供していきます。	特記事項なし。	実施済
			3 現在検討されている <u>耐震化等に伴う庁舎問題や本庁機能の効率化を視野に入れた次期組織改編案の策定</u> に向けた検討について、効率性や効果性の観点から重要であるので、その実現に向けて、引き続き検討を深めていくべきである。	平成25年1月に副市長を筆頭に部長級職員を構成員とした庁舎検討委員会を立ち上げ、わかりやすい市役所づくりを目指し、本庁機能の統合の検討を開始しました。 さらに、平成26年2月には、これまで組織検討会議で議論されてきた内容を引き継ぎ、庁舎・組織検討委員会としたところ。引き続き、本庁機能の統合と組織の見直しについて、総合的に検討していきます。	・ 平成27年3月に京丹後市役所本庁機能集約化基本方針を策定し、「更なる市民の利便性及び行政運営の効率性の向上に向け、峰山庁舎及びその周辺を必要最小限の費用で整備し、本庁機能をできる限り峰山庁舎近辺に集約化する」等の方針を定めました。 ・ 「峰山庁舎については、上記方針に基づき本庁機能の集約化を図り、防災倉庫を取り壊し、4階建ての増築棟を新設する」等を記載した京丹後市役所本庁舎整備事業基本計画の骨子を平成27年12月に策定しました。	実施済
			4 個人住民税の給与特別徴収をより一層徹底するため、 <u>個人住民税の給与特別徴収を実施していることについて、市の建設工事の入札参加資格で加味すること</u> を検討すべきである。	給与特別徴収の対象外となる事業所の扱いをどうするのか、対象事業所に該当するかどうかは事業所からの申告を信用せざるを得ない(対象事業所を正確に把握できない)という課題があります。 そのため、京都府と府内市町村の動向を注視しながら研究していきたいと考えますが、京都府と府内全市町村では、普通徴収から特別徴収への切り替えを平成25年度から共同推進しているところであり、まずは、この取組により特別徴収の推進を図っていきたいと考えています。	特記事項なし。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況			
					具体的対応状況	区分		
6	(秘書広報広聴課、企画総務部、財務部、市民部、会計課) 効率的な行財政運営の推進	行政評価	5	次期の総合計画の策定が予定されている中で、平成21年度からの本委員会から出された意見や指摘事項などの①外部評価結果を次期総合計画へ生かしていくべきである。また、施策推進の結果を市民に分かりやすく示していく観点から、施策実施の成果の評価や施策の達成度が重要になる中で、次期総合計画策定の際には、②施策実施の成果をよりの確に計測できる指標を設定したり、③本委員会における評価の視点を総合計画に反映したりするなど、計画策定後に評価を行いやすい政策・施策体系や評価結果を市政に活用しやすい政策・施策体系とするため、 <u>計画策定後に評価されることを前提とした視点も取り入れながら、総合計画を策定すべき</u> である。	過去の外部評価結果を踏まえた上で、施策実施所管部署で第1次総合計画の評価と検証を行いました(平成25年度)。今後は、この評価・検証結果を基に、第2次総合計画の基本構想・基本計画などの策定を進めていきます。	①	左記の評価・検証結果を基に、第2次総合計画の基本構想・基本計画を策定しました(平成26年度)。	実施済
				過去の外部評価での指摘も踏まえながら、適切な指標設定を行っていきます。さらに、よりの確に成果を把握するため、幸福度に係る指標案を総合計画で活用する方向で検討を進めています。	②	過去の外部評価での指摘も踏まえながら、第2次総合計画の指標設定を行いました(平成26年度)。 幸福度指標を活用した施策点検については、現在、研究中です。	実施済	
				行政評価委員会における評価の視点を総合計画に反映するため、行政評価委員会の委員長を第2次総合計画策定を行う審議会の委員として加え、総合計画の策定を進めています。	③	左記のとおり行政評価委員会の委員長を京丹後市総合計画審議会の委員に加え、第2次総合計画の策定を行いました(平成26年度)。	実施済	
6			事業費や庁舎の維持管理経費、消耗品費などの内部管理経費の節減に取り組んでいくため、現在行っている職員提案制度を引き続き有効に活用すべきである。	本市の職員提案制度は、職員の士気の高揚と活力ある組織づくりの推進を目的としており、事務事業の効率化や経費節減に限定するのではなく、施策の充実も含めて、幅広い内容の提案を受け付けています。その結果、経費節減に関する提案は余りなく、ほとんどが施策や事業の充実に関する提案という状況になっています。そのため、本制度では、特定の課題について提案を募集できることになっていることから、外部評価のご指摘を踏まえ、平成26年度に内部管理経費の節減に関する提案を募集する予定です。		次のとおり対応しました。 ○ 経費節減に関する提案を受け付けていることを明記して提案募集を行いました(平成26年5月～、内部管理経費の節減は、通常の提案内容に該当することから、特定課題として募集はしなかった)。 ○ より多くの提案が提出され、提案内容が市政に活用できるよう制度の見直し(審査基準の見直しなど)を行いました(平成26年10月)。 【内部管理経費の節減に関する提案の採用・提案状況】 H25年度:採用0件(提案件数:全4件中0件) H26年度:採用1件(提案件数:全5件中1件) H27年度:採用0件(提案件数:なし)	実施済	
			7	合併した関係で、文書が非常に多く存在するという説明を聴く中で、将来に渡って市役所の文書を適切に活用していくことができるよう、 <u>電子媒体の活用も含めた文書のより一層の適切な管理及び保存</u> について検討していくべきである。	過去に電子媒体を活用した文書の管理・保存について検討を行いました。多額の費用が掛かるという課題があり、導入には至っておりません。そのため、紙ベースの文書の保存や管理、廃棄ルールを徹底を図ることで、適切な文書管理や保存につなげていきたいと考えています。		特記事項なし。	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
6	(秘書広報広聴課、企画総務部、財務部、市民部、会計課) 効率的な行財政運営の推進	行政評価	8	峰山庁舎管理事業について、庁舎前駐車場と裁判所下駐車場に毎年多額の借上料が掛かっていること、また、庁舎前駐車場に駐車できない場合や職員の駐車場などとして活用している庁舎前防災広場において市役所に用事のない方による駐車が見受けられる。庁舎前防災広場の適正管理と歳入確保を図るため、市役所へ用事のある方に配慮しつつ、 <u>庁舎前防災広場の駐車に対する有料化</u> を検討すべきである。	目的外駐車の問題については、対策を講じていきます。 防災広場の駐車に対する有料化については、ゲートや管理人等の設置を考えていかなければならず、多額の費用が掛かるとともに、防災広場機能が発揮できない(地域住民の緊急避難時の妨げになる)ことも考えられます。また、この広場は、従来どおり、イベントや地域の行事にも利用していただきたいと考えています。 防災広場の駐車の有料化については、ハードルが高い面もありますが、現在本庁機能の統合も検討しており、この中で将来的な市役所防災広場の在り方についても検討していきます。	特記事項なし。	検討中
			9	幸福度に係る取組について、その必要性は理解できることから、 <u>費用対効果をより高める工夫をしつつ、取組を進めるべき</u> である。	研究結果をまとめるだけでなく、研究結果を基に作成した幸福に関する指標を総合計画の指標へ反映し、市の施策に生かしていくことで、費用対効果を高めていきます。	特記事項なし。	検討済
		歳出抑制	1	現在検討されている分庁舎方式の今後の在り方については、歳出抑制の視点からも重要なことであり、 <u>できるだけ早急に分庁舎を集約して、効率化を図る</u> ことを検討すべきである。	平成25年1月に副市長を筆頭に部長級職員を構成員とした庁舎検討委員会を立ち上げ、わかりやすい市役所づくりを目指し、本庁機能の統合の検討を開始しました。 さらに、平成26年2月には、これまで組織検討会議で議論されてきた内容を引き継ぎ、庁舎・組織検討委員会としたところです。引き続き、本庁機能の統合と組織の見直しについて、総合的に検討していきます。	・平成27年3月に京丹後市役所本庁機能集約化基本方針を策定し、「更なる市民の利便性及び行政運営の効率性の向上に向け、峰山庁舎及びその周辺を必要最小限の費用で整備し、本庁機能をできる限り峰山庁舎近辺に集約化する」等の方針を定めました。 ・「峰山庁舎については、上記方針に基づき本庁機能の集約化を図り、防災倉庫を取り壊し、4階建ての増築棟を新設する」等を記載した京丹後市役所本庁舎整備事業基本計画の骨子を平成27年12月に策定しました。	検討済
			2	渉外事務の甲慰金について、社会通念上必要であることは理解できるものの、経費節減のため、 <u>香典料などの単価について見直し</u> を検討してはどうか。	他の自治体の状況などを踏まえた上で検討を行います。	香典料や、その対象者などについて、京都府下の全ての自治体の状況を調査しました。現在、この調査結果等をもとに検討しています。	検討中
		その他	1	審議会などの委員を受けられる方の中には、報酬や報償額にこだわらず受けておられる方も多いと思われる。そのような中で、 <u>審議会など委員の報酬や報償額を減額</u> することについて、一度検討してみてもどうか。	審議会等の委員報酬については、特別職報酬等審議会からの答申を受け、報酬額の見直しがされた結果、現状の額となっています。 現状では、見直しは考えておりませんが、地域の社会経済情勢や本市の財政状況、近隣自治体の報酬額の水準などを総合的に勘案する中で、見直しが必要と判断される場合は、審議会に諮っていきたいと考えています。	特記事項なし。	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
6	(秘書広報広聴課、企画総務部、財務部、市民部、会計課) 効率的な行財政運営の推進	その他	<p>民間委託等の推進に関し、これまでの評価の中で、業務委託や補助金、負担金などにより実施されている事務事業について、支出先団体における実施内容や成果が所管部局で十分に把握できていないと考えられるものがあつた。事務事業の必要性や有効性、費用対効果などを適切に評価するため、①支出先団体へ実施内容や成果についてより詳しい報告を求め、実施結果の検証に努め、より効率的・効果的な事業執行を行うべきである。</p> <p>また、②決算附属資料において、支出先団体が行つた事務事業の実施内容や成果を市民に分かりやすく示すことも重要である。</p>	<p>業務委託による事業実施の場合でも、事業の実施主体は市であることから、市が直接実施している事業と同様に事業の実施内容は把握しており、実施結果の検証にも努めています。</p> <p>また、補助金や負担金の支出先団体での事業実施内容の把握や実施結果の検証については努めているところですが、一部において徹底ができていないものも見受けられることから、より徹底できるよう努めていきます。</p>	①	特記事項なし。	一部実施済
				<p>※ 過去の外部評価で、支出先団体の事業実施内容について指摘のあつた事業などの状況は次のとおりです。</p> <p>【文化のまちづくり推進事業】 京丹後文化のまちづくり実行委員会が企画・実施する事業については、市も事務局として事業の計画当初から関わっており、補助金支出先団体の事業実施内容の把握や成果の検証に努めています。</p> <p>【人権啓発団体等負担金】 事務局では各団体の年間活動実績や総会資料などをいただいております。一定の実施内容や結果の検証は行っています。なお、決算附属資料の様式上の制限もありますが、なるべく負担金支出先団体の活動状況が分かるような記載の仕方を工夫します。</p> <p>【社会福祉協議会への補助金事業】 補助金交付要綱の整備を進める中で、事業実施内容や成果についてより詳しい報告を求める方向で検討しています。</p> <p>【森林組合への補助金・委託事業】 補助金により実施している事業は、実績報告時に事業の実施内容の分かる書類を提出してもらい、実施結果と成果の把握及び検証を行っています。また、森林組合からの補助金交付申請時に、事業実施内容の必要性や妥当性を審査した上で、補助金交付決定を行っています。</p> <p>委託により実施している事業は、業務(工事)完了報告時の業務(工事)の実施内容の分かる書類の提出に加え、現地(実施個所)でも履行確認を行い、実施結果と成果の把握及び検証を行っています。また事業の必要性や妥当性はもとより、費用対効果も考慮した上で、森林組合へ発注しています。</p> <p>引き続き、事業の実施結果の検証に努め、効率的・効果的な事業執行を行ってまいります。</p>			
6	(秘書広報広聴課、企画総務部、会計課) 効率的な行財政運営の推進	その他		<p>【文化芸術事業】 次のとおり補助金の支出先団体の事業実施内容の把握や成果の検証を行うとともに、効率的・効果的な事業執行に努めています。</p> <p>○ 京都府丹後文化事業団運営費補助金 (公財)京都府丹後文化事業団の組織運営や事業計画を検討する企画委員会に社会教育課職員が参加しており、事業の実施結果や成果の検証を行っています。</p> <p>○ 京丹後市文化協会活動費補助金 社会教育課内に協会の事務局があり、かつ地域公民館で協会の支部活動を支援していることから、常に活動の把握や事業の成果の検証を行っています。</p> <p>○ 丹後文化芸術祭実行委員会補助金 教育委員会が実行委員会の構成団体として参加し、事業の計画段階から事業の評価まで関与しています。</p> <p>○ 小町ろまん短歌大会開催補助金 社会教育課が事務局を担当していることから、事業の実施内容の把握や成果の検証を行っています。</p>			

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成25年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
	進 務部、 市民			決算附属資料の作成に当たっては、これまでから決算内容と事業成果を分かりやすく記載するよう努めているところですが、一部において記載の徹底ができていないものも見受けられることから、記載スペースの許す限りにおいて、詳細な説明とすることを全庁的に徹底します。	② 特記事項なし。	実施済

## ■ 外部評価結果（平成27年度評価実施分）に対する今後の対応の方向性と実施状況一覧表

- この一覧表は、平成27年度に実施した外部評価結果に対する実施状況を平成28年2月時点でまとめたものです。  
 ○ 外部評価結果の中に複数の指摘・提案が含まれている場合、①・②などの番号を付し、その番号ごとに実施状況を整理しています。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
1	新経済戦略による「新グリーン経済」の構築 (商工観光部)	行政評価	1 京丹後市新経済戦略に基づく取組の進行管理に当たっては、 <u>取組による成果と課題の検証に努め、検証結果に基づき柔軟に取組の見直しを行うことで、より効果的に施策を展開していくことが重要である。</u>	新経済戦略プロジェクト100のメニューごとに4段階評価(S・A・B・C)を実施し、評価B・Cのメニューについては、関連事業に関し、スキーム変更・縮小・停止・廃止の措置を講ずることとしています。	平成27年10月開催の新経済戦略推進会議において評価を実施し、評価B・Cとされた3メニューの関連事業を平成28年度から縮小、停止、終了することとしました。	実施済
			2 ブランドビジネス支援事業について、取組の成果と課題の検証結果に基づき、的確に事業の見直しがされたことについて評価できる。ただし、事業実施の検討の際に、JAPANsgに関する賛否両論があったと思われることから、 <u>この事業に限らず、今後、新たな取組を検討する際には、より慎重に情報収集を行うべきである。</u>	賛否両論があったのは事業(取組)ではなく、事業の運営母体についてです。 事業については、市議会からも早期に実施すべきとの声が出されていましたが、事業の運営母体に関する疑義(法廷での係争事案)に関する情報を収集し、その結果(判決)が出て問題無いことを確認してから事業を実施しました。 新たな事業を実施する際の慎重な情報収集は必要であるため、引き続きしっかりと情報収集した上で実施判断を行うこととします。	平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算に関し、新規事業については、慎重な情報収集を行い確実に見込まれるものについて計上しています。	実施済
			3 地域消費喚起・生活支援型交付金事業のプレミアム付商品券の発行事業について、商品券の買い占めなどが全国的に問題になっている中で、 <u>商品券が事業の趣旨どおり発行・利用されたかどうかについて、今後、しっかりと検証する必要がある。</u>	京丹後市商工会の実績報告書を精査するとともに、実施スキーム等についてヒアリングを行うなどして、商品券が事業の趣旨どおり発行・利用されたかについて検証します。	特記事項なし。	検討済
			4 補助金等については、交付先団体が運営や事業展開において補助金等に依存しがちとなり、団体としての自主性や自立性が損なわれる側面がある。施策を構成する事業に補助金等交付事業が多い中、 <u>交付先団体ができるだけ自立できるように常に留意して補助金制度を設計したり、見直ししたりすることが重要である。</u>	補助金等に関する基本方針に基づき、順次、補助金交付要綱の制定や見直しを行います。	・ 補助金交付要綱の制定や見直しにあたり、自立化・自助努力を促せるような形で、補助対象経費の明確化や補助率の設定を行っています。 ・ ただし、団体及び活動が公益性が高いものについては、その見直しにより公益が低下することのないよう、補助率等で一定の配慮を行っています。	一部実施済
			5 松本重太郎翁をきっかけとした取組(商工業振興プロモーション推進事業と経済人材ネットワーク構築・強化事業)に関して、シンポジウムの際に作成した資料をホームページに掲載してPRに活用するなど、 <u>①事業実施による成果物を有効活用するとともに、②今後の経済交流や観光誘客の促進につなげていくことが重要である。</u>	成果物の有効活用について検討します。	映像等は著作権の関係で有償使用となるためその利用が難しいと思われるものの、今後、成果物の活用について検討します。	検討中
				番組の作成及び放映、関西経済交流シンポジウムに続く事業について検討し、経済交流を始め、観光誘客につなげる仕組みを作ることについて検討します。	「松本重太郎賞」について検討し、その創設や表彰式イベントの実施により経済交流を始め観光誘客につながる仕組みを作ることについて検討しています。	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
1	新経済戦略による「新グリーン経済」の構築 (商工観光部)	行政評価	6 高機能急速冷凍装置導入事業の調査研究費について、多くの経費が掛かっている印象を受ける。今後、 <u>本事業のような調査研究を進める際には、市が事業に関与する必要性を十分に検証した上で、事業内容についても精査し、より一層の経費節減に努めていくことが重要である。</u>	高機能急速冷凍装置は通常の冷凍装置と比較し、品質保持面で極めて優位度の高い装置ですが、それゆえ高額な装置であり、その導入に当たっては、製品調査・ニーズ調査・実機調査など慎重に調査を実施して導入の可否判断を行うことが必要と考えています。 また、そういった調査は経費負担面等で民間企業単独では行えないこと、及び公的に調査することにより、地域の多くの事業者にもその結果を知っていただき導入の検討及び導入による高付加価値化につながっていくことから、一定の経費がかかることの合理的理由及び市が事業に関与する必要性は十分にあったと考えます。 しかしながら、どのような事業でも、市が関与する必要性の検証及び経費節減への努力は行っていかなければならないため、引き続きしっかりとそれらを行っていきます。	調査研究事業に関する予算の計上及び実施に当たっては、市が実施することの必要性を検証するとともに、経費節減に努めており、その必要性が低いものや効果が小さいものについては、予算計上を見送るといった対応も行っています。	実施済
			7 市内事業所において後継者不足の課題がある中、また、京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、若年層・壮年層を中心とした人口流入の促進や若年層の人口流出の抑制・歯止めを重視する中、「 <u>U・ターンやマッチング促進、人材育成等による就業者数の拡大の取組について、より一層の充実を図るべき</u> 」である。	事業及び制度の充実について検討します。	既存制度の拡充や新たな事業の実施について検討中。	検討中
2	つくり育てる漁業・海業の振興 (農林水産環境部)	行政評価	1 総合計画の中で本施策の取組内容等が示されている一方で、個別計画(京丹後市海業推進事業計画)でも総合計画と別の構成で漁業・海業に関する取組内容等が記載されており、市民から見て漁業・海業の政策の体系が分かりにくい。 <u>①次回の計画の見直し時には、個別計画の概要を総合計画に落とし込んだり、総合計画と個別計画の項目のつながりを分かりやすく整理したり、個別計画を総合計画の項目に準じた構成にしたりするなど、本施策の内容を市民に分かりやすく示す工夫が必要である。また、②海業推進事業計画を市ホームページに掲載し、同計画の内容を市民が見ることができるようにすることも必要である。</u>	① 次回の見直し時には、個別計画と総合計画の整合性を図るなど、市民に一層分かりやすい計画となるよう検討を行います。	特記事項なし。	検討中
			2 体験型観光などを始めとした <u>観光分野へ本市の魅力の一つである豊かな海、海岸、漁港の資源をより一層活用して施策展開を図るべき</u> である。	② 平成27年12月に海業推進事業計画を市ホームページに掲載しました。	特記事項なし。	実施済
			2 体験型観光などを始めとした <u>観光分野へ本市の魅力の一つである豊かな海、海岸、漁港の資源をより一層活用して施策展開を図るべき</u> である。	海業推進事業計画では、「京丹後市の豊かな海を生かし、農商工連携を強めながら、漁業と併せて、遊漁、海洋レクリエーション、水産物加工、漁業体験など、「海業」を効果的かつ総合的に推進します」としていることから、同計画に基づき、地引網体験・定置網体験・旬の魚料理体験・漁船を使ったクルージング等を既に実施しています。 引き続き、本市の豊かな海、海岸、漁港などの資源の観光分野への活用を推進していきたいと考えています。	特記事項なし。	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
2	つくり育てる漁業・海業の振興 (農林水産環境部)	行政評価	3	行政の主な取組の「京丹後型「農商工親連携」の推進」に記載されている「水産物の地産地消を進め、漁業経営基盤を強化し、漁業所得の向上」のうち、「漁業経営基盤を強化し、漁業所得の向上」の部分が弱い印象を受ける。 <u>今後は、この部分にも重点を置いて、施策を展開していくべき</u> である。	安定的な漁獲量の確保による漁業所得の向上を図るため、補助金による支援により、アワビ、サザエ、クロダイ、ハマグリ種の種苗放流やヒラメの中間育成事業を推進しています。 漁業経営基盤の強化と漁業所得の向上のためには、上記に加えて水産物の高付加価値化と販路拡大の体制づくりも重要と認識しており、今後は、これらに向けた検討や取組も進めていきたいと考えています。	特記事項なし。	一部実施済
			4	漁業者の安定的な収入の確保には、 <u>水産物加工品の商品開発等が重要と思われるので、この分野にも重点を置いて、施策を展開していくべき</u> である。	地元水産物の漁価向上を図るための取組の一つとして、平成27年度に京都府漁業協同組合が丹後シーフーズに高機能急速冷凍装置を導入します。 この取組に対し、市としても補助金による支援を行っており、今後は、高機能急速冷凍装置を活用した水産物加工品の商品開発等を推進していきたいと考えています。	特記事項なし。	一部実施済
		歳出抑制	1	行政の主な取組の「安心して漁業を営むための漁港整備」の中で、市内にいくつかある漁港を今後も維持していくためには、非常に多くの経費が必要になると思われる。漁業者数が減少している中、本市の豊かな海、海岸などの資源をより有効に活用することと合わせて、漁港の機能を高めつつ効率化を図るため、 <u>漁業・海業の数十年前の姿を見据えて、市内の漁港の機能を一定集約化する</u> という視点を持つことも必要ではないか。	外部評価でご提案いただいている内容は、長期的には大切な視点の一つと思われますが、集約された漁村にとっては、地域の弱体化にも繋がりがかねないため、慎重な話し合いが必要と考えています。	特記事項なし。	実施困難
			2	海業推進事業の海業振興事業補助金について、 <u>漁業者団体のニーズを把握した上で、より効果的・効率的な制度となるよう再構築を含めた見直し</u> を検討してはどうか。	京都府漁業協同組合の各支所を通じて漁業者の意見を聴くなど、漁業者団体のニーズの把握に努めているところです。 引き続き漁業者団体のニーズの把握に努め、より効果的・効率的な制度となるよう必要に応じて見直しの検討を行いたいと思います。	特記事項なし。	検討中
		その他	1	今後の漁業・海業の在り方を考える際には、京丹後市の漁業・海業をどのようにしていくのかについて、数十年前までの姿をしっかりと描いた上で、その実現に向けた事業展開を図ることが重要と思われる。 そのような中では、 <u>定置網漁業や底曳網漁業などの雇用型漁業を推進する</u> という視点も必要ではないか。また、そうしたほうが、新規漁業者の育成にもつながるのではないか。	平成27年度から京都府が行っている「海の民学舎」では京都府漁業協同組合や京都府、関係市町、漁村の方々の協力体制により、漁業研修生の研修から就業までを全面的にバックアップし、研修後は府内で新たな漁業者として就業される予定になっています。 研修生は、雇用型の漁業又は独立型の漁業を目指していますが、独立型漁業の就業へのハードルは高く、定置網漁業や底曳網漁業といった雇用型漁業への就業希望のほうが多いと考えられることから、今後、関係機関等と協議を進め、雇用型漁業の推進について、検討していきたいと考えています。	特記事項なし。	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
3	(農林水産環境部、市民部、建設部) 美しい自然環境の次代への継承	行政評価	1 めざす目標値について、久美浜湾の水質浄化の指標が主な指標となっており、施策の進捗状況が評価しづらいため、 <u>次回の計画見直し時には、別の指標も設定すべき</u> である。	毎年の計測データが得られ、経年変化を把握できること、施策の取組効果が総合的に反映されるものであることから指標として設定しています。次回の計画見直し時には、施策の進捗状況が評価しやすい別の指標の設定についても検討します。	特記事項なし	検討中
			2 海岸漂着物回収処理事業における海岸漂着物の回収について、回収しても毎年多くの漂着物が発生している現状からは、漂着物の発生原因を把握し、 <u>その原因の解決に向けた対策や取組を進めるよう、引き続き国や京都府に要請していくべき</u> である。	発生原因の究明と防止に向けた働きかけと回収処理に要する予算措置を近畿市長会等を通じて国及び京都府に要望を行っており、引き続き要望を行っていきます。	特記事項なし。	実施済
			3 久美浜湾の水質浄化に関する数値が改善しない原因をしっかりと調査・研究した上で、 <u>久美浜湾の水質改善に向け、取組をより一層進めるべき</u> である。	数値が改善しない一番の要因は、久美浜湾が海水交換の悪い閉鎖性水域であること、生活排水の流入により水質に影響を受ける3つの河川が湾内に流入している点と考えられます。 改善に向け、下水道への接続推進を含めた水環境・自然環境保全の取組を一層進めることで総合的に改善が図れるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗化率の向上のため、次の取組を実施しています。</li> <li>○早期接続者への加入分担保金の軽減措置</li> <li>○排水設備工事費への補助金制度(平成20年度～)</li> <li>○排水設備工事の借入資金への利子補給制度(平成22年度～)</li> <li>○下水道事業普及推進員の設置(平成22年度～)</li> <li>○水洗化推進本部を設置(平成23年4月)し、職員による戸別訪問を実施</li> <li>○排水設備アドバイザー派遣事業(平成24年度～)</li> <li>○公共下水道使用料の減額制度(平成24年度～)</li> <li>○資金融資あっ旋及び利子補給金制度(平成26年度～)</li> <li>・ 河川の上流・中流・下流域の人々が流域を超え一体感を持って清掃活動を行い、森林・河川・海を維持・再生することを目的に毎年「水をつなぐクリーン大作戦」を市内全域で実施しています(平成24年度～)。</li> </ul>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
3	(農林水産環境部、市民部、建設部) 美しい自然環境の次代への継承	歳出抑制	1 環境保全活動事業のはだしのコンサート補助金について、 <u>より効果的・効率的かつ充実した活動につながるよう、補助金制度の見直し</u> を検討してはどうか。	助成目的や助成対象経費、助成率等の明確化を図るため、平成28年2月に補助金交付の根拠となる要綱を制定したところであることから、当面は、補助金交付要綱で規定する補助内容で制度を継続します。 なお、補助金交付要綱の中で制度終期を設定していることから、当該終期到来までに補助金の成果や運用状況を評価し、その中で見直しの必要性があれば、より効果的・効率的かつ充実した活動につながるよう制度の見直しを検討したいと考えます。	特記事項なし。	検討中
			2 市の単独事業であるコウノトリもすめるさとづくり支援事業のコウノトリと共生するさとづくり事業補助金(水田ビオトープの推進)について、農業者が地域や学校と協力しながら取組を進めるなど、 <u>将来的に自立又は自主性の高い取組につながるよう制度の見直し</u> を検討してはどうか。	事業最終年度の31年度までに、取組団体がより自立的、自主性の高い活動を行う制度とするための見直しを検討します。 当制度ではビオトープ設置面積に応じた補助金だけでなく、ビオトープに関する活動(講習会や生き物調査など)も補助対象としており、将来的に継続した取組となるよう、意識の向上に向けた新たな取組を促していきます。	・取組団体が自立した取組となるよう、制度変更を行い、平成27年度から次のとおり単価を見直しています。 平成26年度まで:17,000円/10a(全圃場) 平成27年度から:17,000円/10a(新規圃場)、8,000円/10a(継続圃場) ・また、団体の申請年限に上限を設け、平成27以降同一団体での申請を3回までとしています。	一部実施済
4	大長寿を享受できる健康づくりの推進 (健康長寿福祉部)	行政評価	1 健康づくり推進員活動事業について、健康づくり推進員がいない行政区がある中、 <u>推進員を推薦する区</u> の理解を深めるなど、 <u>推進員の増加に努めていくべき</u> である。	健康づくり推進員を推薦する区の理解を深めるため、毎年、次の取組を行っており、引き続き、推進員の増加に努めていきます。 ○4~5月ごろに開催される各町区長会で推進員の設置目的や役割について説明するとともに、活動を報告 ○年末に開催される各町区長会で推進員の推薦を依頼する際にも、推進員の設置目的や役割について説明するとともに、活動を報告 ○健康づくり推進員向けに作成した「京丹後市健康づくり推進員通信(推進員の活動内容を記載)」を区長宛てにも送付(年4回程度)	特記事項なし。	実施済
			2 自殺予防対策の取組として、市民の自殺者を減らすことに注力していることは評価できる。他方で、 <u>市外に住所のある人の市内での自殺を防止する</u> ということも大切な視点の一つと思われる。	市外に住所のある人について、自殺者の増加や特定の場所に偏った自殺の傾向は見られない状況のため、具体的な対策を行うことは困難ですが、大切な視点の一つであると認識していますので、引き続き、外部評価からご指摘の視点も持ちながら、自殺予防対策を進めます。	特記事項なし。	実施済
		歳出抑制	1 食育推進事業のうち「京丹後百寿人生のレシピ」の増刷費用について、インターネット印刷(インターネットを利用して印刷サービスを注文する方法)と比較して、やや経費が掛かっている印象を受ける。この事業に限定せず、 <u>印刷業務を外注する際には、市内企業のコストカットの努力につながるよう、引き続き、競争性の確保に留意した発注に努めていく</u> ことが重要である。	外部評価からのご指摘も踏まえながら、「京丹後市における公益的基盤の確保と地域経済再生のための公共発注の基本方針」に基づき、引き続き、透明性・競争性に留意した発注に努めます。	特記事項なし。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
5	計画的な土地利用の推進 (建設部)	行政評価 歳出抑制	1 京丹後市の歴史や伝統を生かした魅力的なまちの景観づくりを進めることが、交流人口の増加と定住意欲の醸成につながってくると考えられる。そのため、京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進の観点からも、本施策を推進していく上でも、 <u>景観の保全や形成を意識したまちづくりを進めていく</u> ことが重要である。	市都市計画マスタープランを策定中であり、この中で、市の歴史や文化を生かした魅力的な景観によるまちづくりの形成という内容についても検討しています。 市都市計画マスタープランの策定後は、同プランに基づき、市の歴史や文化を生かした魅力的な景観によるまちづくりの形成について推進していきたいと考えています。	特記事項なし。	検討中
			1 指定管理施設運営事業における使用料について、 <u>市の施設全体における使用料の見直しの検討と整合を図りつつ、見直しの検討を進めてはどうか</u> 。	第3次京丹後市行財政改革推進計画で、受益者負担の適正化に向け、市全体の使用料や手数料等について見直しの検討を行うこととしていることから、この動きに合わせて、近隣市の料金も踏まえながら、使用料の見直しを検討します。	特記事項なし。	検討中
6	安全でうるおいのある住環境の整備 (企画総務部、建設部)	行政評価	1 市営住宅の建替えや維持管理には多額の費用が必要になることから、めざす目標値として掲げている公営住宅の管理戸数(市が直接建設して供給している公営住宅の戸数)について、 <u>①他の住宅供給の在り方を研究するとともに、将来の市の人口を踏まえた上で検証を行い、②必要に応じて見直しを行うべきである</u> 。	行政評価委員会で議論のあった民間賃貸住宅の借上げ等の可能性について検討を行っています。 また、必要とする公営住宅の管理戸数の算出に当たっては、 <u>国勢調査のデータを主としているので、将来の市の人口のほか、平成27年国勢調査の結果も踏まえて、検証します</u> 。	① 特記事項なし。	検討中
			1	めざす目標値の公営住宅の管理戸数は、市公営住宅ストック総合活用計画の目標戸数を掲げています。 平成27年度に見直し予定の京都府の関連計画の内容を踏まえて、市公営住宅ストック総合活用計画の見直しを予定していることから、上記の検討結果も踏まえながら、目標戸数の見直しを検討します。	③ 特記事項なし。	検討中
			2 京丹後市定住空き家バンクのホームページの改修が予定されている中、市が発信する移住関連情報をより一層魅力的なものとするため、 <u>①京丹後市定住空き家バンクと②市ホームページの定住・空き家情報のページについて、市が行っている移住関連施策や移住後の生活イメージ、移住支援員の紹介などの情報を掲載し、内容の充実を図るべきである</u> 。	より利用しやすいページとするため、定住空き家バンクのホームページと市ホームページの定住・空き家情報ページを相互にリンクすることで、掲載情報の重複を極力回避することを検討します。	・京丹後市定住空き家バンクについては、平成28年3月に改修が完了する見込みです。 ・市ホームページの定住・空き家情報ページは平成28年度に整理を行います。	検討済
			3 移住支援に関する事業については、今年度から充実に努めているところであるが、 <u>他のメニューの創設など、移住支援の更なる充実</u> について検討すべきである。	平成27年度は移住支援員を配置(平成27年6月～)したことに加え、お試し住宅(2棟)の整備、定住空き家バンクのホームページの改修、移住支援パンフレットの作成等、移住支援に関する事業の充実に努めています。 今後も、京都府空家及び耕作放棄地等の活用による移住の促進に関する条例の制定状況とこれに基づく京都府の施策、当市への移住の動向を確認しながら、施策の充実に向けた検討を進めます。	お試し住宅の整備(2棟)、定住空き家バンクの改修、移住支援パンフレットの作成の取組を進めており、平成28年3月に完了する見込みです。	一部実施済
4 若い世代の定住が地域や市の活性化につながると思われるとともに、京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略でも重視されていることから、 <u>若い世代を対象とした移住・定住促進制度についてより一層注力すべきである</u> 。	本市への移住・定住を推進するため、移住促進・空き家改修支援事業補助制度により、移住者の空き家改修経費に補助しています。 本制度は、若い世代からの利用も想定しており、移住支援員やお試し住宅等の他の取組と合わせて、若い世代も含めた移住・定住促進を図ります。	お試し住宅の整備(2棟)、定住空き家バンクの改修、移住支援パンフレットの作成の取組を進めており、平成28年3月に完了する見込みです。	一部実施済			

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
6	安全でうるおいのある住環境の整備 (企画総務部、建設部)	行政評価	5	木造住宅の耐震化率については、機能面、費用面から課題が多く、伸び悩んでいる状況にある中で、住宅・建築物耐震改修等事業を知らない人も多いと思われることから、①制度の周知徹底を図るべきである。もし、②周知徹底の努力をしても、耐震化率が向上しないのであれば、地震時ににおける別の被害の低減対策を検討してはどうか。	現在、市の広報紙やチラシの配布、市ホームページへの掲載の方法により事業の周知を行っています。より効果的に周知を図るため、耐震診断や改修相談会の開催や地域での会合に際に併せての説明などの方法も検討します。①	特記事項なし。	一部実施済
				上記のとおり、まずは、制度の周知徹底を図っていきたくと考えています。② なお、本事業は、国の補助制度を活用していることから、減災化住宅対策として耐震シェルターが対象となれば、事業の見直しについて検討します。	特記事項なし。	検討段階に至っていない	
			6	将来の公営住宅の建替えや維持管理コストを抑制するため、民間住宅を活用した公営住宅の多様な供給方法について研究を進めていくべきである。	上記1の①のとおり、民間賃貸住宅の借上げ等の可能性について検討します。	特記事項なし。	検討中
			7	歴史や地域の特性を生かした街並みの形成を行うことが、市の魅力を高め、定住促進や観光振興につながってくると思われることから、住民協定を始めた美しい街並みの形成の取組をより一層推進すべきである。	市都市計画マスタープランを策定中であり、この中で、市の歴史や文化を生かした魅力的な景観によるまちづくりの形成という内容についても検討しています。 市都市計画マスタープランの策定後は、同プランに基づき、市の歴史や文化を生かした魅力的な景観によるまちづくりの形成について推進していきたくと考えています。	特記事項なし。	検討中
		8	空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行され、市町村の空き家対策に果たす役割が一段と重要になってくる中、空き家に関する問題意識を高めるための周知・啓発や空き家の利活用、適正管理の取組など、特定空き家等の発生を予防する取組を早期かつ積極的に進めていくべきである。	適切な管理が行われていない空き家等の所有者や管理者に対して適切な管理を促すとともに、地域活性化等の観点から空き家等を地域資源として有効活用するなど、総合的、計画的な空き家等の対策を推進します。 そのための取組の一つとして、特別措置法に基づく空家等対策計画の作成と実施に関する協議を行うため、京丹後市空家等対策協議会条例の制定議案を平成28年3月定例会に上程しました。	特記事項なし。	検討中	
	歳出抑制	1	公営住宅について、空き家の有効活用や公営住宅の多様な供給方法という視点も考慮しつつ、市が直接建設して供給している公営住宅の戸数を減少させることを検討し、更なる事業費の削減を図ってはどうか。	次の理由から空き家を公営住宅として活用したほうがコストが掛かると考えており、実施は困難と考えます。 ・ 公営住宅の基準を満たすよう空き家の改修が必要となる。 ・ 点在する空き家より、必要な戸数をまとめて確保・管理したほうが管理コストが安くなる。 なお、効率的な公営住宅の建替えや維持管理コストの抑制に向け、上記行政評価の6のとおり、民間賃貸住宅の借上げ等の可能性について検討します。	特記事項なし。	実施困難	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
7	地域の中で共に生きる障害者福祉の推進 (健康長寿福祉部)	行政評価	1 障害者が高齢期を迎えた後や家族の支援が得られなくなった後を見据えた障害者の将来の生活の在り方が全国的に課題となっている中、めざす目標値に掲げる障害福祉サービスを提供する施設や事業者数の達成に向けた取組にも重点を置いて施策展開を図るべきである。	障害福祉サービスを提供する施設や事業者数の達成は重要な課題と考えていることから、第4期京丹後市障害福祉計画(計画期間:H27～29年度)の目標値として掲げており、グループホームの施設整備に対し、補助金を交付しています。 しかし、現状以上の取組は、財政的にも困難な状況であることから、関係機関へグループホームが必要という市の現状を説明し、サービス提供事業所増設について理解が得られるよう努めるとともに、意見や課題を聴いています。 その中で、施設建設用地の確保が難しいという話もあることから、可能なものについては、市有の空き施設等を情報提供する等の支援をしていきます。	グループホームの建設に向け、市有施設の空き情報を提供していますが、立地条件に合うものがなく、結果としてサービス提供事業所等で候補地を検討されているという状況です。	一部実施済
			2 障害者の就労促進について、国の施策に加え、市でも様々な取組を進めているに関わらず、市内事業所における障害者の法定雇用率が京都府内の平均より低いという状況にある。そのため、①先進事例を調査・研究するなどして、より効果的に就労促進を図れるよう対策を探るとともに、②必要に応じて障害者就労支援事業の見直しについても検討すべきである。	障害者就業・生活支援センター「こまち」やハローワーク等と連携しながら、自立支援協議会就労部会において先進事例の調査・研究を進め、就労促進に努めます。その中で、改善すべき点があれば積極的に改善を図ります。 そのほかにも、「くらし」と「しごと」の寄り添い支援センター等とも連携を図り、障害者就労支援の効果的な事業推進を図ります。	① ・ 自立支援協議会就労支援部会の毎月開催や障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業等の事例の視察研修により研究を進めるとともに、市内企業を訪問し就労促進へ理解促進をお願いしています。 ・ 寄り添い支援センター等と連携を図りながら、障害者就労支援を行っています。	一部実施済
			3 障害者施設製品販売支援事業補助金(障害者就労支援事業)について、常設販売所の運営開始から2年が経過する中、①これまでの成果や費用対効果について検証した上で、定期的に来店してもらえるよう販売する商品を工夫するなど、より効果的・効率的な運営に向けて改善や工夫する点がないか検討するように補助金交付先団体へ働きかけるべきである。あわせて、②補助金交付先団体と連携を深めた上で、この取組についてより一層周知を図るべきである。	障害者就労支援事業については、平成27年度から次のとおり見直しを行ったところであることから、当面は、現行のまま継続することとし、事業の成果を検証する中で、必要に応じて見直しを行います。 ・ 利用実績が無かった障害者雇用促進事業補助金を廃止 ・ 就労対策強化のために職場実習を行った実習者に対する奨励金制度を創設	② 特記事項なし。	実施困難
				常設店を運営する協議会では、毎年度の決算時に収支と成果等の分析を行っており、その際には各事業所ごとの販売効果等の検証しています。 また、協議会では、毎月経営実務者部会を開催しており、その会議の中に市の担当者も出席し、改善や工夫すべき点について、提案し、協議を行っています。 今後も、より効果的・効率的な運営につながるよう、経営実務者部会を通じて協議会へ改善等の提案を行います。	① 特記事項なし。	実施済
			協議会の経営実務者部会に参加し、取組の一層の周知に向けた提案を行っていきます。	② ・ 市では、市フェイスブックで取組についての情報発信を行うとともに、協議会の経営実務者部会に参加し、様々な提案を行っています。 ・ 協議会では、次のとおり取組の周知をしています。 ① クラウドファンディングの実施(インターネット上で運営資金を募集) ② サポーターズクラブの運営 ③ はあと&きらめきフェスタ(平成27年度に丹後王国「食のみやこ」で開催)における製品販売に出店	一部実施済	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
7	地域の中で共に生きる障害者福祉の推進 (健康長寿福祉部)	行政評価	4 国が推奨する事業においては国等の財政的支援があることが多い中、障害者就労支援事業に対する国や京都府からの財政的支援がない。 <u>この事業に関わらず、全国的な課題に対する取組に対しては、財政的支援が得られるよう、ほかの自治体と連携して、国や京都府に働きかけるべき</u> である。	国、京都府、市、関係機関がそれぞれの役割を果たしながら、障害者の就労支援の一層の充実に向けた取組を次のとおり進めているところですが、更なる推進を図るため、財政的支援の充実等を国へ要望していきます。 【国】 ・障害者雇用促進法の改正 ・ハローワークによる障害者就労支援に関する各種助成制度等の実施 【京都府】 ・障害者就業・生活支援センター「こまち」の運営 【京丹后市】 ・独自の実習制度の実施 ・『障害者就業・生活支援センター「こまち」』や『「くらし」と「しごと」の寄り添い支援センター』と連携した就労促進	近畿ブロック内の福祉事務所長の連名で国へ要望しています。	一部実施済
		歳出抑制	1 通所費助成事業についてその重要性は理解できるが、対象経費の全額を助成していることから、今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、通所者への影響にも配慮しつつ、 <u>助成率を対象経費の一部に見直すことについて検討してはどうか。</u>	障害者の通所施設利用者への支援のうち、給食費に対する助成を平成25年度に廃止したところであり、通所費に対する助成の見直しは、施設利用者の施設利用及び日常生活への影響も大きいと考えられ、見直しには十分な協議が必要と考えます。 そのため、当面は現行のまま継続していく予定です。	特記事項なし。	実施困難
		その他	1 障害者就労支援事業の決算附属資料の内容について、事業を構成する4つの事業の具体的な内容が見えづらい。今後は、 <u>細事業を細分化するか、記載内容をより詳細に記載するなどの工夫により、細事業を構成する全ての事業の予算執行の結果や成果などを市民に分かりやすく示すことが必要である。</u>	事業の予算執行の結果や成果などを分かりやすくするため、構成事業について別の細事業への位置付けを検討するとともに、事業内容や成果を記載スペースの許す限りにおいて詳細に記載します。	障害者就労支援事業を構成している4つの事業のうち「地域自立支援協議会強化事業」について、就労支援に係る予算執行額が減少し、就労関係での執行が無いため、平成28年度予算から他の細事業で予算計上しました。	検討済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成27年度末時点)	平成27年度末までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
8	国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化 (企画総務部、市民部)	行政評価	1 米軍経ヶ岬通信所の設置に伴い市内で生活する外国人が増加していることを踏まえた上で、京丹後市多文化共生推進プランが策定され、国籍を問わず市民の交流促進の取組が実施されていることは評価できる。引き続き、 <u>同プランに沿った交流促進の取組が推進</u> されることを期待する。	市の各部署では市多文化共生推進プランに基づいた取組の実施又は検討を行っているところです。 引き続き、同プランに基づき、取組を推進していきます。	平成28年度は、プランの進捗状況を外部評価するための多文化共生推進協議会(仮称)を開催予定です。	一部実施済
			2 市が運営費助成を行っている京丹後市国際交流協会のホームページが更新されていないことから、 <u>当該ホームページの今後の在り方について検討するよう市側からも助言等を行うべき</u> である。	京丹後市国際交流協会のホームページについては、更新できない状況にあり、現在、主にFacebookを活用して情報発信等を行っていることから、国際交流協会に対してSNSを利用した情報発信等について必要な助言を行っていきます。	国際交流協会に対して、SNS等を利用した情報発信等について助言を行いました。	実施済
		歳出抑制	1 今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、国内における地域間の交流・連携の取組である友好都市交流事業について、 <u>民間主体の活動や交流を活発化させる方向で事業の見直し</u> を検討してはどうか。	平成20年1月に京丹後市と木津川市との間で締結した友好市盟約に基づき、毎年8月の第一日曜日に少年野球親善交流試合を京丹後市で開催しています。また、11月上旬には木津川市で開催されている木の津まつりへ京丹後市のブースを開設し、PR事業を実施しています。 本事業については、平成25年度予算から交流事業に係る補助金を廃止し、木の津まつりへの出展に係る市職員の旅費や出展ブース借上料等の必要最小限の経費(平成27年度予算で49千円)とする見直しを実施済で、民間主体の活動や交流の活発化のため、市としても必要最小限度の関与に留めています。	特記事項なし。	実施済
			1 森の全国交流拠点管理運営事業について、観光施設としての性格が強いと思われることから、 <u>観光に関する施策へ位置付けて整理すべき</u> である。	外部評価のご指摘を踏まえ、適切な施策へ位置付けます。	特記事項なし。	検討済
		その他	2 行政の主な取組の「地域間連携の推進」に関連する取組について、予算を伴わない、他の施策に関連しているという理由により、調書に記載されていない取組がある。施策を有効に評価するとともに、施策の実施結果を市民に分かりやすく示すためには、 <u>施策に関連する主な取組について、調書への記載を徹底すべき</u> である。	次回評価から調書への記載を行います。	特記事項なし。	検討済